

4F25
錢貳拾圓定

卷九第

73-9

卷貳

三百諸侯

次目九之卷

第十二	第十一	第十	第九	第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一
保久科	大保	高木	謙訪	渡邊	里見	太田	關田	石川	秋田	喜連川	井伊

例言

一 三百諸侯とは大敷をあげて書名と爲し、ものなり、白石の藩翰譜には三百三十七家なりと雖も、嘉永以後の武鑑に由れば本末二百五十三家あり、若し同姓末家等を除く時は全くは百二十二家なり、(不明な家等は採らず)



一 系譜は藩閥の公侯の華族の爵位氏名をめぐ、偶次其間に四五の名を掲ぐるは讀者の辨をはかるに
 一 遺祖は(大孫王)原鎌足の如く疑がはしきものありと雖も、まばらしく武鑑、華族名鑑等に從がふ。
 一 諸行は諸書によつて異同あり、この書はたゞ其精神のある所に着眼して小話肆に潤飾せり。
 一 他家せし中重かる諸侯を選みて挿入せり、()を以て區別す。
 一 諸行は諸祖のみに限りしに非ずと雖も、昇平二百年間は、事跡の觀る可きもの少きが故なり、且精確の事を知り難きが爲なり(樂翁公等の如きは例外なりと雖も)。

一 この書全部十二卷なりと雖も、一卷は凡百二十頁餘の小冊子なり、百二十二家に配分つ時は一家十二頁にだに至らず藩祖が偉業の一斑とも類と能はず記實の少きは看官これと恕せよ。

例言

一 實名には同音異字なるもの多し、また其人によりては讀み慣れしものと雖も、其實誤認れるものあり、(石田三成は三成なるが如し)此篇にはなる可く正確なるものを選び、
一 舊藩地は諸侯によりて、屢次所替を爲せし者あり、故にこの書は嘉永前後の武鑑に従がふ、明治以後の如きは取らず。

明治廿七年十一月

著者識

三百諸侯卷九目次

第一 井伊

一頁

井伊備中大夫共保

井桁と橋の紋の事

井伊兵部大輔直政

家康に初見參の事

石川數正を退けし事

小田原篠曲輪の戦の事

向ふとすと云ふ事

井伊掃部頭直孝

衣服儉約なりし事

永井尙政に執政の心得を教へし事

伊達政宗所持の誓書を破りし事

幕府の諸役の事

陣代となりし時の事

さまざまの事

第二	喜連川	二二頁
第三	秋田	二七頁
第四	石川	三〇頁
	石川長門守康通	小幡へ馳せゆきし事
	石川伯耆守數正	信康を助けし事
第五	關	三八頁
	鞆の結びやうを學びし事	
第六	太田	四一頁
	太田持資入道道灌	歌人なりし事
	怪異に驚かざりし事	

第七	(里見)	五七頁
	英勝禪尼	世嗣の君の爲に力を盡せし事
	里見義堯入道	法牀の事
第八	渡邊	六二頁
	渡邊半藏守綱	牛窪の戦に味方を救ひし事
	太田に返書を爲せし事	
第九	諏訪	六五頁
	四郎勝頼	續目の朱印の事
第十	高木	七〇頁
	高木主水清秀	本多佐渡守を討し事

第十一 大久保

七八頁

大久保左衛門五郎忠茂

山中の城を攻取りし事

大久保五郎右衛門忠俊

二十七枚の起證文を書せし事

大久保七郎右衛門忠世

同 治右衛門忠佐

長篠合戦の事

大久保相摸守忠隣

三方ヶ原の戦の事

上田城抜け駆けの事

配流の事

大久保玄蕃頭忠成

三ヶ條の意見の事

大久保石見守長安

山師なりし事

第十二 保科

一〇六頁

松平肥後守正之

目黒の寺の事

四士の罪をゆるせし事

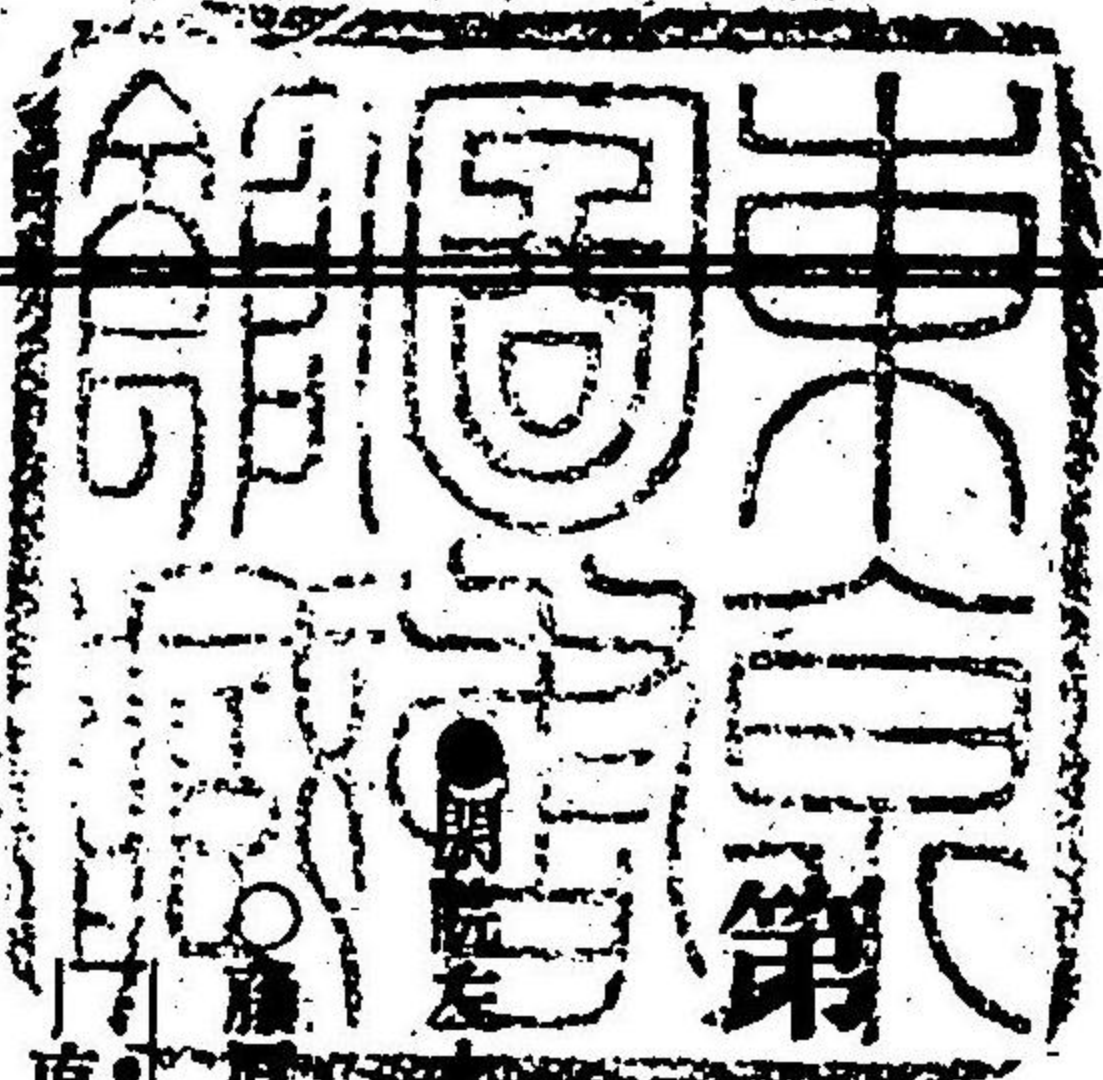
保科甚四郎正貞

忠朝を迎へし事

三百諸侯卷九目次 終

三百諸侯卷九

第一 井伊



大臣冬嗣齋井伊彦次郎直滿長子

○藤原直親井伊屋後守

直政 兵部大輔
從四位侍從

直孝 播磨頭
正四位左中將

直澄 播磨頭
從四位下右中將

直亮 播磨頭
正四位上中將

直弼 播磨頭
從四位少將

伯爵井伊直憲(彦根藩)



戸川 殘花 著



●井伊直政長男

○藤原直勝右近大夫
從四位侍從

直好兵部少輔

—直經兵部少輔—子爵井伊直安(與板藩)

徳川の四天王と呼ばれたる、井伊、本多、酒井、榊原の四氏の遠祖を考ふるに、本多は九條右大臣師輔公の裔、酒井は徳川家と中葉より其祖を同じふすれば、堂々たる源家なり、榊原は仁木右京大夫義長の後なりと云へば是も亦た名家の末なり、されど此等の三氏は中葉以後家運盛むならず皆三州に住して徳川家に仕へしなり。然るに井伊氏のみは少しく家運を異にせり。遠祖は冬嗣公の御子より出で遠江國井の谷に住して井伊の城主たり。足利の末に天下麻の如くに亂れ遠三の士は多く駿河の守護今川の麾下に屬しぬ。當時、井伊氏は嚴然たる一城の主にして信濃守直平と稱し、實に肥後守直親が祖父にあたりぬ。直親の子二人あり一男を彦二郎直満と云ふ、即ち直親が父なり。直満の兄の子信濃守直盛祖父の家を嗣ぎ、次には叔父直満の子を養ひて家を譲る可き約束なりしが、直盛が家臣の讒言により、直満は今川義元の怒に觸れて誅せられたり、其子直親も後に誅せられければ、直親の遺子の萬千代(後に直政)のみぞ直満の血統には残りける。直満の兄直盛には子なし、かの桶狭間の役に討死せ

しかば井伊の嫡流は斷絶せり。後に徳川家康が井伊の家の絶えたるを歎き、直親の遺子萬千代を求め出して家人と爲し、相傳の地遠州井の谷を與へ寄騎の侍をも附け、後見に木俣清左衛門、庵原治左衛門、西郷藤左衛門の三氏をば屬せしめたり、時に萬千代年十五なりしとかや。されば井伊は他の本多等の三氏とは其出身を異にし、家康も特に優待せし家と見えたり。

天正十年十一月に元服し井伊兵部直政と名乗りぬ。當時武田亡びて其家人は家康の手に屬せしかば、武田の家に武名を轟かしたる勇將山縣、土屋、原、一條等の手の兵七十四人と外に名ある武士四十三人を選みて直政の手に屬せしめられたり、これより兵部直政は一ト手の大將となり山縣昌景が軍裝を喜び兵具みな赤を用ひ、赤旗、赤幟、赤具足、井伊の赤鬼と云はれて武名をあらはし、または信州の眞田昌幸の秀吉の勢と長湫に戦ひ、徳川の先陣井伊の赤鬼と云はれて武名をあらはし、または信州の眞田昌幸の勢を破りて戦功あり、次第に場数を重ね武勳を顯し終に四天王の第一とは仰がるゝに至りしなり。家康關白と和議なりて上洛せし時は留守を守りぬ、大政所の歸洛のそりには直政送り奉つりて上洛せり、關白秀吉は直政が二十六歳の青年にして既に武名の高きを賞歎し、自ら帯する所の大小刀を取りて與へしことありと云ふ。十六年に叙爵して從五位下侍從井伊兵部少輔直政と名乗るに至りぬ。小田原の役にて功あり、家康封を關東に移せし後、上州箕輪十五万石を領して高崎に在城せり。太閤の薨去の

後に家康伏見にありて奉行等の爲に危うきこと多かりければ直政の畫策により、無事に過ぎしと多しと云ふ。關ヶ原には家康の第四子下野守忠吉を奉じ軍奉行となりぬ。此役に福島、黒田、細川等の軍功比類なかりしと雖も、實は井伊等が士氣を鼓舞し、人心を一致せしめたる力に由りて勝利を得しなりと云ふ。下野守といふに手を下して島津勢と戦ひ鐵砲に中りて落馬し惟新入道義弘も辛く虎口よりのがれしは世の人の知る所なり。石田三成の居城佐和山をも改め破りぬ。功により石田の所領を與へられ十五万石を領し、慶長七年正月從四位下に進みしが惜むらくは四十二歳にて其年の二月に卒せり。嫡子兵部少輔直勝病多くして職に堪へず家を舍弟直孝に譲りぬ。されども直勝の末も亦た越後國三島郡與板二万石を領して今日に至りぬ。

直政の次男掃部頭直孝は父に劣らぬ名將なり。其骨格も六尺有餘の大兵にして、身の毛逆しまに生ひ人皆鬼掃部と云ひしとぞ。位は右中將に進み、領知は江州彦根に在城し三十万石を領し、二代將軍秀忠、三代將軍家光、四代將軍家綱と三代の君に仕へて、國家の柱石と仰がれ大老の職に在りき、直孝はもとより武勇も等倫に超えたり、年十六にて出仕し、十九にて書院番頭となりぬ。大坂の役には木村長門守等の敵將を切り首三百十五を取りて賞賚にそなへたり。万治三年齡七十一にて卒せり。四男玄蕃頭直澄家を嗣ぎ、家例に由りて掃部頭になされ左少將に進みぬ。延寶三年卒去の後其子直興

家を嗣ぎぬ。

井伊家は徳川の譜代の大名にても特に重むせられ、大老の家柄と稱へられて世の尊崇も一ト方ならず、故に幕末の代にあたり政務紛々として治め難き日に、かの掃部頭直弼を起して大老と爲し、直弼も亦た一身を徳川家の爲に抛ちて倒瀾の勢を回さむと試みしは、實に直政、直孝の子孫として祖先を辱しめざるものと云ふ可し、事の成敗は問ふを要せず唯其赤心のある所を以て世に立むのみ、嗚呼、直弼は徳川の忠臣と云ふ可きなり。

家臣の重なりしは木股土佐、宇津木對馬、西郷伊織、三浦與右衛門等の諸氏なりき。領知京畿に近く風流韻事に名ある人も少なからず、近世は赤鬼の稱も適せざる藩風なりしが、戊辰の際には王事に力を盡し錦旗を奉じて江戸城に入りぬ。今昔の感に堪へざる人もありしならめ。櫻田門外五月の天に彦根藩士の肩上にも官軍の標識錦旗を輝やかせしなり。武州世田ヶ谷の豪徳寺の礎を見れば今も尤に橘と井桁の紋ありて轉た史家の感慨を催さしむるなり。

井伊備中大夫共保

井桁と橘の紋の事

今も昔も同じ正月の元日、昨日の人も今日は改まりたる思あり。其身其職に従ひ衣食をも新になし老たるは若やぎ、若きは成人たる様となるもあかし。こゝは遠州井の谷の八幡の社内、宮司は梓の弓の腰うちたしき眉雪に積る輪を示し、烏帽子も淨衣も今日は新しきを着けたり。境内の掃除は去年の夜に村の何某に頼しが、樹立の蔭までも落葉残りなく掃ひぬ、瑞垣に七五三ひきわたして清浄なる景色なり。来る歳々の恒ながら、元日は神代のことも忍ばれて六根も清浄なる感ありぬ可し。宮司は社殿に昇らむと爲すをりしも、バツト光の映しごとく覺えければ、怪しやと立ち止まりて四邊をながむれば、近き御井の中より、今生れしかと覺ゆる赤子のはひ出でたり、不可思議や何者の棄しかと、老の歩の運どらねど周章しく馳寄り見れば、こは如何に容顔いと麗はしく、眼光人を射るが如き稚子なりけり。宮司は抱く間も遅しと左右の手にとり、熱々と視れば見るほど玉の如し、呱呱と泣くをば播動すかし懐に暖めて家に歸りぬ。

其後宮司は、かの竹取の翁も物かは、蝶よ花よと愛せしが、月日には守る關もなく七歳の春を迎へたり、屈強しき男の子とはなりぬ。其事、井の谷の領主備中守共資の耳に入り、そは容易ならぬ稚見ならむ、共資には女子のみありて男子なし、我が子とせむと宮司に乞ひ受けぬ。やがて十五歳ともなりしかば、元服させて女に配偶せ共保と名乗せたり、この共保後に井伊備中大夫と稱し、武威を近國にふるはしたり。共保の養父共資は閑院左大臣冬嗣公の七男内舍人良門五世の孫なり。この共保の末に直政の祖父井伊彦次郎直満は出でしなりとぞ。この由縁より井桁を幕の紋となし、宮司に拾はれし時に橘の子一トつ御井のほとりにありし故橘をも亦紋となしなりと云ひ傳ふ。藩翰譜にも大に怪しと評したれども、かゝる傳説は井伊家のみならず、古代より多くある筋の話ゆゑ聊か潤飾してこゝにものしぬ。

井伊兵部大輔直政

家康に初見參の時の事

遠州井の谷の城主と仰がれたる井伊なれども、人世の常なれば實に黄梁一炊の夢のたとへ、井伊万千

代は肥後守直親の嫡子なれども今は身に尺寸の地なくして、母が再嫁せし松 downstream 清景の家に人となりて、天正三年には十五歳となりぬ。世が世にあらむには傳もあり小姓もあり物見遊山にも絡みつきしからむに、今は見る影もなき寄食の少年なり。其年の二月と云ふに徳川家康は濱松の近くにて小慶符の遊あり、ありしも万千代は所用ありてか、見物なるか端なくも家康が通行にゆき會たり、領主の通行なり別て今川殿とは一ど方ならぬ間なりし徳川殿なり。少年なれど賢き万千代は松の根方に跪きて恭しく會釋せり、鷹手にすえし家康は見るともなく少年を見れば、尋常ならぬ面觀なり、供の士にあの少年は誰が子なるぞ、家人の子なるか、或は他國の者なるかと問へば、知る者ありて、彼は井の谷の井伊直親が遺子に候、昔し今川殿の御不審を蒙り父直親は誅せられ候へども幸ひに孤子一人母の手して生長いたし只今は松 downstream 次郎の家に居り候と云ふ。家康はかくと聞くより、馬の足掻を留め少年呼べど近侍の士もて近く呼び寄せたり、二々首三言應對するに事に動ぜぬ膽力あり、行末願もしと思ひしかば、我に仕へよ万千代と其日よりして徳川の家人となり、終に家運目出度榮ふるに至りしなり。禍福は糾る繩とかや、孤子も名將に知られてより斷絶したる家國を回復せり。

石川數正を退けし事

井伊直政は顔色を變へ、少しく膝をすまませたれば、同坐の大名は何事の發りしかと、昔な直政の方を凝視たり。直政は怒る拳を握りつめ、聲ふるはしつゝ「此處に伺候ふ數正は譜代相傳の主君に背き、殿下に従ひまひらせたる大臆病者に候、直政彼と肩を並べ膝を組むこと御免を蒙る可きにて候」と云へり。そも數正とは如何なる人ぞ、井伊の云へるが如く徳川家康の家人にて實に譜代相傳の者なりしが、一朝秀吉が高祿を以て招きたるに心を暗し城を開いて上方へ落ちゆき、秀吉の家人とはなりし者なり、當時秀吉は徳川の名士の心を攪むと百方に策をめぐらし其歡心を迎へしなり、されば井伊直政も心ありて特に數正を呵せしにもあらむなれど、此時は秀吉自ら茗を點じて諸臣に賜ひ、別て直政は大政所の供奉して上洛せしとなれば、賓客として發應せしなり、その席へ出雲守數正(後に伯耆守)を呼びて接待と爲しは、古傍觀との考より秀吉のなせし事なれど、其底には如何なる心ありしか計り難し、直政が貴顯を憚からず、勇武に屈せず、秀吉が高祿もて招きし石川數正をば大臆病と罵る、實に快絶痛絶と云ふ可きのみ、この豪膽をもたずむば覇主をして震慄せしむるに足らず、時に直政は廿六歳なりしとかや。家康は小牧に於て秀吉を屈せしのみならず、家人直政さへも亦た宴席に於て秀吉を罵倒せり、譜代相傳の主に背けりと云ひしは、數正の上のみならず、北畠信雄に對する秀吉の上にも及ぼせるならむ、四天王の名空しからず、さすが名家の裔たるなり。

小田原城篠曲輪の戦の事

石川敷正を若宴の席にて呵せし直政は、打物とりても實に赤鬼の名は空しからず。天正十八年小田原城を攻むとて關白秀吉の大軍は廿万餘と聞えたり、城を圍みてより百餘日となりたれど手痛き戦もあらしざりけるが、直政こそ敵味方の目をば覺させたれ、篠曲輪と稱して城の東に一郭あり、危き橋一ト筋かけしのみ、夜のみ守りて晝は番さへもなし、直政は熟く窺ひおき六月廿二日の夜の暗きに乘して攻め寄せたり、もとより淺間の所なれば若武者のみにて攻破りぬ。次の曲輪に入らむと爲す時、さすが城中にも關八ヶ國の精兵の籠りしことなれば、撃ち出す炮音は雨霰のごとく、ふり閃めかす鎗太刀は宵の電光に似たり、若武者の勢さへもひるみて見えければ、直政は馬のりはなし鐵炮片手に掲げ、さら／＼と橋をわたりて眞先に進み玉藥をば二重に込め群る敵へ遠と放らしにぞ、三四人の敵はたしかに倒れたり、されど強く藥を込めれば筒は裂けて直政が左の手の指をば破る、破れし指の創をも物ともなせず、鮮血したる其手にて、鐵の楯を捉ひ曳々と呼び進みしかば、若武者等の何かは猶豫す可き突き出す鎗を奪ひ、切りかゝる刀を刎ね飛ばし、石垣を攀ぢ堀に取りつき次の曲輪に攻め入りて火出るほど戦ひたりとぞ。直政が篠曲輪の夜戦の働き、或は關ヶ原にて島津を追ひ撃ちし(巻四、二

十七頁) 勇猛のさまを見れば、其の勇鷲の右に出づる者はほども無しと雖も、平常は沈靜にして頗る寡言なり、大事ある時には思ふ所を家康に述べ果斷にして智略に富しとぞ、宜なる哉、家康の親任を蒙りしこと。

向ふふすと云ふ事

井伊直政は十五歳より家康に仕へ、名家の末にて夙くより一方の大將となりぬ。甲斐の武田の遺臣をば麾下に従へ、廿三四にて既に赤旗赤具足の異装にて赤鬼の勇名を鳴らしたる人なり、されば壯年の銳氣も甚だしかりしとぞ。家康より附け置かれたる武田の舊臣等は連署して一封の諫書をば呈したり。其諫書の趣意は、人は必ず向ふふすと申す事を常に思ふがよろしく候、臣等の舊主信玄入道の事を申さむも懼りある事には候へども、元來信玄入道は若年より一ツとして善事のなき者に候されど常に越後の上杉謙信をば向ふふすと致し候、何事も謙信に劣るまじと勵み候故に、一生の間に手をあらしたる大事の合戦五度に及び候へども一度も大敗北は無之候、殿にも本多中務殿を(忠勝)向ふふすと爲し給ひて、劣らじ下らじと爲され候ばよろしからむと存じ候、今日本多殿に上こそす武士は少なく候、進まず退かずと申す良將は中務殿と覺え候と書せしとかや。向ふふすと云ふは敵手の意なる可し、井伊の老臣

等が少壯銳氣の君を戒しむるに、向ふさすの俗談を以てす頗る適せしものと云ふ可し。四天王の中に於ても本多、井伊は兩々相對して下らざる名將なりき、武田が上杉を敵となせしは地を争そひたるなり、井伊が本多を敵手と爲し、は職分に力を致さむが爲なりき、實に徳川家には良臣ありけり。

井伊掃部頭直孝

衣服儉約なりし事

江州は京都に近く、昔時も湖上を船にて行けば其日にも往來する程なり。さればにや彦根の風俗も太平に及びては奢靡にのみ傾きぬ。殊に驕奢になりしは衣服にして、なか／＼に赤鬼と云はれし者の様はなく、後は鬼ならずして皆京上臈と覺ゆる程となりぬ。直孝は元和の後に家を嗣ぎたるに、はや華奢に傾きて土風に情弱を生ぜむと爲せり、直孝は如何にもしてこの奢侈の風を改め儉約の道に引き返へさむと工夫せしが、心にキツト思ひ付きたることありければ、江戸より歸國する時あらかじり供の士の數ほどに木綿の衣服を用意せしめぬ。やがて彦根も近くなり我が領内に入らむと爲す頃、かの綿服を取り出して、供の侍に着せたりかゝる事とは夢にも知らず、彦根より迎ひの侍は國堺に出で

遙に松原の末をながむれば、井伊家の一本道具栗色なめし太刀打黒は願れ來りぬ、諸士は路傍に跪きて仰ぎ見れば恒にかはりし事はあらざれども、驚く可きは供の入々の衣服なり、誰も誰も皆一様の木綿の服装、己が衣裳をかへりみれば綺羅びやかなる絹布の姿、美服を製きたく思ひしが途中なれば益方なくスゴ／＼と供して城下へ歸りしとぞ、直孝は一事の法令を出さず彦根の士風を一變せしめたりとかや。絹布は木綿より輕暖なるが故に、かの開明の法則に従ひ衣食も其度を高ふするは勢の必然と云ふ可き道理なり、然れども封建の政治と武士と軍隊の社會には華美は恰も脱疽の如し、必ず腐蝕して其骨をも害せざれば止まざるなり。士風もし驕奢に傾く時は既に勇武の氣象の半は減せしなり直孝が綿服を供の侍に與へしは善好方便と云ふ可し。然れども當時の奢侈は近世の武士が萬分の一の美麗もあらざりしなり。近くは京量が彦根藩士をば茶歌と太鼓に堪能なる士と評するに至りしは地理上より來りし弊とは云ひながら亦た残念なることなりき。直孝が昔時を見るに大坂冬陣に物見の兵二人雨に痛く濡り濡りければ、着せし小袖二ツを脱ぎて與へたり、他にかはる可き小袖なく安藤帶刀の許へ小袖を請ひ綺の小袖に草袴はきて兩御所(家康秀忠)の前へ出でしとかや、當時直孝は十五万石を領せしなり、以て其儉素なりしとを推し計る可し。

永井尙政に執政の心得を教へし事

直孝は申次の侍が、永井信州様御入來に候と云ふを聞き、紋付の小袖麻上下にあらため書院に出でて對面せり。信濃守は年若なり、直孝は當時大老の職に在りて一世の仰望する所なれば、信濃守は恭々しく、昨日も殿中にて申上し如く、今般は不肖の某に執政の職を仰付けられ、如何にも大任の重きに堪へ難かる可しと存じられ候、願くは貴殿の御教訓を蒙り度と存じ、今日は沐浴いたして一身を潔め、御覽の如く禮服に改めて參上仕候と云ふ、直孝は穩に會釋して、信州殿の御心懸、掃部實に感心致し候、今朝御入來の節は御身を潔められてなど、事々しく申す程の儀も無之候得とも、某の御話申さむと存ずるは全く掃部頭の思慮には御座なく、古人も守りし訓戒に有之候と云へば、永井信濃守は愈々畏まり、御訓戒承まはり度候と答ふ、直孝は何をか云ひ出でし、世の諺に油斷大敵と申候事は定めし御承知のことなる可し、萬事の危きに及ぶ事皆是油斷より破るゝなり、此一大事を堅く忘られずば、執政の御役も首尾能く御勤にあひなり申す可く候と左も聖賢の教訓をば説くが如くに話したりとぞ。

油斷大敵の諺は其事頗る卑近にして、直孝が斯く重々しく教ふる語にはあらざるが如しと雖も、省

みれば吾人の世に失敗するは油斷の外に出ず。恭敬の道も亦た此外にあらざるなり、徳川の盛時に元老が實踐道徳を如何に重むぜしやを知る可きなり。

伊達政宗所持の誓書を破りし事

徳川二代將軍秀忠の薨去の後に、世は危虞の恐なきに非ず、諸侯には未だ家康とにも中原に鹿を追ひたる老將あり、別て伊達中納言政宗の如きは、幕府の執政も扱ひかねたり、何ぞか思出しけむ政宗は關ヶ原の合戦の頃に家康より與へし墨附あり百万石を給はらむと云ひ出でたり、幕府の執政は皆な首をあつめて談合すれど其墨附を取り消す可き方法なし、時に井伊掃部頭は政宗の縁者なれば貴殿取計はれよとの評議に決しぬ。直孝は伊達の邸にゆきて政宗に面會し、今日は老中の格に非ず、縁者の間に來れり、御墨附と云はるゝ品を拜見致したしと云ふ。政宗は一眼を賭と開き莞爾として、何に御墨附と云ふに候、かねて心構やなしにけむ、床の間に置きたる桐の箱恭々しく捧げ持ち、蓋を開きて取り出す一通の誓を二三返頂戴して直孝にわたし謹みて拜見致されよと云ふ、直孝も亦た押し戴き開きて見れば、疑ひもなき大御所家康公の御墨附なり、直孝まばし熟見するさまなりしが、サツト引き裂きて墨附をば傍の火鉢の中へ投げ入れたり、老功の政宗なれども顔色變て掃部殿と云

ひかけしが、直孝は嚴然として、中納言殿御怒あそばさるゝな、必竟かゝる權宜に出でたる百万石の御墨附をば今日までも御所持になり天下既に泰平にして上下皆無事を謳歌いたす日にあたり、反古にひとしき御墨附など大切になさるゝは直孝一圓合點仕り難く、伊達家の御爲にも有之間敷候と云ひ、決意容貌に顯れたり、さすがの政宗なればカラ／＼と打ち笑ひ、これは政宗が不了見にて候ひしぞ、掃部殿以後萬事御配慮を煩し度候と全く打ち解けたりしとぞ、今日より考ふれば大事にもあらざれど、當時は徳川政府の基礎未だ堅固らず、大諸侯に對するには殆んど實禮を以て遇せし時なり、この時に政宗の如き人の情感を害する事あらむには、動亂の端を開くは明亮なりしなり、直孝が斷行せしは決して庸人の爲し能ふ可きことに非ず。

因に云ふ幕府の代に參勤交代の時に老中(執政)を以て上使と爲し旅行の勞をねざらひし諸侯は左の數家あるのみなりき、他は重き諸侯のみに使番或は奏者番を以て上使と爲せり

尾張、紀伊、越前、津山、松江、川越、明石、加賀、薩摩、陸奥、肥後、福岡、安藝、長門、肥前、因幡、備前、津、阿波、土佐、久留米、秋田、盛岡、米澤、對馬、二本松

明石以下は國主大名と稱せし家にて儀式上には臣禮を執りしと雖も、實際は客禮を以て遇せられたるなり。皆是足利、織田、豊臣の代に勅與せし侯伯なればなり。

幕府の諸役之事

大老は補助の任にあたり、時代によりて一人これに任せし職なれども、老中は數人ありて實に幕府の内閣なりき、職權は時に變身ありたりと雖も、實權は今日の大臣の如し、其より以下に若年寄(少老)奏者兼、側衆等あり、奉行は寺社奉行、町奉行、勘定奉行をば三奉行と稱し、目附には大目附、目附あり、番頭には大番、書院番等あり、奏者、側衆は君側の役にして三奉行は司法、大藏、内務等の職にあたり、目附は監察の任にあたり、番頭は番士頭侍衛の兵に將たるなり。老中には毎月一人の月番ありて専ら事務の衝に當り、對客、或は逢日を定め、家臣にも取次役と稱するありて大小の諸侯、數千の旗本に應接せしめたりとぞ。老中は十方石以下壹方石以上の譜代大名より選抜し、大老は十方石以上の譜代大名よりも出でたり、近世は若年寄及奏者兼は万石以上の人ありき、三奉行の中にて寺社のみは万石以上なれども他は少祿の旗下の士より進みしなり、特に町奉行の如きは少祿の士より出でし者多し。然れども世襲は封建の代の特質と云ふ可きか、大老の家と稱せしは井伊、酒井の二家に限られたるが如く、老中には三州以來の名家及三代四代の將軍の間に興りし家より出でしもの多かりき、例せば本多、大久保、稻葉、秋元、堀田、阿部、久世、牧野、松平、脇坂、太田、青山、内藤、

安藤、島居、水野、土井、土屋等の譜代の小諸侯なりき、殆むと二百年の長日月に幕府の内閣を組織せし者が同一の血統より出でしなれば、賢明なる人を得がたかりしも必然の勢と云はむのみ。

陣代となりし時の事

井伊直孝の兄右近大夫直勝は多病にて父の跡を嗣ぎ難き人なりしかば、大坂の軍發りし時、直孝に陣代せよと命ぜられたり。直孝は急ぎ老臣を集め、今日上様よりかくくの仰あり、各方には某の下知に従はるゝやと問ふ、もどより直勝が病身は誰も知る事なれば、同音に御陣代を御承ある可し、臣等仰に背くこと有之間敷候と答ふ、直孝は満足しさらば各が日頃の武功を承まはり某が心得に仕りたしと云ひつゝ坐中を見渡したり。時に列坐の中に兵庫と稱する老練の侍大將あり、伏波將軍の昔をも忍ばるゝ風采なるが懐より一巻の書を取り出し、書を直孝に呈せむと爲す様子なりしが、其書は其儘手になして、御前には戰場に赴せられ、御心を決せられて少しも御疑惑なく諸勢を御下知遊ばさるゝや如何に候やと問を發せり、直孝は老將の問ふことなれば意ありての言ならむと少しく沈吟する様なりしが、兵庫、某が所存も亦た同じ、所詮戦は決断して進むにあり、疑惑せずして令するにあり、と存するなりと答ふ。兵庫は聞くより滿面に喜色を湛え、其御意こそ最早大將の御器量を備へ

給ひ候、兵庫が斯く老朽な候まで軍の場敷を重ね思慮いたせしも唯一のみに候、戦争に唯々必要なるは兩端を持せずして戦ふより外に無之候、此事御合點に候ば此書も用は無く候と云ひつゝ火鉢の中へ投げ入れしとぞ。兵庫のこの書いかなることを書せしかは知らざれども、疑はず即断行の必要を説きて初て兄の陣代となりし直孝の坐右の箆となせしは兵庫も尋常の士に非ず、この教訓を夙より悟り得たる直孝は實に傑出せし大將なりき、直孝の生涯は唯この断行の字にありしのみなり、断行は信より發す、己を信じ、他を信じ、聖賢を信じ、天を信ず、信は國家を隆盛になさしむる原動力とこそ云ふ可けれ。嗚呼信なる哉。

やまづの事

直孝の母は嫡妻にあらず、父直政の室に侍し女なり、父は印具徳右衛門と稱せし松平周防守康親の家人なりしとぞ。故に其母懷孕せし時、父の許へ送り還せし途駿河國藤枝宿にて分娩せしなり、六歳までは母の手にて育ちしが、母は甲斐々々しく其子を負ひて、直政の領地上州笑輪に赴き、直政の御行をうかひて其子をわたしぬ。直政思ふ所やありけむ、此子養育せよと云ひて、其處の庄屋に與へたり、歳十三となりし時に其家に強盗入りぬ、直孝も枕刀ひきぬき切り散し逃ぐるを追ひて背戸の

山へ登らむと爲る賊の高股を切り落しければ、若者ども馳せあつまり其盜を打ら殺しぬ。此事父の直政に聞えしにぞ、直政は初て城中へ呼び寄せたり、其日雪ふること志きりなるに、十三の直政をば濡椽に坐せしめしかば雪はやがて小き膝を降り埋ぬ、されど直政は少しも容儀をくづさずして忍び居たり、直政は其忍耐を感じ呼び入れて温かき園の上に坐らせ、愛らしき犬の子を與へたり。この父にして直孝の如き子あり。幼稚より嶮然として頭角を露はしたれば、父直政も見る所やありけむ關ヶ原の負傷より病で死なむと爲すをり、十四歳になりし直孝には慶と甲を遺物となして與へしとかや。

* * * * *

直孝未だ父の遺跡を嗣がざりし時、大番頭を勤めたり、慶長十九年冬大坂陣の時に前にも掲載しごとく兄の陣代となりて戦ひ、東西和睦の後父の家をば嗣ぎしなり、されば此時直孝は齡やうやく二十三にして、職は大番頭になされしのみなり（今日の近衛兵の佐官位と思へは可なるべし）然るに父の家を嗣ぎし翌日登城せし時、將軍秀忠の前には老中本多佐渡守正信を初として堂々と居並びしに、直孝は悠然と長袴の裾ひきつゝ本多正信の上坐に着きたり、式禮もをはりて後、直孝は正信に對ひ、本多殿御容赦下されよ今日の振舞無禮と思し召れむ、さりながら故侍従（父直政を云ふ）の家を嗣ぐ可し

との上意もだし難く、向後も御免を蒙り度候と云ひしかば、老翁正信は莞爾として、されば候、今日の御振舞佐渡守は悦び候、かゝる人を井伊家の世嗣となされしは將軍家の御眼力の恐ろしきと、たゞ有難ふ存じ候と答へしとかや、この日列坐の人々も昨日までも大番頭にて遙の末座に在りし人が今日は飛鳥も落つる勢ある佐渡守殿の上坐に着きし振舞は優にして武く、徳川の御家の基礎となる可き人なりと賞美しあへりとかぞ。

鎌倉にも室町にも江戸の創業の時の如き其臣は乏しかりしなり。頼朝には北條時政父子の好あり、尊氏には高師直兄弟の驍あり。之に反して家康には井伊直政の如き硬直の臣ありき、加ふるに其子直孝の至誠人を動かす沈勇あり、偶々本多上野介正純の如き臣あるも、國家の累を起すに足す。三百諸侯の祖先の事を編するに當り特に著者の肺腑に徹して覺えず感涙を志ばらしむるは遠三兩州出身の武士の實行なり、遠三の武士は木訥にして仁なりき義なりき。今や世は物質的の開明に進むとも邦家の柱石となる可き忠臣義民は質素篤實の武士的理想ある家より生るゝ事と知る可し。武士てふ字は豈保守退化を意味するものならむや、農工商を諭せず國家の爲に盡さむ人々は皆我が國の干城なり武士なり。

第二 喜連川

●征夷大將軍尊氏十代

○源義氏關東鎌倉古河公方

國朝喜連川左兵衛督實は生實頼純長男

頼氏左馬頭 熙氏左馬頭

子爵足利於菟丸(喜連川藩)

野には未だ遺賢のありしならむも、名門の子孫には朝三暮四の憂なく、殆んど六十四州に怨嗟の聲を断ちしは、徳川の治世なりき。豊臣の嫡流こそ止を得ずして絶えたりと雖も、支流は方石を食みて祖先の香火をたやまず、足守、日出の木下氏あり。織田には天童、芝村の二藩あり、實に信雄と長益の裔なり、新田氏の裔には元より徳川ありと雖も猶其遺孫に與ふるに百二十石と白無垢の服制をゆるし柳間席の格を以て上州新田に置けり、之を岩松、浦次郎と稱す、世に新田浦次郎氏と云はれしは此家なり。されば足利の末も亦た祭祀を失はず、豊臣秀吉が小田原を征せし後、足利氏の裔を求め基頼の

孫國朝に封地を與へて下野國喜連川に居しめたり、徳川の代に至りては五千石の祿に加ふるに優禮を以てし、金紋の袂箱、烏毛の二本道具、爪折傘を免し代々左馬頭と稱し嚴然たる大諸侯の格式を具へたり、武鑑には領知高をかかげず特別の家として遇せられたり、これ喜連川公方と稱せし家なり、家は畧語に掲げしごとく、關東管領足利基氏(義詮弟)より五代古河公方成氏の曾孫晴氏、晴氏の子義氏に至りて鎌倉に在りし足利氏は断絶たりと雖も、成氏の子に政氏あり、政氏の三男基頼の孫國朝ありて喜連川家の祖となりしなり。この他に足利義榮の後あり、阿波平島に依りて世々又太郎と稱せしが喜連川家の如く實禮を以ては遇せられざりき。喜連川家の事を述るにあたり、足利、新田等の名門の庶流の後を考ふるに殆むど皆な其地位を得たるは徳川氏の美政と云ふ可きのみ。左に記載するが如し。

高家衆

(殿中の禮式を掌とれり)

武田大膳大夫

畠山長門守

從四位上少將
五百石

從四位上少將
三千百石

六角越前守	從五位下侍從 二千石
由良播磨守	從四位下侍從 千石
土岐出羽守	從五位下侍從 七百石
今川駿河守	從五位下侍從 千石
品川式部大輔	從五位下侍從 三百石
吉良式部	千四百廿五石
大友豊後守	千石

此他に宮原、有馬、大澤、横瀬、中條等の諸氏あり、其地位恰も公家と武家との間に立ちしものゝ如し、武家に於ては少將は殆んど數十万石の諸侯にのみ限られたる如く、侍従も亦十方石前後の格式ある家のみなりき、然るに高家は僅に千石或は千石未滿の少祿にて官は大諸侯さへ容易に昇り難き地に叙せられ服制は白無垢を着し(四位侍従以上)乘輿を許されしなり、是も恐らくは京都と江戸との儀式上の權衡を得むが爲より設けしことならめ。又新田、足利の代の名流の末にはあらざれども、徳川

氏の祖先より出でし庶流を重むじて其子孫を遇せしむ亦た遺る憾なかりき。

世良田和泉守信光之末孫

交代寄合格 松平村 太郎左衛門

同 藏人親忠之末孫

交代寄合格 竹谷村 主水

形三原村 紀伊守

御油村 外記

深瀬 主殿頭

能見 左右衛門

阿智和村 右衛門佐

長澤村 伊豆守

同 出雲守長親之末孫

大絶村 右近將監

同 左京亮信忠之末孫

福	笠	村	三郎	次郎
櫻	井	村	遠	江
藤	井	村	勘	九郎
同 二郎三郎清康之末孫			大	濱
			村	九郎
			右	衛門

以上の人々は皆な農家なれば姓さへも稱ふること能はざる者なれども、徳川家康の父或は祖父、曾祖父と溯ぼりて祖先松平素親の遠きより連枝即 庶流の血統ある土民なれば特別の格式を與へ旗本の格にまつかひたるとかや。

此等の諸事をあつめ來りて考ふれば、喜連川家が如何に優遇せられしかとも推知することを得べし。

第三 秋田

●安倍賴良二男厨川二郎貞任裔

○安倍實季秋田城介
從四位下侍從

俊季河内守 盛季安房守

惠季安房守 子厨秋田昭季(三春藩)

秋田氏の祖、安部賴良に就きては種々の傳説あり、其遠祖は攝州安倍野に住せし者より出でしとも云ひ、或は遠く長髓彦の昔より家系を引き、或は孝元天皇の皇子大津命の子安部又は阿閉臣なりとも云ひ、或は東夷の酋長なりとも云ひ傳ふ。家系には如何に確實なることを傳ふるやは知らざれども、恐らくは神武天皇に從ひ參らせたる、かの大和人種の末にして蝦夷の劣等なる種族より出でしには非ざる可し。安東太郎と云ふ者あり、僻遠の奥州外々濱より兵を起し近隣を切り從へ終に羽州秋田の地へ出で、自稱して秋田城介とは名乗りしなりとぞ、時は應永年間と云ひ傳ふ、應永は南北朝の和睦あり給ひし後なれば未だ北陸には足利氏の威も達せざりしか。この安東太郎より六代の末に秋田愛季あり給ひし後なれば未だ北陸には足利氏の威も達せざりしか。この安東太郎より六代の末に秋田愛季あり給ひし後なれば未だ北陸には足利氏の威も達せざりしか。

り、愛季の子を秋田城介實季とは稱せしなり。愛季の代に如何なる由縁やありけむ續田信長と違く音信を通じ、天下羽柴の手に落ち、秀吉關白に任せし頃は既に使者を遣りしと屢次ありしとぞ、戰國の代に能く上國の事に意を注りしものと云ふ可し、愛季は天正十五年に秋田城に於て卒し、嫡男實季家を嗣ぎぬ關白秀吉奥州へ下向せし時、本領を安堵し以後所々の軍役に應じ、をさく力を盡せり。秋田の地は元來祖先の押領せし所なれば、租入も豊にして二十万石餘もありしと云ふ、しかるに實季は秀吉に所領を問はれし時、凡四五万石も候はむかと答へ、終に秋田は五万石の所領と定られたり、田地の丈量さへも制度の亂れし時なれば、諸侯の領知は已さへ定には知らず爲に非常の損得を生ぜしなり、實季もし明に二十万石と答へしならむには二十万石の諸侯となり、移封の事ありとも五万石には減せられざりしを口惜きこと云ふ可し。

關ヶ原の役の後、最上義光の爲に二た心ありと断へられしが、申し開きたちて本領を安堵せり。さりながら若て五万石と答へしことは再び消すこと能はず、慶長七年佐竹が秋田へ移されし時、秋田家は常州美城郡へ移りて五万石を興へられたり。後に實季從五位下秋田城介に叙任し、大坂冬の陣に功ありき。嫡子伊豆守俊季も父と共に大坂陣に功あり、河内守に任じ家を嗣ぎぬ。正保年間陸奥國三春に又た移りぬ、領知高は舊の如し、以後變易なかりき。

家の紋は檜扇に鷹の羽二枚を打ち違ひしなり、家傳には秋田家の祖に安東太郎貞季なる人あり勇士の譽高かりければ、後鳥羽天皇より檜扇に高麗國より獻つりし鷲の羽を二枚のせて賜ひしことありければ、家の譽に紋と爲しなりとぞ、優美と勇烈を具へたる鷹はしき話と云ふ可し。奥羽僻遠の地より家を興して今日も華族たる大名は僅に五家あるのみ、曰く

南部、津輕、戸澤、岩城、秋田

南部は新羅三郎の裔なり、津輕は近衛の流なりと云ひ、戸澤は平貞盛の末孫、岩城も亦た貞盛の後なりと云へば遠遠たる古代は知らず、阿部貞任の時を以て家系の起りと考ふれば、秋田氏こそ奥州より勃興せし唯一の家と稱す可きなり。

第四 石川

●八幡太郎義家裔石川判官代義基十二代

○源忠輔 石川左近大夫

清兼 安藝守 家成 日向守

康道 左衛門大夫 忠總 主殿頭

總和 日向守 子爵 石川成徳 (龜山藩)

●石川忠總三男總長男

○源總長 若狭守 總茂 近江守

總管 重之助 (下館藩)

足利の末葉には名門有族も民間に沈淪み、素寒の地位より一躍して權要に進ずむものゝみに見ゆれど、靜に考ふれば、門閥を尊とむことはいよゝ重かりき。三河出身の人々も皆其祖先を溯のぼりて

原れば、精神の家の流を汲む人多し。石川家も亦た源義家の裔、石川判官代河内守義兼の後胤なり、義兼の子孫河内國に住せしが、義兼より十代の末に下野權守政康と云ふ人ありけり、この政康淨土新宗を信じ連如上人に従ひ一向門徒の中に於て鋒々の聞高く三河門徒の一揆の大將とはなれり、其後生年十四歳になりし子をば家康よりは五世の祖左京亮親忠の家人となし、左兵衛尉親康とは名乗りぬ、この親康の子孫つひに徳川譜代の家人とは爲りしなりとぞ、故に親康の子忠輔、忠輔の子清兼と父子三代徳川の家に住へて酒井等とも名ある者なりき、特に清兼は家康の祖父清康より家康の若年の時まで家の老となりて良臣の名ある人なりき。清兼の子二人あり、嫡子を右近忠成と云ひ、次を日向守家成と云ふ、今の石川家は次男家成の血統なり、嫡男右近の家は断絶せしゆゑ、先づ日向守家成より記載さむ、家成は家康が三河國より勃興せし創業の時に力を盡し、織田との戦ひ、今川の争ひ、一向専修の門徒等の一揆、別しては三方ヶ原の合戦に功ありき、就中織田の加勢に酒井左衛門尉忠次とともに赴きし時は、一日の中に廿餘箇度戦ひたりと云ふ。嫡子長門守康通も亦た父に劣らぬ大剛の武夫にて、長湫の戦の時には本多忠勝に續ひて小幡の陣へ馬を馳せし者なりしとぞ。父子數度の合戦の功名あげて數ふるにたへず、父家成は豆州梅郷の城にて五千石を領し、子康通は上野國鳴波にて二万石領したり、後に康通は澁州大垣に移り五万石を領す、康通父より先きに卒し、父また世を逝りし

時に孫の忠義幼稚なかりければ外孫大久保主殿頭忠總を養ひて家を嗣がしめたり。慶長十九年の春實父大久保相摸守忠隣罪ありとて封を觀れ江州彦根に幽囚の身となりぬ。忠總も父の故に由りて籠居してありけるが、大坂の軍起りしにぞ、潜に上坂し處々の戰に手痛く働きたり、功を以て勘氣をゆるさる。豊後國日田、下總國佐倉、近江國膳所等に移り七万石を領したり。延享元年より石川主殿頭總慶以後は勢州鈴鹿郡龜山にて五万石を領したり。末家あり零賚に在るが如し。

石川安藏守清兼の嫡子右近忠成は子あり内記數正と稱す、忠成は今川義元の命により三州岡崎の城を守りしが年若くして死せり。内記元服して家を嗣ぎ伯耆守と名乗りぬ。この伯耆守は年老て後に關白秀吉の家人となり清き石川の流れを濁したれども、其初は無二の忠臣なりき。永祿四年三月柳ヶ瀬の戰には水野の侍高木善次郎清秀を討ち、信康今川に囚れ既に殺さるゝよと聞えし時、數正の力によりて助けまひらせ、徳川の家の柱石の老臣なりき。三方ヶ原、長篠の役等に恒に一方の大將となりて功あらざることなし。天正十三年家康秀吉と和睦し於義丸秀康を秀吉の養子となし、時、數正の二男勝千代丸は供に從がひたり、後に家康と秀吉の間平ならず、秀康も數正の二男をも失なはむとの風

説あり、時に天正十三年十月三日の夜に伯耆守數正は己が守りし三州岡崎の城を開き妻子一族郎黨等を引き具して都へ逃げ上りぬ。關白大に喜び、やがて出雲守になされ水野和泉守忠重とも軍奉行となりぬ。數正が二孝心も秀吉の言に由りて家康の赦しを受け對面を爲すことを得たりとぞ、小田原の役の後に信州松本にて十万石を領したり。數正卒去の後に嫡男玄蕃允康長家を嗣ぎ八万石を領し、父が一時の過失も消え再び徳川無二の譜代の臣と同じくなりぬ。關ヶ原には中納言秀忠に從ひて山道を打て上りしが眞田に對して居城松本を守れり、惜むらくは犬久保石見守の罪に坐して慶長十八年に所領を沒收せられぬ。

石川長門守康通

小幡へ馳せゆきし事

小幡山には本多平八郎忠勝、先刻より、軍の注進を開き居たりしが、終に御勝利に候上方の大將池田父子、森武藏も御討取に相成り候ふとの注進あり、徳川勢は上も下も躍りあがりて悦びあひ陣々は鳴りひびくばかりなり。されども思慮ある忠勝は使番に暫く待たれよと云ひ、さて殿には長湫に御在陣

に候ふやと問へば、使番は何の意もつかず、さむ候首實験も御勇しく長湫に御陣をはられ候と答ふ、忠勝は暫時思慮するさまなりしが、傍にむかひし我が郎黨に馬ひけ殿の御大事なるぞ、手勢は我に従へど、かの蜻蛉切の槍提げ砂塵を蹴たて、馳せゆきたり。石川長門守康通は默然として忠勝の舉動を見てありしが、本多の馳せ出づるを見るより、康通も立ち上り、羽柴の大軍を途中にて喰ひ止むることとは、元より蜻蛉の斧をふるひて向ふが如く詮なきことなれど、一ト時にても半時にても敵をして長湫へ着することの遅からしめなば、武畧には長たまひたる我が君なり暮るまでには小幡へ御勢をひきあげさせ給はむ、やはか本多殿に劣る可き康通も命は疾より殿に献げたり、いで平八ぬしに力を協せて呉ふぞ、大膽にも手勢少々召し具して、馬にヒラりと跨がるや一ト鞭あて、軀けゆきけり。嗚呼、康通が忠義の膽力は少しも忠勝に譲ることなし、共に生命を抛ちて半時たりとも秀吉の大軍が長湫に着することの遅きを望み、一死以て徳川家の恩に酬ひむと試みしのみ、世には忠勝の忠のみを賞して康通が精忠を知る者稀なり、忠臣にも亦た幸と不幸はありけり、到底、彼蒼の照覽に任じ人世の評説は眞賊の忠臣の問ふところにはあらざるなり。

石川伯耆守數正

信康を助けし事

鬼神をも挫ぐ可き六尺の大男が、十歳か十一歳の品好き子を肩車になし、をりくは己が首をたゝかせてノツサくと歩み來れり、見れば岡崎の老臣石川伯耆守なり。肩になし、子は誰ぞ、家康の嫡男岡崎三郎信康なりき、松原の此方には岡崎よりの迎の人々覺えず歡喜の聲をあげ數正の智略を譽ぬ者はなかりけり。如何なれば數正は信康をば肩になして歸り來りしぞ。當時信康は今川氏眞の許に質となりて在りしが、父家康と氏眞の間平ならず、内々信康をば失なはむとの評定あり、徳川家にては斯くと聞くより心を痛め、殿こそ御家の爲め御國の爲に三郎君を捨給とは云へ、老臣等の身として手を拱して日を送る可き時にあらず、また信康君に御供せし酒井將監忠尙の子も討る可し、爲に將監は頗る不快の氣色ありと聞く、御家人等にも今川に心を寄する者は多し、御家の一大事と首をあつめて議したり、終に酒井政親、石川數正等の計畧により氏眞の寵臣三浦右衛門佐に頼りて、前に書し、如く三郎信康は數正の肩に乗せられて三河には歸りしなり。酒井政親は老職なれば初よりして心を苦め

たれど、身自ら今川の君臣の間に入りて信康を事故なく助け來りしは、職として數正の力なりき、この數正にして老後に晩節を失なはむとは誰も思ひかけざりき事なりけり、實に人心は秋天に似たるものかな。

躰の結びやうを學びし事

三方ヶ原の戦は徳川家康が生涯に二度とあらざりし苦戦なりき。敵は名にしよ武田大膳大夫晴信なり、三河武士も今度の戦こそ我が最後の場なれと心を決せし者も少からず。石川伯耆守もなかくに涼しき覺悟、いでや多年研きし腕を見するは此の一戦にあり、累代の御恩を報ひむも此時なり、今は思ひのこすこともなし骸の上の汚辱なきぞ望なると云ひつゝありしが、何に思ひ出しけむ、單騎鞭をわけて陣所より馳せ歸りぬ。數正はそも何事のありしや、所要と云ふは躰の紐の結びやうなりき。昔時は美濃の守護土岐に仕へて、時めきしも今は尾羽うちからせし淺田の何某が門の戸叩くものあり、誰と問ひつゝ開きて容貌を見れば見しことあらぬ一人の武士、既に出陣せしと覺しく物の具に身をかため太く逞しき馬を中間にひかせ悠然として佇立み居たり。來意を問へば、先づ石川伯耆守と名乗り弓矢の古實につき教を受けたき事の候と答ふ。淺田何某は恭しく席に通し、古實とは如何なる事をか

尋ねらるゝやと云ふ、數正は最と赤面の有様なりしが、淺田殿には弓矢の道に達し給ふのみならず、其故實さへ御心得の由某今般は戰場に骸を曝さむと覺悟いたし、熟ら平生の事を考へ候に、弓ひき矢はなし候ことは、御覽のごとく小兵に候へとも人なみくには仕り候はむか、さりながら田舎に生れ候悲しさには躰をさし結び候ふ真正の方式を心得ず、あはれ御教を蒙り死後の恥辱をまぬかれ度候と云ふ、淺田何某は古兵の聞あるものなれば、伯耆守が意思をくみ覺す洩す感涙を奉もて拭ひつゝ、御精神感じ入りて候と言ふに答へつゝ躰のさし結びやう懇ろに教へたりとぞ。數正は大に悦び亦もや汗馬に鞭をわて夜を日に繼ぎて歸りしかば、かの三方ヶ原の大戦の日にあふことを得たりしかや、後に信玄この事を聞き武士の家に生れ弓矢の骨法をかくまでに嗜むこと天晴なる武士と云ふ可し、徳川が弓矢は悔りがたしと評せしとかや。應仁の以後世は刈蒺と亂れに、優美てふ思想は地に掃ひしごとくに見ゆめれど、數正が死後の恥辱を思ひ躰のさし結びやう習はむと古兵を訪しころは麗しとも美しとも云はむかたなし、かゝる骸の上を照す月影は月もあはれをこめて匂ふならめ、躰とは弓ひく料に右の手の指にかくる手袋やうの物なれば、いかに結びしとて恥辱とも思はぬと、弓矢の骨法しらぬと云はるゝが死後の恥辱、武士は實に皇國の花なりけり、皇國の花は武士なりけり。

第五 關

●關十郎左衛門藤原長重男

○藤原成政

成次民部少輔

長政備前守

長治備前守

長道但馬守

子爵關博直(新見藩)

●太政入道清盛嫡孫新三位中將資盛末葉

○平盛信關安壽守

萬壽齊

一政右兵衛佐長門守

關氏は森美作守忠政の孫關民部少輔成次の嫡子備前守長政より藩列になりぬ。其の先は森家の家人にして成次が其主忠政の女を娶り二子を生み、忠政卒し後嫡男長繼入りて主家を嗣ぎぬ。後に森大内記

長繼領知二万石を分ち、將軍家に召し出ださるゝこととなりしなり。(巻八、百十頁を參看す可し)

關長門守一政の家は斷絶して今は華族の中に列せずと雖も、幕府の代には五千石を領したる旗本なりき。關播磨守又は左近と稱せり。其家系は堂々たる平相國の裔にして、新三位中將資盛が十三の時、松殿に對し奉り不敬の事ありしかば、父重盛の勘氣により勢州鈴鹿郡に追ひ下されたり、其の時にもうけたる男子一人あり盛國と名付けぬ。平家亡びて後も幼稚なればとて生命を助けられたり、この盛國に二人の男子あり、共に北條の家人となり兄を關左近大夫將監實正と云ひ、弟をば長崎三郎左衛門尉盛綱と云ひぬ、兄は勢州鈴鹿郡關谷の地頭職となり、弟は北條家の執事となり、北條亡びて後、關の子孫は足利殿に仕へ、故國に在りて、龜山、鈴鹿、鹿伏兔、峯等の地に分れ住せり。安藝守盛信の代に及び北畠も神戸も信長の子を主君と仰ぎ勢州一圓織田に歸せし時、盛信は信長の意に逆らひしことあり江州の蒲生の家に預られしが、後に三七信孝に仕ふることとなり、本領龜山の地を領せり。盛信の子二人あり長を右兵衛佐と稱し、次を勝藏と稱しける、この兄弟の間不和を生じ家人二つに分れて戦ひしことあり、爲に所領龜山をば蒲生氏郷に與へられけるが、氏郷情ありて己は勘賞の地を辭し

本領なればとて關右衛門佐一政に返したり、此等の故にやありけむ、氏郷が會津に封ぜられしとき、田丸中務少輔と關右衛門佐は關白秀吉より蒲生の手に屬せしめられたり。蒲生の家に屬してより奥州白河にて四方八千石を領し、從五位下長門守となりぬ。後に又關白直參の家人となり信州飯山を領せしが、關ヶ原の頃には濃州土岐を領せり。大坂陣に功あり、再び祖先累代の地勢州鈴鹿郡龜山に移され五万石を領せり、この家も亦た子なくして斷絶せり。後年に至りて一政の弟勝丸の孫兵部少輔氏盛に五千石を與へられたり。新三位中將資盛の末は旗下となりて二百年間繁昌せしなり。試みに徳川の旗下武鑑を手になして一覽すれば諸侯よりも名家の多きを知る可し其一二は左の如し。

- 徳川、佐野、佐久間、花房、一色、徳永、能勢、山口、柴田、
- 福島、山名、最上、蒲生、藥師寺、神保、朝比奈、曾我、齋藤、
- 磯野、夏目、赤松、初鹿野、小田切、逸見、三枝、河尻、鶴殿、
- 天野、木村、小菟、朝倉、筒井、秋山、松倉、仁木、向井、
- 生駒、金森、小堀、松下、

室町氏より以後の近世史を開きてこの武勇の士の子孫はと問はば、十中の七八は旗下の中に包羅せり、嗚呼盛哉！

第六 太田

●太田道灌四代之末孫

○源康資新六郎 武庵入道

重政新六郎

資宗備中守 兼道守

資次播磨守 四品

資始備後守、兼道守 從四位待從

資功播磨守

子爵太田資美(掛川藩)

太田家は清和源氏の流にして、關東の名門なり。源三位入道頼政の嫡男伊豆守仲綱五代の孫に太田攝津守資國と云ふ者あり、土御門院の殿慮により仲綱が子孫と思しめされてか丹波の國にて五箇の庄を賜ひけりと云ふ。資國の末に備中守資清なる者あり、鎌倉の管領扇ヶ谷の上杉の家老となり武州川越に住し、或は上州生越にも居りしとぞ、江戸城は此人が始めて築きしなりとも云ひ傳ふ、其子に持資あり即道灌入道にして文武に秀し名將なることは世の知る所なり。武州荏原郡品川にありしが後に

豊島郡江戸に城を築きて住めり、静勝軒、江亭、等は江戸城裏にありしなり。道灌の居城は後の西丸と云ひ傳ふれども或説には本丸、二の丸を築き、徳川家康が慶長年間に西丸は増築せしなりとも云ふ、何れにもせよ太田、遠山の頃は芝土居に竹木の植ゑ込み、空堀、魚末なる木戸なりしものなる可し、家康これを修築し、本丸、二の丸を二ツに合せて本丸となし、西丸を新に加へしよしなるが、慶應の頃に至りては本丸は二万九百七十八坪、西丸は六千五百七十四坪、二の丸は二千五百五十二坪の建坪ありしとぞ、鎌倉、室町と雖も、かゝる宏大なる殿邸はあらざりしなり。道灌が暮れゆく空をながめつゝ、

我が庵は松原つゝき海ちかく
不土の高峯を軒端に見る

と詠じし時に、この結構のあらむとは思ひきや。されど此の壯麗も未し、今は宮城となりぬ、千代田、寶田、祝田の名空しからず、本城の墟趾には内閣の層樓あり西城には宮殿の甍の旭日に映するあり、人麿が吉野の宮の歌も老のばれぬ。

やすみしし、 わがあはきみの、
いきこしめす、 あめのしたに、
くにはしむ、 さはにあれども、

やまかはの、 きよきかふちど、
みどろを、 よしのくくの、
はなちらふ、 あまつのいへに、
みやばしら、 ふとしきませば、
もしきの、 あほみやびとは、
ふねなめて、 あさかはわたり、
ふなきほひ、 ゆふかはわたる、
このかはの、 たゆることなく、
このやまの、 いやたかいらし、
いはしる、 たぎのみやこは、
みれどわかぬかも、

東京城裏には千代田ヶ岡あり、隅田川、芝の浦あり。千代田ヶ岡は彌高く、隅田川、芝の浦には内外の船のきほひ走るなり、岩ばしる瀧こそあらざれ、往來の馬車の響は峯より落る瀧は物かは。江戸城は斯く行末めでたくありしが、持資入道は暗主上杉定正の爲に誅せられぬ。其子六郎右衛門資

康、其子大和守資高の父子二人は北條に仕へり。其子新六郎康資(武庵入道)は里見の家ゆきて安房の地に卒せり。

天正十八年の頃、徳川家康は關東一圓に令して曰く、地方にて名家なりし者の末孫は男女に限らず申じ出づ可しと時に武庵入道康資の遺女あり、おはちと稱す齡十三なりき、江戸城に上り大輿にて人と成り後に家康に寵せられたり。おはちに兄あり新六郎重政と云ふ、一族太田美濃守資政入道三樂と、もに常陸國の佐竹に仕へてありしが、家康に招かれ食祿五百石を受けたり、をさく武功ありしが天正十五年に死し、其子資宗家を継ぎ大御所家康に仕へ、大坂の役にも従ひたり。元和元年に叙爵して備中守になさる、家光の代に至り頼に累進し小姓番頭の扈從の地位より遂に遠州濱松三方五千石の城主となりぬ、幕政に與り加判の列に入り寛永の賢臣と稱せられたる松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋等ともにも國家の柱石に仰がれたる人なり。頼山陽は堀田正盛、太田資宗等以春日局緣故皆見寵任皆不至横邪と評せしが、寛永の寵臣は横邪に至らざりしと云はむよりは寧ろ善良なる人のみなりき、堀田正盛の如き家光の薨せし日に殉死したり、太田資宗も亦た忠直なる人なりき。寛文十一年に致仕して入道となり道顯と號す、延寶八年に八十一歳にて卒しぬ。嫡男攝津守資次家を嗣ぎ三方三千石を領し、二男式部資貞五千石を領し旗下の士に列しぬ。後に資次は大坂城代等を勤め多年の功により領

地を加へられ五万二千石となりぬ。曾孫攝津守資俊の代より遠州佐野郡懸川五万三千七石餘を領せり

明治の初に徳川家が駿州靜岡に移るにあたり、他の駿遠三の諸大名と同じく藩地を轉じて上總國松尾藩主となされたり。

幕府の末に従四位侍從道醇入道資始あり井伊閑老の爲に起されて老職に就きし人なれば政事の才能ありし者なる可し、其子攝津守資功も亦た阿部閑老が外交の難にあたりし時、三奉行の一なる寺社奉行になりし人なり。

かく太田家は傾きし家運を回復し、幕府持資入道道灌の名を芳ふせしは、元より新太郎重政、備中守資宗等が力に由ると雖も、武庵入道の遺女おはちの功も亦た多かりしなり、おはちは後に家康の命によりておかぢと改め寵愛無雙の女なりき、慶長十二年に一女を生みしが、不幸にして同十五年に早世し、おかぢは勿論なり、家康の愁傷一ト方ならざりしとかや。

おかぢの局は歎きに沈みしあまり、黒髪を薙ぎて尼法師ともならばやとの聞あり、家康大に驚き兼てより早世せし女子は伊達政宗の嫡男忠宗の妻となさむとの約束のありければ、池田輝政の女を(家康の孫女)お梶の局の養女と爲して忠宗の室となせり、また頼房をも局の養子と爲して其心を慰めたり、養君は仙臺少將松平陸奥守の内室なり、水戸中納言殿なり、一つは東輝の大藩、一つは御三家な

り、お梶の局の位置は九鼎大呂よりもしと云ふ可きなり。家康薨じて後、局は頭おろし英勝禪尼と稱しぬ。三代將軍家光は水戸中納言頼房の女(即ち英勝尼が養君の姫君なり)を以て加賀少將光高の室と爲せり、英勝尼は水戸、仙臺、金澤の三大諸侯の外祖母とはなりぬ。寛永十一年六月鎌倉扇谷に一寺を建て、英勝寺と云ふ、實に太田道灌の屋敷跡なりしとかや、但俗これを源氏山と稱し居りしとぞ。勅頼もあり、禪尼は常に紫衣を着し儼然たる天下の所願寺なりしとぞ。寛永十八年の冬六十五歳にて寂せり、英勝院殿長壽清春禪定尼と號しぬ。

家光が禪尼を遇するや恰も母のごとし、病あれば自ら問ひ、常に登城することあれば響應するに掛盤(貴顯に用ふる食膳なり)を用ひ其他優遇を極めしとかや、これは全く家光が竹千代と云はれて未だ嫡嗣と定らざる時に、秀忠はいたく次子國松を(駿河大納言)愛せしにぞ、人みな前途如何にあらむと憂ひし日に、家光の乳母春日局はお梶の局によりて家康の耳に入れ、つひに竹千代を以て世嗣と定むるに至りしかば、乳母春日の局は、幼稚き竹千代の家光に梶の局の恩かまへて、忘れ給ふなど云ひしかば、かくは大切にあらしらしなりとぞ、備中守資宗が擧げ用ひられしもお梶の局の力なしと云ふ可からず。鎌倉英勝寺々領朱印の寫は左の如し

相模國鎌倉扇谷東光山英勝寺領同國三浦池子村の内三百石事並寺内竹木實正不可有相違依爲

英勝院禪尼菩提所令寄附之畢永代金一々寺納之狀如件

寛永十四年十二月廿八日

御朱印

英勝寺

清因

(清因とは水戸中納言頼房の女にして禪尼の後住となりし人なり)

宇治の平等院の扇の芝の夕露は、武藏野の原の結梗に匂ひ、つひに鎌倉山の松風に人世の移りゆくあはれを唱ひぬ。

太田持資入道道灌

歌人なりし事

今は、くだしく道灌の事を述じ、和歌數首をかゝげなば其人となりは誰も知り得む、また歌集及ひ文集あり。

曇る夜もくもらぬ夜も秋來れば

心の空に月はすみけり

夕暮の哀はものゝかすならず

鴨立澤の秋の夕ぐれ

谷河の浪のはつ花そのまゝに

さきかされたる山櫻かな

志けき野の末もひとつのみとより

空をわけたる富士の白雪

露あかねかたもありけり夕立の

空よりひろき武蔵野の原

かゝるときこそ命のあしからめ

かねてなき身と思ひまらすば

もろくの莫妄想をいれあきし

かんにんふくろ今やふれけり

もろくの歌は膳をクサと刺れ、敵の槍の蛭巻まかど握りとらめ、やそれ待ねと云ひつゝ詠せし辭世なり其歌集の名は

新菟久波集、 碧玉歌記、 暮景集、 花月百首、

品川千句集、 川越千句集、 平安記行、 和歌粹玉類題、

江戸歌合、

なり。

怪異に驚かざりし事

庭番の中間は精もすて、近侍の若者等の居る所へ喘ぎく馳せ來りぬ。たゞならぬ顔色なるにぞ、若者らは何事のありしかと口々に尋ねたり。中間は暫時胸うちたゞきてありけるが、若殿達も御聞やれ、この老人は當年どつて七十歳、寺の方丈様のやうに御經の文句は存じ申さねども、龜の甲より年の功、少しは世の中の事をも承知いたし、唐天竺へは未だ參らねども西は壹岐、對馬、北は津輕八方

外の漢まで見物はいたし申せしが、今日と云ふ今日肝玉を潰し候」と田舎老翁の頭張聲。道灌はをりしも獨り秋の景色をながめつゝ、襟先にありしが、庭番の聲聞つけ、「何事のありしか、いと騒々し承はり來れ」と、傍に候せし小童に命じぬ。やがて小童どもに若侍一人次の間に來りぬ、先づ道灌の櫛嫌をき、「只今御尋におひなり候、御庭番の老人の高聲は餘の儀に無之、今朝、山里の（今の山里の御庭の邊か）植込を御掃除いたし候處、傘ほどの木の子の生じ候由、物の怪に候、上にも御儀の有之度など申し居候」と云へば、剛毅の入道道灌からくど打ち笑ひ、「何と申す、傘ほどの木の子と申すか、其は大と云ふまでのことや、逆にでも生たらば不思議とも申す可し、捨て置け棄ておけ」と毫も心にかくるさまなし。

四五日ありて庭番の亦もや驚きて告ぐるには、先日の子程の大なる物が今度は逆に生へ候と云ふ、人は背眉をひそめ、太田家に如何なることやあらむ、城内に何事か發りや爲むかと安き心もあらず、然るに道灌は亦も驚く色なし、「余が申すことを承まはりて、能くも逆に生へけるよな、まかし他に智恵つけられて逆に生へるやうなる奴なれば取るに足らざる者なり、捨て置け棄て置け」と今度も亦た心にとめず。江戸城中の士も小者も主將道灌の膽勇にアツト驚き再び木の子とも傘とも逆さとも云ふものなし。

其後或冬の夜の徒然なる時、道灌は若侍を長圍爐の邊にあつめ、武道の話、敷島の道さまの事をかたり聞せ居たりしが、怪しやな、アトラ怪しやな、爐中の金輪は灰も散さず火も崩さず、靜に座上に躍り出でたり、釜も沸え音を止め燈火も面を赤ふしてながむるが如し。入道は莞爾と咲ひ、「成功たりナ成就たりナ猿樂いたす所存か、たいしは又田樂と書く出る氣か、然りながら二本の足の我等さへ自由に跳りありくゆゑ、三本の金輪殿が躍りしとて舞ひしとて珍しくはあらざるなり、草臥つらむに大儀くゝと、亦も咲ひて頓着せず、若侍は主人の前に出でしことゆゑ、刀こそ帶ざれ、拳を握り身を震はせ、髪髪たゝせて白眼みつめ、冷汗かきて武者ぶるひ握みつかむと構へ居たり、強きが爲か弱きが爲か、道灌は捨棄よ、置ねくど冷笑つゝながめ居たり。

見怪不怪、其怪自壞者也

電氣か磁氣か我は怪異の原因を問はず、物理の世界の外に精神の王國あることを知らば足なむ。道灌の精氣六合を壓し、怪異を服するの力ありしなり。

英勝禪尼

世嗣の君の爲に力を盡せし事

こゝは駿州府中の奥殿、志りやかに談らふ二人の女は誰ぞ。年老しは春日の局、年の若きはお梶の局なり。春日の局は膝すゝませて、「ソウ、梶の局、只今も申せしごとく、恐れおぼきことながら御臺様には國松様をば日にまして御寵愛、竹千代様はあるかなきかの御あしらしひ、春日は悔やしう存じあげます、さりながら一ツ御腹にまうけさせ給ひし若君様、御乳母の春日づれが兎や角まうす次第には無之候へども、太郎君をこし二郎君が御世嗣とならせらるゝことも候は、徳川の御家の亂れ、天下の愁ひ、こゝの道理をかむがへますれば、お局にも女連など、御謙遜なく御工夫がありたく存じます」と、さすがは明智光秀が杖ども柱ども頼みし齋藤内蔵介利三の女、春日の局なり。お梶の局は閑雅に春日様の御心配、梶もあるそかにはうかひませぬ、上様の御寵愛を蒙る身に候へば、御家の爲め、また天下どやらの爲めに候は、如何なる御用など仕るで御座りませう、して、御局の御料見は「かくと聞くより春日は悦び、またもや膝をすり寄せて聲をひそめて語ひたり。お梶の局は、いよく静

に「御機嫌を見はからひ江戸表の御様子申し上るで御座りませう」と、答ふるにぞ、春日は安堵の顔色にて「また後程に連歌の御相手など仕りませう」と、會釋して、裙も亂さず凜然と己が詰所へ歸りたり。恰も是、翠滴々たる松の梢に紫句ふ藤の一本本かゝれるに似たり、彼は嬉々たる中に美をそなへ、是は楚々たる間に潔よき妙を具す。

* * * * *

江戸の大奥は上を下へと混雑せり。そも何事ぞ駿府より大御所様の成せられしが爲なり。奥殿には家康の最と機嫌よく上段の間に秀忠と對座して四方山の話あり、御臺所も秀忠の座より少し下りて坐し居たりしが、時は暮るに近く燈しつらねし銀燭に殿中恰も晝に似たり、侍女は老女の羞圖に従ひて、運び出でたる御懸盤葵の紋散したるも夜目には最と輝きわたりぬ。をりしも竹千代の家光は春日の局に手をひかれ振袖姿麗しく歩み來て、上段の間の父秀忠の傍に坐しぬ。局春日は恭々しく小さき掛盤を竹千代の前に置き下らむと爲すをりしも、竹千代の衣服に劣ぬ國松の忠長は、幼稚心の遠慮もなく、兄竹千代と同じく母の側に坐したり。他の侍女はかく見るより亦も小さき懸盤を持ち出でたり。其時家康は、少しく聲めらく、「國、汝は其御關の外へ坐れ、ヨリ

「春日、國松の膳は次の間に下よ」と命ぜしかば、御臺所も詮方なく國松の手をひきて闕一ツを隔つれど下段に坐らせ膳をもひきて次に置けり。家康は其時、坐右の菓子紙に包み投ぐるが如くに、國松に與へ「汝は其處にて菓子を喰へ、竹千代と同じく相伴はならぬぞよ」と、未だ八歳の國松に命ずる心とく嚴く云ひたり。將軍も御臺所も、遙か下段にひかへたる侍女までも常にかはりし家康の舉動に異をなませし有様なりき。されども當日の家康が國松と竹千代に對せし舉動により、國松を世嗣となす可き望は將軍秀忠も御臺所も成り難きこと、知りしにぞ、納庶の名分明かになり、遂に世を家光が嗣ぐこととなりしなり。こは全く春日局の考思より梶の局に頼りて、納庶の亂むと爲す有様をば家康に告しめしにぞ、初は家康も婦女子の妬み嫉みと思ひて捨て置きしが、他よりも亦た耳に入りしにぞ、局の言も信ぜられ、前に述たることと夕飯の相伴をゆるさず、幼稚の國松に巨禮をとらしめしなり。

此日の後、春日局は人なき時にあはば、十歳の竹千代を膝に抱き、只今は御了解も有之間敷候へども、御成人あそばして父君の世嗣をなませられ、天下の將軍とならせられなば、梶の局のことを御忘れあそばさるゝな、公方様とあなりあそばさるやう梶が御祖父様に願ひましたゆゑ、國松様に御追越れあそばされませむで春日の婆も嬉しく存じますると云ひ含めしとかや、女流の言も國家の治亂に關せり。

當時もし弟の國松が兄の竹千代をこして嗣子となることあらば徳川の代は明白に一變動を醸せしならむ。梶の局が燈下に坐して春宵秋夜、家康に語りし事空しからず、徳川の代の基を鎮めたりと云ふ可し。

將軍秀忠は漢高と同じからず、夫人淺井氏は戚夫人にあらざと雖も、漢高楚歌を吟じ

- 鴻鵠高飛、一舉千里、
- 羽翮已就、橫絕四海、
- 橫絕四海、當可奈何、
- 雖有矰繳、尙安可施、

と、戚夫人嗙嗙流涕せし當年の趣なきに非ず、留侯の地にたらしは實に梶の局と云ふ可し。

太田道灌の血統は掛川藩主の外に二家あり、一ツは道灌四代の末孫太田美濃守資政入道三樂と稱し、常州の佐竹に仕へしが、其子安房守越前家に仕へたり、又備中守資宗の兄正重の子新藏資正は水戸家に仕へて共に其藩の重臣なり、道灌入道が忠義の餘惠とたゆ可きなり。三百諸侯の中に於て別けて

東京の都人士に感慨を興へ興味ある大名は太田氏なり、精確なる事實の證據なきもあれど、
 山吹の里は雨中に簀をこひたる所なり
 品川は館のありし所なり
 道灌山は砦のありし所なり
 平川、天満宮も其始は道灌の造營なり
 湯島の天満宮も亦た同じ
 桔梗門も(城内にありき)太田家の紋に因ると云ふ。

第七 (里見)

●陸奥守源義家三男源義國嫡男新田大炊介義重六代之孫

○源季基 刑部少輔

義實 左馬介	義成
義通	
義堯 左馬介	義弘 左馬頭
義頼 安房守	義康 左馬頭 從四位侍從
忠義 安房守 從四位侍從	

織豊二氏の代に源家の流と稱せし諸侯のなきにしもあらざれど、多くは其中葉の家系を溷滅せしものみなり。單り里見氏のみを以て源氏の末と云ふ可きのみか、左馬介義實の父俊基が結城氏朝といふに鎌倉將軍持氏の君達春王、安王を奉じて上杉氏と戦ひしが城落て俊基は討死し、義實は安房に逃れ

ぬ。後に義實は神餘の臣山下或は安西、或は麻呂、東條等の諸家を攻め亡ぼし安房一國を領したり、其子義成に至り上總國に討つて出で、終に房總二國を平定せり、里見氏の威に及びて關東に振へり。嫡孫義豊幼にして家を嗣ぐことあたはず、叔父實彥國政を預り武威ますく盛むなり、北條と戦ひて勝ちぬ。されど實彥多欲にして義豊既に人と成りたれども國を譲らず、茲に及びて叔姪の間に戦ひこり、實彥は終に房州稻村の城に於て討死せり。後にまた實彥の子義堯兵を起して義豊を討ち房總を併せ再び里見の兵威を振ひ興せり、北條と戦ひて勝敗ありしが義堯の代に領地は益々廣く下總、武藏、相模三ヶ國にて切り取りし所多し、義堯は入道となりて家を嫡子義弘に譲りぬ。實に天正二年六月なりき。義弘また祖父にも父にも劣らぬ驍將にして永祿七年二万餘騎を率ひ鴻の臺の戦に北條氏康、氏政の兵をば散々に破りたりしが、將驍り士慢どるの弊に落ち、終に北條の爲に大敗をとり十七人の侍大將を討るゝに至りぬ、されど義弘は未だ屈せず、相州の三浦を攻め、武州の太田を打ち、領知を北條氏の爲に奪はれたりと雖も、本領安房と上總は毫も犯させざりき、義弘死後、長男義順と次男梅王丸との間に戦ありしが、義順終に房總を併せ、進みて上總を復回し己は房州岡本に在城せり。天正九年再び北條と戦あり、氏政大軍を率ひて海陸より攻め來り、加ふるに義順卒せしかば、里見の家危く見えしが、嫡子左馬頭義康久留里の城に籠りて防戦し敵をして安房國へは入らしめざりき。同十

六年に至り關白秀吉天下の大軍を發して小田原を攻む、義康からく虎口をまぬかれ、長驅して寄手を追撃し全勝を收り得たり。然れども關白秀吉の怒に觸れ、運參を罪として兩總の地を收められ累代の地安房の國のみを與へられたり、九万二千石と云ふ、後に豊臣姓を稱し從四位侍從安房守となりぬ。關ヶ原の役には秀康に従ひて野州宇都宮に在りしが、戦終りて後、常川鹿島二万石を加増されたり、嫡男鶴松丸將軍家の御前にて元服し忠義と名乗り、里見の家安房を領せしより十世再び家門の繁榮を見むと爲せしに、舅大久保相摸守忠隣の事に坐して伯州へ流罪となり、元和八年六月に卒しぬ。當時里見忠義が罪として數へられたる三ヶ條は左の如し。

- 第一 大久保相摸守忠隣のもとへ米穀、足輕の兵を合力して公儀を蔑になせし事
- 第二 城を修め川を深くし要害を構え憲法を犯せし事
- 第三 家人を分に過ぎて養ひし事

第一は幕政の始の疑獄なりき、第二も亦た家老正木大膳、印東采女等の辨解はありしなり、第三は里見の如き舊家にはまぬかれ難きことなり。天下の大勢は徳川氏の掌中に入りぬ、生殺與奪は將軍と執事の方寸の間にあり封建の世も危きものなる哉。

里見義堯入道

法躰の事

義堯は義豊を討亡せし後、法躰とならむと思ひ、一門家老等を集て其旨を示しぬ。時に人々は議して曰く、昔より大將の法躰とならせられたるも多しと雖も、多くは皆な不吉の事のみにして悪行を爲す人あり、清盛、高時なども其一例にて候、或はまた法師武者が一段の武威を示すものなりとて大將が入道の姿となるも候へども、殿には如何なる御心より思召したれ候やと云ふ。其時義堯はハシクと涙を流し義堯と義豊とは従兄弟の間なり、いはむや義豊は嫡流なり、父の仇なればこそ止を得ずして義豊ぬしを討しなり、我登大將なりと誇りて悦ぶものならむや、さりとて國を守るものなくば房總二國は北條の手に落ちなむ是はた不孝と云ひつ可し、義堯は今より法躰となり出陣することありども後見してある可し、子息義弘を大將と思ひ忠孝を勵み給はれやと云ひしかば一座みな感動せしと云や、義堯の入道となりしは至誠に出づるか、權宜にいづるかは計り難しと雖も、戦國の代に兄弟、叔姪の間の戦争には國家を重むるよりして、親を滅する者のなしとも云ふ可からず、個人と社會の和合を得ざるは實に一身と家國との關係の如し。

伯夷叔齊兄弟迭相讓、附祖先所傳國之存亡於不問、其心洵可嘉尙、其事斷難以爲法今義豊叔姪爭國相賊殺、與夷齊之行全相反、其可醜、而義堯事務保宗社、惟恐失國而陷於不孝、其心可嘉矣

北條と戦ひたる鴻之島の古戰場も今は兵營となりぬ。人遠くして菩提に生じ、僧稀にして葉廊に滿つる感はあらざれど、老僧は誰らず興亡の恨、只遊人に向つて往年を説くあるのみ。

第八 渡邊

●嵯峨源氏渡邊源次綱末孫

○源守綱半藏

重綱忠右衛門

吉綱大學

方綱中守

子爵渡邊章綱(伯太藩)

渡邊氏は徳川累代の家人なり。渡邊半藏守綱に及び、渡邊氏の名天下に顯れたりと雖も、徳川家の爲には守綱の祖父次郎四郎氏綱も戦死し、曾祖父源太左衛門範綱も討死したりき。守綱は家康の若年の頃より仕へ、はやくより鎗半藏と異名をとりし人なり、半藏は赤坂の戦に殿して追ひくる敵と十度戦ひ高名の鎗三度ありと云ふ、實に萬夫不當の猛者と稱す可きなり。悲哉、一向専修の門徒の亂には渡邊父子も一揆に與し針崎に立て籠りぬ。この役に父源五左衛門高綱は討死せり。後に半藏は罪赦されて父の遺領百貫を興へられしと云ふ、以て其武勇を知る可きなり。然れば徳川家康が戦ひし手痛き軍と

云ふ軍にあはざることなし、越前金ヶ崎、近江の姉川、三方ヶ原、長久手、一ヶ所もいらすことなかりき。別て三方ヶ原の戦には石川康昌、又は舍弟同苗半十郎秀綱等と、もに苦戦して敵を退ぞけたり、長久手の役にも敵七騎を突きとめ、槍折れて太刀を抜き亦も一騎を切り倒したりとぞ。かゝる大剛の者なれば、關白秀吉が小田原を攻むる時、徳川の足輕大將二十人の隨一に選はれたり。徳川家康の關東に移るや武州松山にて三千石の地を領したりとぞ。慶長十五年に尾三兩國の中にて一万四千石を興へられ、嫡子半藏守綱と、もに尾張殿(徳川義直)に附けられたり。守綱は尾州に於て元和六年に卒しぬ。守綱の四男丹後守吉綱將軍家に召し出だされ、書院番頭に進み、大坂城番となり和泉國狭寺一万三千石を領するに至りぬ。以上の家史を考がふれば嫡流は尾張家の老職たりし渡邊半藏の家にして伯太藩主の家は重綱が四男の血統なり。旗下にて渡邊氏ありき、重綱の弟に圖書助宗綱あり、此人の末孫なる可し。

渡邊半藏守綱

牛窪の戦に味方を救ひし事

崩る、味方に心ならずも、渡邊半藏も一二町退きたり。敵も味方も三河武士のならひとして倒るゝま
ではと戦ふことゆゑ、四邊は草葉も小川も韓紅に變じ、歩むさへ血に滑りて恰も泥濘なす道をゆくが
如し。

さすがは槍半藏の名空しからず、追ひ来る牛窪の牧野勢をば突きふせし殿する様雄々敷見えたり、
時に丈高き夏草の茂みより渡邊氏と呼ぶ者あり、危急存亡刹那の間にある時なれど、半藏は立ち
より見れば、味方の侍近藤傳次郎痛手を負ひて倒れしなり、半藏を見るより嬉し氣に、渡邊氏、残念
ながら、この痛手味方の陣まで、と云ふさへも苦しげなり、半藏は突と手をかけて抱きあこし、近
藤を肩にかけ右手には槍提げ敵をば縦横にたゞき擲り突きたふし、群り来るを、物ども爲さず悠々然
と引き揚げたりとぞ。

かゝる退口は武勇の者にあらざれば、味方の手負を助くることは爲し難き事なりとぞ。多くは救ふが
ごとく思はせて刺し殺し、己一足にても早く逃むと爲すものなりとかや、半藏守綱のごときは進むに
狂きは云ふまでもなく、退くにさへ勇るは實に三河武士の骨法を具し者と云ふ可きなり。

太閤に返書を爲せし事

半藏は羽柴秀吉より送り來りし書翰を、水野和泉守忠重に示しつゝ、大口開ひてカラ／＼と笑ひ、如
何に水野殿、秀吉の臆病加減を御覽あれ、柵を軍勢の背後にするは一ト足も退き難き用意を致せしゆ
え、貴方にてても同じ柵を後方へまうけよ、との文意、三河武士には生きて逃ぐる者はなし、首となり
ても敵をにらみて眼をふさがぬが三河の自慢、水野殿書翰を引き裂き使者は擲り返し申しては如何
に候、水野もフツト笑ひ出し、秀吉の臆病、これでも上方のロヨロ／＼武士には勝てるかも知れなひ
が、三河武士には疵もつけ得じ、さりながら渡邊氏、かく認ためては如何あらむ」と料紙手にとりサ
ラ／＼と書き流せり、半藏は口の中にて讀みつゝありしが思はず洩らす賞美の聲、面白／＼、何な
に、三河士は敵に對して逃る者一人も御座なく候、さるゆゑに柵をまうけむ必用なし、貴札は主人家
康に披露いたすに及ばず、拙者どもより御返事におよび候、面白／＼、これ渡して陣門より追ひ返
せと、羽柴の使者をば追ひたてたり。この時、秀吉憤懣にたえず、小高き岡に上り尻を徳川勢に向け
之くらへと叩きて罵りし時の事なり。

第九 諏訪

●六孫王經基之裔

諏訪右衛門尉盛重末孫

○源頼滿 安曇守

滿隣 新二郎

頼忠 安曇守

頼水 因幡守

忠恒 出雲守

子爵諏訪忠誠(高島藩)

足利の代に信州の名族は、小笠原、村上、木曾、諏訪の四氏なりき。武田晴信の勃興して威を四隣に震ふや、北條、今川は聲をひそめ、やうやく上杉謙信が敵手となりて戦ふのみなれば他は敵とするに足らざりしなり。小笠原も村上も退はれ木曾は従ひ、諏訪氏も亦た安曇守頼滿の嫡男刑部大輔頼隆の嫡子同刑部大輔頼重(頼茂とも)欺かれて信玄の爲に討れ、後に信玄は頼重の女を妻とし(信玄の妹の子なり)四郎勝頼を生み、諏訪を名乗らせしが、勝頼父の跡を襲し後は諏訪氏の嫡流は絶えたるなり。

抑、諏訪氏は清和の流にして代々信州諏訪に住せしなり、頼滿の父政滿の頃諏訪神社の大祝高家の爲に所領を奪はれけれど、家の子、郎黨等の助けにより頼滿は本領を回復し家聲も振ひ來りしに三代の後に武田の爲に亡びしなり、この大祝高家と云へるは神武の皇子神八井耳命の裔にて世々科野の國造なりしなりとぞ、又これ名門と稱す可し。

刑部大輔頼隆の二男新二郎滿隣、二男小太郎頼忠は武田の亡びし時に累代の家の子と先亡の子孫等とあつめ信州諏訪郡高島城に回復の旗を揚たり、織田信長の本能寺にて討たれし後、徳川家康に従ひぬ、其頃酒井忠次信州一圓を知行し諏訪頼忠も之に従ふ可き由命ぜられしかば、頼忠は名家の子孫にして酒井輩に屬す可けむや、徳川殿にこそ頼忠は従ふ可けれ、と怒りつゝやがて高島の城に立て籠り松平又七郎家信の陣を襲ひ、あはや諏訪の戦日を長とせむには信濃の國は亂れむとぞ見へにける。家康も悟る所やありけむ更に徳川の被官なる可しと云ひ送りしかば諏訪頼忠も大に悦び忽ち降参し本領を安堵せり、其後は國中の小合戦或は小田原、關ヶ原等の役に功あり、嫡子小太郎頼水家を嗣ぎ因幡守に任じ三万二千石を領したり、其孫右京亮忠晴に至り第二人に所領を分つこと、各千石なり、以後信州諏訪三万石を領して今日に至りぬ。

四郎勝頼

續目の朱印の事

勝頼の母は信玄の妹の女なり、勝頼の母方の祖父諏訪頼重は父の信玄に討たれしなり、正しく叔父と姪との間に生れし子なりき。信玄は無道の聞ある人なれど、特に妹婿の諏訪頼重を殺せしは全く欺きて呼び寄せ、無惨にも旗敷の間に戦はず卑怯なる振舞を爲せしなり、其上に遺女を妾とし生せし子には諏訪の跡目と名乗らせ天下の耳目を掩はむと爲しぬ、天網恢恢疎にして洩らさずとかや、嫡子義信を讒者の爲に計られて誅し、庶子勝頼家を嗣ぎて暴逆にして横田氏の爲に其家を亡せしなり。頼重地下に在りて瞑目せしならむ。勝頼が信玄の後を嗣ぎし時、續目の朱印を國中の神社佛閣に出だしたり。

定

從法性院殿(信玄の法名なり)被渡下一候御判形の旨自今以後爾不可相違者也仍如件

元龜四癸酉年九月五日

諏訪神社へも、この朱印はわたされたり。當時甲州郡内に安左衛門と云ふ者あり、信玄他界の後、跡

目の武運長久を祈願むと諏訪の神社へ籠りたり、六月朔日より八月晦日まで九十日の間籠居たり、其七十一日目に夢想あり、其歌に

諏訪明神、たゆる武田の子とらまれ

代をつきてこそ家をうしなへ

覺て後、大に驚き、諏訪の祝に秘密にかたり、續目の朱印の判形を見るに諏訪明神の神跡の判形と勝頼の判と同じかりければ、痛く驚ろきしとかや。

中古より夢想の歌と云ふものあまたあり、昔々神佛の歌にしては其拙なるに驚くもののみ、この夢想も亦た同種類なり、さばれ斯かる説の口傳にもせよ、作りまうけし説にもせよ、當時の人心の如何なる傾向ありしかを知るに足りなむ。

娘——勝頼

第十 高木

●多田新發意滿仲裔

高木判官代信光末孫

○源清秀 善次郎

正次 主水正

正成 主水正

正坦 主水正

子爵高木正善(丹南藩)

高木氏も亦た三河武士の一人なりき。駿河以來の徳川譜代にして板倉、稻葉等とも屈指の家なり。系譜にもある如く、鼻祖は攝州多田の滿仲なりと雖も、物變り星移り、中世の人々は足利殿に仕へ戦功もありしが應仁の以後は其子孫高木清秀三州刈屋の水野下野守信元に仕へたり。同國碧海郡牧内に住し父は高木太郎左衛門宣光と云へる者なり、善次郎清秀武勇等倫にこゑ水野に於ても肩を並ぶる者なかりき。水野の家人なれば、信元の向背により或は今川と戦ひ或は徳川家に加勢となりて、かの一向亂に戦ひ、いつも戦功ありき。下野守信元の死後は舍弟和泉守忠重に従ひたり。天正十一年より徳川直參の士となり千石の地を領せりとぞ。小牧、長湫の役には軍奉行となり、小田原の戦には武者奉

行たり。當時三男善二郎正次は家康に仕へて所領千石を給ひ、清秀は相模國鎌名にて九千石を領したり。清秀年老しかば領地に籠り、をり／＼家康が鷹野の次に訪ひ、物など多く與へしとかや。されど清秀は嬰鑠として壯むなり、文祿の朝鮮征伐には肥前の名護屋に參り、太閤秀吉より胴服を贈はり、慶長五年の上杉退討には小山、また宇都宮の陣營に赴き從軍を請ひたり、家康は其志しは善みしたりと雖も、老年なるがゆゑに許さざりとぞ、時に清秀は七十五歳なりき、盛むなりと云ふ可し。慶長十五年八十五歳にて卒す。正次家を嗣ぎ、父と同じく功勞はし元和九年に大坂城番となり河内國丹南一萬石を領し主水正と稱せり。其子主水正成家を嗣ぎぬ。

高木主水清秀

本多佐渡守を斥けし事

長湫の戦は、名にし負ふ、敵は池田勝入齋信輝同紀伊守之助、森武藏守長可、堀久太郎秀政なり、徳川勢も、やゝともすれば浮き足となり、旗本までも色めくことあり。然れども驍勇の三州武士の鋒先はます／＼猛し。堀と三好の勢を一二段突き崩し敵さわだちぬ、をりしも高木清秀は斥候に出で、あ

りしが、かくと見るより馬に鞭うち本陣に馳せ歸り御旗を進めさせ給へと云ふ、時に本多佐渡守は家康の傍に在りけるが、清秀の注進を聞くや否や、今日の戦味方頗る危うく候、たとひ敵の先陣を少々切り崩せしめて勝利はあはつかなか候、御旗を岡崎へ返させ候ふ可きかと云ふ、この時、渡邊平藏も高木の策を賛せしに、本多の言の臆せしにぞ、云ひあはさねど、二人はハツタト眼を怒らしし主は、鷹使ふむとこそよけれ、軍のことを何知らむ」と罵りたりとぞ。家康もとより機を知れり、進めよと令し、かの金五本骨の扇の旭の馬印を揮やかし、葵の旗山風にひるがへし、一度にアツト押し出せしにぞ、池田、森の軍勢は駒の子のごとくに散亂し、終に長湫の大勢利をば得たりしとぞ。高木清秀は兵機を知るのみならず、權臣を恐れず、誠に忠勇の臣と賞す可し。

因に云ふ徳川の代に鷹の重むせられしとは、今日の人の推測なし難き所なり。放鷹の遊びは上代よりありたれど、特に鎌倉以後室町より江戸の初には士人のこの上なき樂にして小鷹狩の歸るさになど實に面白きことの極なりけり。徳川の盛時には將軍はもとより諸侯も自ら鷹を奪にして野山を狩くらすごとき事はあらずしが、一の式禮となりて殆んど流鏑馬、笠懸、犬追物などと同じく武門の古典とはなりしなり。されば鷹飼養の爲に置れたる旗下に世襲の家あり、これを御鷹匠の御家と都人は稱せしなり。

御鷹匠頭

戸田 五介

内山 七兵衛

城中の席は山吹の間、役高は千石、布衣に任じ、部下には組頭、鷹匠衆、鳥見、同見習等八九十人あり、外に同心(巡査の如き者)百人、野廻役、犬率等、夥多しき數なりき。柳營秘鑑によれば、

禁裏へ御進献之品

一御鷹の鶴、冬に至り宿次を以て御進献之、(年には雲雀被献事も有之)

御鷹之鳥、巢鷹等拜領之次第

一巢鷹は御在府之御三家へ計り被進之

一御鷹の鶴拜領は御三家松平加賀守被下之(中畧)松平陸奥守、松平大隅守は享保十四年初而拜領被

仰付(下略)

一御鷹の雁、雲雀、御家門國主の面々准國主四品以上の在府の時節により右兩品之内一通被下之(下畧)享保三戊年十二月御季の鳥御料理被成下面々左之通

松平出雲守

松平日向守

井伊掃部頭

松平大膳大夫

小笠原右近將監

外廿八人

雁の間、柳の間等にて饗應あり、謁見は御座之間、御黒書院等にてありしよし。享保七年にありし諸役人への料理の被下は

二月十九日布衣以上の御役人登城服紗小袖麻上下着用山吹の間より鷹の間まで並居羽目の間のあひだより中の間まで高家兼初芙蓉之間詰の御役人並居候戸田山城守水野和泉守大久保長門守出座御拳の鷹合候鳥御料理被下置候追付

御目見可被仰付之旨被仰渡候舊過御黒書院より出御蒙 上意候

御拳の鷹捉候鳥御料理被仰付被下候大勢故行届申間敷と被爲思召御目通にて爲御捉被遊候鳥も一所に御料理被仰付被下置候何も緩々頂戴仕御酒給候様に上意有之入御

いかに儀式張りたる事に非ずや。されど左の法令を見れば斯かる鄭重なる式禮のあるも不當なることにはあらず。

一享保五子年四月廿二日御書付

去々年より當年中鶴白鳥菱喰雁鴨献上且又音物に仕間敷由相違候得共鶴は自今も相用申間敷白鳥菱

喰雁鴨は當冬より献上并音物に可仕候左候へば献上は貳ツ宛音物は或は貳ツ或は壹ツ可爲勝手次第事但前々より右之鳥壹ツ献上候分は其通可被相心得候○鶴白鳥菱喰雁鴨振舞の料理に出候儀は去々年觸之通相心得重而相違候迄は可爲無用事○只今迄は鳥屋拾軒にて候向後は鳥屋先規之通可爲勝手次第に候若御停止之場所出候鳥など商賣仕候は鳥屋取上可申事

禽鳥世界の保護あつしと云ふ可し、徳川の代に田舎の景色を畫きしものを見れば、鶴は悠然として田野に逍遙し、雁鴨は啼々として村邊と遊戯するの状あり、播種の權兵衛の勞苦は忍ぶに堪えたりと雖も、飄々然たる村落の光景は遊獵者の横行する今日は視ることあたはざるなり。

徳川家の譜代に駿河以來の譜代と云ふことを前に掲載たり、今こゝに譜代の順序を少しく書す可し。

三河安祥之七御譜代

酒井、大久保、本田(元來田に作る中 奥より多に改む)、阿部、石川、青山、植村(或は酒井、大久保、大須賀、柳原、本田、平岩、植村とも云)

安祥とは家康の祖父清康を云ふなり、故に安祥以來の家は實に三代相恩の臣なり。

三河岡崎之御譜代

井伊、榑原、鳥居、戸田、永井、水野、内藤、
安藤、久世、井上、安倍、秋元、渡邊、伊丹、
屋代、

この十五家は岡崎以後即家康の代となりてよりなり。

駿河御領國以後の御譜代

板倉、太田、松平伊豆、右京備中等本家也、西尾、土屋、森川、
稻葉、藤堂、高木、堀田、牧野、奥平、岡部、
小笠原、朽木、諏訪、保科、土岐、稻垣、丹羽、
三浦、遠山、(加賀爪)、内田、(小堀)、(西郷)、奥田、
脇阪、京極、(毛利)、山口、柳生、堀、(那須)、

(蜂須賀)、増山、秋田、有馬、(水谷)、片桐、

廿一家なり、内七家括弧を以て番せし者は今は華族中にあらず。この他に五代將軍綱吉の治世より諸侯となりし本莊氏と、八代將軍吉宗の代より大名となりたる加納家あり。熱々考ふるに譜代の家は其數六拾三家あり、内駿河以來を除くときは僅に廿二家あるのみ。其中に於ても創業柱石の臣たるは十氏の前後なり、又この譜代の臣は遠三の外にて生れしもの殆むどなし、駿河以後と雖も關西の者はなし、二百年間關東武士特に三河武士の二十家内外が天下の侯伯を駕御せしことを思へば、徳川氏創業の當日に力を盡せし人々の智勇に富み忠誠篤行の人なりしことも知るに難からざるなり。維新の大業を翼賛し奉りたる薩長土肥の功臣等も今日華族となされしは、僅に五十家餘なり、この五十人の功臣は戊辰以前の志士の心をつぎて、明治の初より力を盡せし人々なり。

第十一 大久保

●宇都宮左近將監泰藤七代

大久保左衛門五郎忠茂嫡男

○藤原忠俊新八郎大久保五郎左衛門

忠員平右衛門忠世新十郎

忠勝新十郎忠常加賀守

忠職仙傳丸忠朝加賀守

忠愍加賀守子爵大久保忠禮(小田原藩)

●大久保忠朝二男同長門守救寛男

○藤原教端筑後守

教起長門守教倫長門守

教義長門守子爵大久保教正(萩野山中藩)

●大久保平右衛門忠員六男

權右衛門忠爲二男

○藤原忠知大久保左馬九

忠高伊豆守常春佐渡守

忠美佐渡守子爵大久保忠順(鳥山藩)

大久保は徳川譜代の中にも、酒井、本多等よりも、安祥二郎三郎清康以来の世臣なり。旗本八万騎と稱せし中にて本多姓に次ぎて夥多しきは大久保姓なりき。この大久保家の祖先を遠く溯れば粟田口關白道兼公の後胤、宇都宮左衛門尉朝綱が末葉なりとぞ。九代の末に美濃將監泰藤と云ふ者あり新田義貞に従ひしが、左中將討死せし後は三河國に來り住めり、この人入道となり宇都宮連常と號せり、入道四代の孫に宇都宮八郎左衛門あり、初めて徳川家に仕へしなり。當時は徳川も未だ家聲の天下に聞えざる時にして松平和泉入道信光の代なりき。

宇都宮八郎左衛門に子息二人あり、長男をば三郎左衛門尉忠興、次男は左衛門五郎忠茂と云ふ、忠茂は家康の祖父清康に仕へたり、清康は若年より武客に富みしかば、忠茂と謀りて大永六年四月の或日

風雨の烈しきに乗じ、松平彈正左衛門昌安の領したる山中城を襲ひ取りぬ。時に清康は十六歳なりしとぞ、恐らくは信茂が方寸より出でし軍配なりしならめ。彈正左衛門大に驚ろき清康を雲とし岡崎城を渡したり、これより清康や、家聲を振はしむるに至りぬ。忠茂年老いて死し、其子新八郎忠俊家を嗣ぎぬ、忠俊に舎弟三人あり、忠次、忠貞、忠久と云へり、大久保兄弟と稱せられて既に徳川家の股肱の臣となりぬ。徳川氏も清康の横死の後には家運の隆替定りなし、廣忠は未だ十歳の幼稚なるに、一族松平内膳正信定の叛亂あり岡崎城を追はる、時に大久保兄弟は思ふ所あり信定の許に留まりて時運をうかひひ、天文六年五月、つひに譜代の家人と計りて廣忠を岡崎に迎へ入れぬ。

同十六年に至り松平信孝(信定の猶子)廣忠に背き、信孝は織田に廣忠は今川により、終に信孝は尾張へ去りぬ。この時大久保の兄弟は信孝の手に屬し居りしが、正眞の君には背く可からずと云ひ、傍輩等とともに廣忠の許へ馳せ参りぬ、後に信孝も死し(廣忠の叔父なり)廣忠も卒し、幼主家康駿河に在りて殆むど今川家の熱屬の如し、かゝるをりにも大久保一家は徳川に對し少しも二タ心なく今川の下知に従ひて戦ふも幼主の爲と思ひ、尾州豊江、三州梅ヶ坪等の役に力を盡して闘ひたり。桶狭間の以後は、家康を助けて處々の合戦に功名多く三州一圓を徳川領となすに至れり、もとより斯る精忠無二の大久保一黨なれば、永祿六年の一向亂にも組せず、忠貞の嫡子忠世も手負ひ、一族郎黨一人とし

て疵なき者はあらざる程なりしとぞ。一向亂をさまりて後、累代の家人の罪赦されて歸參せしも大久保忠俊の力に由れりと云ふ。忠俊入道となり常源と號し天正九年八十三歳にて世を逝りぬ。これより以後は忠貞の子息七郎右衛門忠世、治右衛門忠佐兄弟の代となれり。この兄弟も亦た精忠無二の士にして實に大久保家の名を天下に轟かし、は忠世、忠佐二人の武勳によれり。元龜三年十二月、三方ヶ原の敗北には忠世一人旗を奉じて殿りし扉ヶ棧に踏み止まり落ち來る味方を集めて濱松城へ引き揚げたり、かゝる大敗軍に殿りするさへ既に非凡の勳なるに其夜敗兵を集めて武田勢の陣取りたる扉ヶ棧に押し寄せ鐵炮つるべ放しに撃ちかけ二ト當めて、引き揚げしかば、さすがの信玄も三河武士の骨法おなどり悪くや思ひけむ明日遠州井の谷へ陣を移し、敗後の襲撃おらざりしは全く忠世等が力なりしとぞ、大久保兄弟が特けて武名を揚しは、かの長篠の戦争なり、傲慢なる信長をして「適大剛の兵かな、彼等兄弟に似たらむは信長が手の者には、未だ候はぬ」と云はしめたるは、忠世、忠佐二人の勳きなり。戦をはりし後、忠世は二股の城を守り武田四郎勝頼の亡ぶまで七年の間晝夜合戦に暇なかりしとかや。織田信長討れし後は家康の命により甲信二國を切り從へ國人悦服せしとぞ。爾來甲信の間に在城し武田の遺臣を服さしめ、上杉、真田等をして窺はしめざりしは實に忠世の在りしが爲なりとぞ。關白秀吉が小田原を征伐する時に忠世は徳川勢の先陣にたちぬ。北條亡びて後、小田原城に四方石を

附して與へられぬ。以て忠世が人と爲りを知る可し。武田亡びて甲信を治め、北條滅びて小田原城を守り、忠世が家康に信せられたるの厚きをも知るとを得む。忠世は六十三歳にて世を逝り、嫡子新十郎忠隣家を嗣ぎぬ。大久保は忠茂、忠俊、忠世、忠佐皆忠勇の人なるに、忠隣も亦た父祖に劣らぬ忠厚の人なりき、十一歳より家康の側に仕へ十六歳にて初陣し父とも姉川、三方ヶ原等の戦に功あり、天正の初より奉行職となり徳川家の樞機に參與せり。長湫の戦には大將家康と馬を並べて諸軍を指揮し、徳川勢は討ち取つたる首を差し上げて先づ忠隣に見せしと云ふ。忠隣が當時の榮譽比類なしと云ふ可し。天正十六年叙爵して治部大輔となり、後に相摸守に任じたり。文祿四年關白秀次謀叛の沙汰あり、中納言秀忠を欺き寄せて質と爲さむとせしに忠隣早く其意を察し未だ睡より起きずと云ひて使者を返し伏見の館へ落し、恙なからしめしなり。關ヶ原の役にも中納言秀忠に従ひ山道を押し來りしが、軍にはあはざりき。慶長七年佐竹義宣が秋田へ移さるゝ時、亦も忠隣は常陸國に赴き其國制を定めたり。忠隣は父祖以來第三第四と指を屈して徳川の爲に大功ありし家に生れ、加るに亦た天資忠厚の人なれば家康の信任一ト方ならず權勢右に出る者なく事務を自任して果決斷行せしとかや。男子七人あり長を尤も賢なりとす、家康の孫御となり、加賀守に任じ、秀忠の一字を受けて忠常と名乗り賢人と云はれし者なり。

盈缺は世の常ながら、殘月をかこつも亦た人の常ならむ、無常は注文の教ふるのみならず武士の傳記も一卷の經にあつ可し。大久保忠隣は斯くまで時めき君にも寵せられ臣にも仰がれしが、慶長十九年正月、六十二歳と云ふ春に本多佐渡守正信は家康、秀忠、兩御所の上意を傳へたり、曰く「去年相摸守は養女を以て山口伊豆守重信が妻とす、上聞に達せず執事の身として、始に憲法を犯す、其罪輕からず、依て其所領を收め井伊兵部少輔に預け、子息右京亮、同主膳正、は酒井備後守に預け武州河越に禁錮を命ず、然しながら大久保累代の忠勤は没す可からず、加賀守忠常の所領を嫡子仙勝丸に給ふ」。當時、忠隣は京都に上り天主教を禁じ、洛西の天主教堂を焚きパテレン、イルマン、(師父及長老の意にして天主教の僧官なり)を追ひ、藤堂和泉守高虎の家に宿しけるが、所司代板倉伊賀守より奉書を受く、をりしも忠隣は象棋に對してありしが、流人の身として、斯かる遊戯は爲す可からず待たせ給へと云ひ、靜に一番の駒を終り、謹みて令を聞きたり。都にては大久保が手向ひて軍あらしむとの風説以ての外に高く上下の周章いはむ方なし、かくと聞くより忠隣は己が所持の弓矢鐵砲鎗刀盡く束ねて板倉へ送り、やがて配所へおもむきたり。この大久保の疑獄は徳川初代の大獄にして大久保は忠佐の後も、佐野修理大夫、里見安房守も、森川内膳正、日下部河内守、大久保與一郎、同半助等も一門親戚盡く縁坐の咎をまぬかれざりき。忠隣は江州彦根に赴きて後、一紙の告文をば天海僧正の手によりて家康

へ捧げしが、一覽して兎角の沙汰もなく、忠隣も亦も重ねては訴ふることもなし。年経て後、井伊直孝は忠隣が罪なくして配所の月をながむるを見るに忍びず、申披きある可し、直孝身に引きうけて言上せむと云ひし時、忠隣は先づ悦び芳志は謝するに言なしと雖も、今日は既に大御所様も御他界にならせられぬ、たどひ忠隣が罪なきことの明にあひなり、當將軍家の御免にあひなることの候ふも、忠隣は申し披きは仕間敷候、其故如何むとなれば忠隣に罪なき時は大御所様の御誤となり、もし御誤に候はば、將軍家には父君の御過ちを明かになさせ給ふの道理なり、忠隣は臣として、世の人の御過なしと云ふ大御所様の御名を汚し、將軍家に御不孝を勤め奉るに忍びず、たゞ此儘にて候ふ可しと答へたりとぞ、忠隣が如き武臣の鑑とこそ云ふ可けれ。忠隣の罪は今日に至るまで分明ならず、左の諸説によりて推考す可きのみ。

第一 山口伊豆守の妻に石川長門守の女を養て嫁せしめし事

第二 甲斐の穴山の遺臣馬場八左衛門が忠隣の事につき本多佐渡守に訴へし事

第三 大久保石見守長安隠謀あり遺族誅に伏す、石見守は忠隣の推舉せし者たる事

この外に忠隣の罪状なし、山口の婚姻は自儘に縁組を爲せしと云ふ事と、石川長門守の女の兄なる者は不品行なるが故に勘氣を蒙りし者なるに其妹を養女として山口但馬守の子、伊豆守に嫁せしと云ふ

ことなれども、この事をのみ以て數年の勤功、累代の誠忠を空しふせしめ、老職を罷きて流罪となし、縁者までも罰するの理なし。馬場八左衛門の事は知ること能はずと雖も、馬場は甲斐の遺臣にして、然も勘氣を蒙りて大久保に預られし者なりと云ふ、かゝる者の訴に由りて老職を罰す可き理なし。又大久保石見守は如何に大罪を犯せし者にもせよ、推薦せし忠隣の職を觀ぐの理なし。故に當時の人が本多佐渡守正信が讒言に由ると云ふ風説の盛むなりしも宜ならずや、正信と忠隣は兩雄なり並び立ざるの理ありと雖も、家康の明登正信の爲に欺かれむや忠隣の權勢盛むなるが故に知りて欺かれしか、實に疑獄と稱す可きなり。

加賀守忠職は忠隣の孫なり、家を嗣ぎし頃は、やうやく十一歳、領知も僅に二萬石なりき、祖父の罪により監居せしが、寛永の初に赦免あり、同三年に叙爵し従四位加賀守になさる、次第に領知を加増せられ、寛文十年六十七歳にて卒せし時には肥前國唐津八萬三千石を領したり。叔父右京亮教隆の子を養ひて家を嗣がしめぬ、山羽守教博これなり、後に加賀守に任じ忠朝と改め執政になされ、貞享三年祖父忠隣の領せし小田原城にて十一萬三千石を興へられたり、以後變移なし。忠世の弟治右衛門忠佐も兄と同じく、武功多く慶長六年に至りて駿州沼津六萬石を領しぬ。同十九年九月七十七歳にて卒す、嗣子なし。時に相摸守忠隣の事ありしかば其家斷絶す。

大久保の徳川家に精忠なりしとは既に書せし如し。今系譜を開きて見るに、忠俊の三男彌三郎忠久は參州三木城にて討死し、忠貞の三男、四男、五男みな戦死したり、三男は大八郎忠包三木城にて討死し、四男新藏忠寄は三方ヶ原、五男勘七郎忠核は三州入江にて戦死したり、八男彦左衛門忠教は世の人の能く知る所なり。

大久保家の血統は旗下の士に多くあり、重なるは

- 五千石 大久保近江守
- 千九百石 大久保筑前守
- 五千石 大久保豊後守
- 二千石 大久保彦左衛門
- 二千石 大久保外記
- 三千石 大久保甚左衛門
- 六千石 大久保主税
- 二千石 大久保肥後守
- 五千石 大久保飛騨守

千二百石

大久保甲斐守

等の諸氏なり。實に大久保一黨は徳川家の藩屏と云ふ可し。また其領地も東西咽喉の地にして、關八州に威をふるひたる北條氏の故地なり、安積良齋の懐古の長篇あり

海茫茫兮山巖々。崇墉屹立當其中。飛鳥不度白雲邊。

譙樓挿天氣象雄。維昔北條據險隘。虎視八州傳五代。

(下略)

小田原城は八州を虎視せし所なり、譙樓の天を挿むて氣天下を壓せし處なり。この小田原城を與へて藩鎮たらしめしは、大久保氏の威望も重かりしなり。參勤交代の諸侯は東北より江戸に入るよりも、西南より來るを多しとす。その西南の諸侯伯が必ず通過する所は箱根の關所なり、この關を守りて士民を震慄せしめしは大久保の家なりき。

御關所御條目

- 一 此關所を通事番所前にて笠頭巾をぬくへき事
- 一 乗物にて通り候面々は乗物は乗物の戸を開但女乗物は番の輩差圖にて女見せ可通事
- 一 公家門跡方諸大名參向の節は前廣より沙汰有之候間不及改候不審の義あらば可爲格別事

右此旨可相守もの也仍而執達如件

貞享三年四月

奉行

下り鉄炮、登り女と稱し、下り鉄炮は關西より江戸へ入る所の武器なれば、老中或は其藩の老職の手形證文あらざれば通行を許さず、登り女は江戸に諸侯伯の家族のあれば頗る注意を爲せしものなり、故に手形のなきものは寸歩も關外へ出づることを許さざりき。

關所手形 (女上下何人内)

一禪尼(高貴の人の髪剃りたる) 一尼(平人の髪剃りたる) 一比久尼 一髮切(髮の長短によらず) 一小女

かくの如く登り女を検査せしは全く人質の地位にありし侯伯の妻子の本國へ逃げ出でむことを防ぐが爲なる可し。この三百諸侯の家族も幕政の味に藩地へ歸りし時は、恰も孤島山陰へ謫居の身となりし思ありしなり、こゝに明治の初年著者の親戚へ或藩主の夫人より送りし書翰を掲ぐ、以て當年の事情を知ることを得む。(上下はみな畧せり) 推考あらば時勢を察し得られむ。

「是迄の御はたもとは大かた御くらまへに成り候事と申御事先只今までの御はた本にこれ迄の大名衆御くらし被成候位のととんしられ何方も御同やう故致方もなき御事とあきらめ居候へ共いまだなれ不申ゆゑこまりり候志かし何事も世中またよき御事も候半只ととぞく東京へ出度

とのみそんじ居候(中畧)はやう私も東京へ出度それのみく神佛へ祈居候事御さつし被下候東京にさへ出居候はとどなた様へもあつから御めしも出来候へどもみなかにてはとて出来不申候ととま事にく東京の事存つつけ居候」

この書翰の夫人は七万石を領したる藩主の奥方なり、既に藩籍は奉還せし後の事なるが、累代の所領は全く異郷の思ありて、たゞ江戸の天のみを慕ひしなり、かくの如く先づ妻子の心を江戸に繋ぎ留めしは、大久保氏が守りし箱根の關所なりき、登り女に入り銃砲、なにとやら面白き對句なりけり。暑を函嶺の雲烟に避くる遊士は、節を湖畔にひきて逍遙せよ、夏草茂き邊に箱根の御關所の遺跡を見ることが得む。其處こそ大久保家の上り藤に大の字の紋の武威をしめせし所なり。支藩あり二。相州愛甲郡萩野山中一万三千石と、下野那須郡烏山三方石とを領したり。

大久保左衛門五郎忠茂

山中の城を攻取りし事

忠茂は甲冑に身は堅めたれど、簀笠に物の具はあはれたり、手に松明をふりつゝ、標先にかしこまり

「かねてより申し上候、夜討は今宵の事と存じ候、御準備よくば御供仕らむ」と云ふ。陣子を聞き、安祥二郎三郎清康、夜目にはさだかならざれど初陣の装束はやかに出で立ち、小長刀掻こむで、みじくも謀しよナ山中城は夜明ぬ中に我が手に落ちむ、夜陰の上はこの風雨乗馬にては掛引き不便ならむ歩行にてゆかむ、いざ立て」と、未だ十六の角髪なるに其様既に場敷を經たる者の如し。をりしも強く降りしきる雨の音に、風を交つて物凄然し、加ふるに雷さへ鳴りはためき、天地は唯風雨の聲のみ。時こそよけれと清康主従僅に百に満ざる勢にて山中城へ押し寄せたり、もとより城と云ふも空堀二三間、芝生の土手の七八尺もやあらむと覺ゆるのみ、忠茂は眞先に乗り入り、大音聲に「當城の者どもに物申さむ、岡崎の松平彈正左衛門殿は故和泉入道殿の御孫ながら御嫡流の清康公にはさらば御奉公なく、反りて東三河の御領地を押領あること其意を得がたし、今夜其罪を糺されむが爲に、先づ當城へ御出陣に相成つて候、兜をぬきて速に御迎へある可し」と云ふを合圖に、徳川勢は此所の陣營彼所の小屋間にひらめく切先そろへて亂入せり、何かは手向ふことのみたふ可き、恥を知るは抜きわはせて切り伏せられ、辱を辨まへざるは間にまぎれて逃げ失せたり、夜明ぬ間に落城せり。この山中の夜討は後日家康が武田、羽柴との合戦の如きものに非ずと雖も、恰も山木判官兼隆を頼朝が討ちしに似て、徳川家に於ては大事の戦なりしなり、是を大久保家の初度の大功と云ふ。

大久保五郎衛門忠俊

二十七枚の起請文をかきし事

忠茂の山中攻の條にもあるが如く、徳川氏も其初は松平姓の一門の争鬪のみにして、叔父姪の争ひ、従兄弟の戦ひ、嫡庶の軍なりき。忠俊の代には清康横死し、幼主廣忠僅に十歳、其隙に乗じ清康の叔父松平内膳正信定は廣忠を追ひ出して徳川領を奪ひ取りたり、前にも書せし如く忠俊は舍弟忠次等とともに廣忠にはなれて逆主信定に仕へたり。されど一日も樂しき日はあらず快々として春秋を送り、指折り數へて廣忠の生長をば待つのみなりき。天文も四年となり廣忠や、年長しにぞ今川義元は軍兵を添へて三州牟呂城に入れたりけり。内膳正信定は恰も刺の廷に坐するがごとし、大久保兄弟の心の程計り難し、初よりして全く歸服せしとは覺えぬなり、今もし兄弟が我に背かば一大事と、或日忠俊を伊田の八幡宮の社殿に呼び、「ヤヨ、新八郎、廣忠ぬしは今川の助により牟呂に在城の由なり、廣忠は幼穉き時のことなれば詳細には知るまひが、汝は清康ぬしの横死の頃にもありしもの、我もし岡崎城を守らずば三河は全く織田の手に入らむ、その大事を思ひて人の誹謗もかへりみず、暫く三河

を治しなり、汝は他の家人とかはり二々心はあるまじとは思へども、八幡の照覽を願ひ余が心を安む
ざる爲め、起證文を認たむ可し」と、顔色赤くなり青くなり忠俊にこそ望みけれ。忠俊其時心に思ふ
やう、織田信秀の勢と戦ひし時伊田八幡は寶殿より白羽の雨を降らせ石の大鳥居を前に動き出さしめ
給ひたる、御家守護の神なり、殿の御爲に誓紙書くとも我が心の賊は知しめすらむ、然り然りと心を
決し矢立の墨さらりと磨り流し一枚の起證文をぞ書ひたりける。當時の武人の心には如何に苦しく
やありけむかし。然れど信定は未だ心を安むせず、一日に七枚づゝ三日の間に神へ誓の起證文をぞ二
十一枚書させける。

もとより覺悟の忠俊なれば心の中に冷笑ひたゞ機會をのみ待ち居たり、或日内膳正信正は小鷹狩にと
城を出でたり、時熱しと忠俊は半呂の城へ人を馳せ、城門の鎖鑰を預りたる松平信孝同長忠の二人を
すかし、廣忠をば岡崎城へ迎へ入れたり。信正は程過ぎて歸り來りて見れば既に城門は閉されぬ、恐
くは此時土手の松の間より大久保忠俊は立ち現れ、大音聲に「殿よ、御怒あらせらるゝな、臣には今
日より殿さへ殿と仰がる可き真正の君に仕へ候なり、御命は臣等申し受け候、ゆるくと御他國あり
度候」と嘲るごとくに答へしならむ。是を大久保家の第二の大功と云ふ。この他に忠俊の世に大久保
の第三の大功と云ふは家康を諫めて一向門徒與黨の罪を許し、ことなり、徳川創業の良臣にして門徒

の中に錚々の名ありしは第二に本多佐渡守正信同三彌正重あり、其他には渡邊半藏等如き勇將猛士あ
またありき、この一向亂も亦た原因はあまたある可しと雖も、先づは君父現當の恩よりも如來悲願の
大恩は未來永劫を経るども盡期なしと云ふ。信仰より發りしなり、この時に忠俊は家康の前に出で、
忠俊の一族が勳賞に申しかへ一揆に組せし八百餘人の御家人の首を續ぐ可きにて候と申して、家康の
許しを受け、一向亂を鎮靜しなりとぞ。

大久保七郎右衛門忠世 同 治右衛門忠佐

長篠合戦の事

三州長篠の合戦は織田、徳川、武田三家の運命にかゝりたる大事の戦ひなり、甲陽軍鑑、品第五十二
を見れば當日の様見るが如し。

「天正三年乙亥五月廿一日に、勝頼公丁三十の御歳にて、大將御一人、人数は一万五千、敵は信長
四十二歳。子息城介廿歳、其舍弟十八歳。家康三十四歳、子息十七歳。人数は信長家康合一万志

かも柵を三重にふり切所を三ツかまへ、待うけての所へ勝頼公一万二千の人数にて、かゝりて防戦を御遂げ候に、一戦には皆武田方勝申候、子細は馬場美濃守七百の手にて、佐久間右衛門六千ばかりを柵の内へ追ひこめ、あひうち二三騎討死申候。澁川三千計を内藤修理衆千ばかりにて柵の内へ追こみ申候、家康衆六千ばかりを山縣三郎兵衛千五百にて柵の内へあひこむ、されども家康強敵の故、又くひつき出る、山縣衆は味方左の方へ廻り、敵の柵の木ゆはざる右の方へあし出、うしろよりかゝるべきとはたらくを、家康衆みまじり、大久保七郎右衛門蝶の羽の差物をさし、大久保治右衛門金のつりか、いみの差物にて、兄弟と名乗て、山縣三郎兵衛衆の、小菅五郎兵衛、廣瀬郷右衛門、三科傳右衛門、この三人と詞をかはし、追入あひ出し九度のせり合あり、九度めに三科も小菅も手負引のく、其上山縣三郎兵衛、くらの前輪のはづれを鐵砲にて後打ぬかれ則討死あるを、山縣被官志村頼をあげて甲州へ歸る」

かゝる激戦なれば、武田方の討死は馬場美濃守、真田源太左衛門兄弟、土屋右衛門尉等の老將名士討死し、大將勝頼さへも秘藏の甲を二ト度は道路に棄てし程なりき。

「信玄公御秘藏の故、諏訪法性の甲と是を申す、此御甲を勝頼公も御秘藏なされ候へども五月にて温天ゆゑ、初鹿傳右衛門に御もたせ候、傳右衛門いそがしきにより、此御甲捨て申べく候と申て、

是をすつる、されども小山田彌介と申武士跡にて是を見付、名高き御甲を捨て、はいかゝと有て取てもどる」

かく武田勢は敗軍せしなり。この戦に織田信長が、大久保兄弟の勳を見て敵かど見れば、味方になり、味方かど見れば敵になり敵味方のさかひ定かならず、と云ひ、徳川の侍大將と聞て後、なに味方と申すか、天晴れ大剛の兵かな、信長の手の者には、未だ候はぬと云はしめたるは、大久保兄弟の武功比類なしと云ふ可し。敵か味方か視わけがたかりしは兄弟が縦横に馬をばせ、炮烟の間に隠現せし當日の光景ならぬ。信長も戦終りて後、大久保兄弟を呼び出し今日の勝利は汝等兄弟の拔群なる勳のありし爲なりと云ひしとかや。

この七郎右衛門忠世は武田滅亡して後、甲斐の國を治め、武田の舊臣をば徳川家に心服せしめけりぞ。是を大久保家の大功の四ツと云ふ。

大久保相模守忠隣

三方ヶ原の戦の事

遙に聞ゆるは、武田勢の凱歌なり、路傍には味方の死骸算を亂し三方ヶ原の草葉も爲に赤し。家康は馬を静にうたせつ、崩る、勢をば叱咤して、一丁うたせては踏止まりて味方をあつめ、二丁ゆきては旗を立て、亂る、勢をまとめたり、されども敗軍の常なれば日常は猛き武士も何の分別あらばこそ唯だ喘ぎに／＼と落ちゆくのみ。大久保新十郎忠隣は馬を射られて歩行となり、痛手あまた負ひたれども、家康の馬にそひて少しも後れず従ひたり、またもや轟く敵の聲は、曳や／＼と叫びつ、崩る、味方を追ひかけたり。既にこの時、徳川勢には馬に乗りし者なく、やうやく菅沼藤藏、三宅彌次兵衛の二人騎馬にて來りしのみ。家康は大久保忠隣が痛手に屈せず従がへども、如何にも堪へ難く見へにけむ、小栗忠藏に大儀ながら馬一匹取り來れと命せしかば、小栗は高股を敵につかれ流血淋漓とまた、れども、少しも撓まらず畏まつて候と云ふや否や四五丁あなたの敵に斬り入り良馬一匹分捕りして歸り來りぬ。家康は大に悦び、いかに忠藏其馬を新十郎に借さずやと云ひしかば、承まはると答へつゝ、

ラリと飛び下り、己も助けて忠隣を馬に乗せ、濱松城へ歸りしとぞ。この時忠隣は生年二十の若武者なり。家康も父祖の功を思ひ又若年なれど痛手に屈せぬを見るに堪へず、小栗に命じて馬を取らせしならむ。この戦争に討死せし三河武士の死骸は武田方に對して倒れしは俯し、徳川勢の方へ倒れしは仰むきたり、一人として戦はずして死せしはなかりけり。かゝる急劇き中にも家康が忠隣をいたはり、小栗が忠隣の爲に喜悅むて其馬を與へしは君臣朋友の間の麗はしき様も見へて武士の理想と爲す可きことなり。

上田城抜け駈けの事

杉浦平大夫は、ハラ／＼と涙を流し、「御情けは死しても忘じがたし、さりながら我が命の惜しければとて、如何で主君をともなひ日蔭の身となさせ申す可けむ」忠隣の嫡子新十郎忠常は「一端この地を去りて逐電するども、大久保累代の功もあり、いはむや父君のましませば忠常が勘忍分の所領のなきことあらむや、余が事は愁ふるなかれ、今汝の如き勇士をば空しく殺すがらしきなり、本多佐渡奴が權威にほこり、中納言様へ申しあげ抜けがけせし者を軍法に任せて誅すとは、三河武士の骨法を知らざる者なり、心配ひいたすな、早々此處より出立し、美濃邊にゆきて見む、大事の御戦の爲に働くこ

ともあらむ、サ、立つ可し」と家人を思ふ忠常の仁心、賢人と云はれしも宜なりけり。杉浦はますます身をふるはし、「平大夫奴は、御軍法を背き若殿様まで御難儀かけむとは思もよらず、牧野の御勢とにもに稻を刈り取り居り候時、真田の勢の忽ちに押し寄せ來り、味方をば此所彼所に追ひつめ討ち候ゆゑ、止ことを得ず取て返し敵を追ひ詰り候處、案外に弱く候ゆゑ、牧野の士性掃部殿と塚に飛び登り味方を招き候なり、若殿、平大夫は殘念に候、もし彼の時に味方の續き候ば上田城は落ち候ものを、さりながら今となりては六日の菖蒲、十日の菊、命は義によりて輕し」と云ひつゝ、大刀スルリと引き抜き兩手にもちて襟にあつるよと見るが否や、曳と聲かけ首掻き落して血煙とにもに後方へ倒れたり。

この杉浦平大夫は大久保の家の旗奉行なり、惜ひかな本多正信が軍法に拘泥て斯る勇士を自殺せしむるに至りしこと。この時、牧野にては牧野右馬允康成の嫡子新二郎忠成が性掃部をつれて逐電せしと云ふ、かゝることより大久保と本多とは不快を生じ後に忠隣も讒せられしなりと云ふ、忠隣と正信との間は兎も角も其家人郎黨等は極めて不快を生ぜしことと覺ゆるなり、戦國の勇士義を重むじて自刎り、嗚呼、義烈なる哉！

配流の事

幽囚十五年、卒せし齡七十六。六十二にて妻子に生き別れ、一門一族にも分れ、所縁は皆罪を蒙り、領知を沒收せられ、伴ふものは我が影のみ忠隣は如何に老境の悲惨なりし。大久保家の大功五ツの中の其一なる徳川秀忠が關白秀次の爲に人質とせられむと爲し、を助け徳川の家にも累なからしめしは實に忠隣の方に由れり、且家康が嫡嗣を定めむと爲す時に、本多佐渡守は結城秀康をひき、井伊掃部頭は下野守忠吉をひきしに、忠隣ひとり毅然として嫡庶の分を亂さず秀忠を世嗣と爲し給ふ可しと云ひしとぞ、亦た徳川家の爲に二百年の基礎を据えしものと云ふ可し。

かゝる忠良の臣なれども浮雲疾風の苗はまぬかれ難く、罪なくして彦根の月をながめしに、曾て一言の君を怨み奉る語なく、井伊直孝が冤罪を辨解せよと勸むれば、君の非をあらはすに忍びずと云ひて甘むじて罪名を身にひて死しぬ、かの菅公が御衣の香を慕ひ奉つりし、臣節を抱きしものなり、然れども亦た當日の事を思へば菅公の詩のごとき悲歎は發せしならめ、忠隣の勇は千軍万馬の間に非ずして、配所の十五年にありと云ふも不適當らざることに非ず。道真公は忠隣の爲に千載の昔に吟ぜしが如し。

○ 自從勅使駈將去。父子一時五處離。
口不能言眼中血。依仰天神與地祇。

○ 離家三四日。落淚百千行。
万事皆如夢。時々仰彼蒼。

○ 秋天未雪地無螢。燈滅拋書淚暗零。
遷客悲愁陰夜陪。冥々裡欲訴冥々。

父子一時に五處に離れ、家を離れて三四日、涙を落すこと百千行。忠隣も亦た同感の人なりしなる可し、一度は天海僧正によりて訴へしと雖も、再びは陳情辯解の筆を執らず、冥々に訴へて時々彼の暮を仰ぐのみ、忠なる哉！、忠隣。義なる哉！相摸守。國家の元勳たるに恥ぢざるなり。

大久保玄蕃頭忠成

三箇條の異見の事

大久保玄蕃頭は老たれども、さすがは三河の純粹きなり、誓しつかと麻繩にてくくりあげ木綿の紋付麻上下、草柄の脇指さし赤から顔に針の如き髭二三分のびたり。玄蕃頭忠成は忠隣の弟なり、今日しも兄忠隣の次男石川主殿頭忠總が訪ひ來しかば、書院へ通し叔姪の交り最うちとけて談ひたり、やありて忠成は内室と子息四郎左衛門を其席へ呼び、「ヤア、皆々、玄蕃は只今主殿殿に三ヶ條の御異見を申さむと存するなり、老害しこと申し出さば皆々遠慮なく異見を申せ」と叱るが如く命じまき、「いかに主殿頭殿、某が所論には先づ

第一は家來を不便に被存事如何様にも親切なる可し、譬ば家來の爲には股の内をも割き又命を取せらるゝ程に御心得有て、若し下より上を薦にし法を犯したる事あらば暫くも不赦手討にも可被致く第二には君の事を大切に被存事肝要也其段は同苗相摸守、御同苗主殿殿、彈正殿、貴様に至ての御厚恩を被存べく、譬ば君と親とより糞土の内へ踏込れたりとも、ねぢかへりて見ぬ者にて御入候ぞ。

第三には思案も分別も不入候、何事も只誠なるが能く候間、只々心を實に可被致候」と、云ひ子息四郎左衛門の顔を見、また主殿の方をむき「粹も御小性に被召出候處、此程は表へ御出し被成候、人には才あり不才あり君にも臣にも賢愚はあるものに候ゆゑ、少しも君を恨み奉る所存は無之候へども萬一にも四郎左衛門に不忠の心ありて、今日の如く君側の御役を御免被仰付、申さば不首尾の者と同じく表方の閑散なる役備を被仰付しことに候ば、老ては候へど他人の手にはかけず、この手にて首を刎ね申す可し、君に對して不届を働き候者ならば、子には無之候」と、袖をまくり腕を摩りて物語りしとかや。こは忠成が姪の忠總に教訓せし一場の話なり、忠總は台命により石川日向守家成の養子となりし人なれば、叔父を養も遠慮なく教訓を爲しならむが、三ヶ條ども其語こそ卑近なれ其義は皆な聖人の遺意にもかない頃刻も闕く可からざる武士の大道なり、特に玄蕃の如き猛士の口より發し峻烈にして奇氣あるは戦國の士の面形ありて更にゆかしき所あり。三ヶ條を操り返して考ふれば、家臣に對するには仁と義を以てし、君に對するには累代の恩恵を思ひ首にも行にも絶對的に服従す可し、自他に對し至誠なる可しと云ふことなり。

徳川武士が家康に仕へしは殆んど宗教家の宗祖に對する觀念の如き所あり、讀む人能く味ふ可し。

大久保石見守長安

山師なりし事

石見守は大久保家の血統には非ずと雖も、この人の爲に忠隣も罪を得たれば茲に其言行をかゝぐ、戦國にも財利に長し人はありしなり。石見守は甲州の産にして猿樂師大藏大夫の子なり、信玄にも愛せられしが、武田亡びて後は、家康に仕へたり、忠隣は甲信を治めし故に早くより知りしならむ。石見守は家の業のみならず建築の意匠にも長け、かゝる事より家康に知れしが、或時家康は諸臣を集て何事か語りし次、今や日本に於て數ヶ國を領するは毛利と我なれど、國多ければ人も多く金銀の不足のみありて萬事意の如くならず、さりとて下民を苦しめて貢税を増むも心ならずと嗟嘆せり、其時石見守も席末に在りて聽き居たりしが、他日青山忠成の家にゆき、この夜のことを語り出で、殿様には金銀乏しとて御嘆息に候へども、某に仰付られ候ば米穀によらず、山川の税によらず金銀を得る手段を承知仕居り候と云ふにぞ、青山もうち悦び、やがて家康の耳に入れたり。家康も困じたる時なれば、其召せとて、長安を御前に呼び出だせり。そも長安の經濟策は當時の人特に武人の知らざる礦山の利

なりけり。番策入れられて先づ伊豆の山を廻り金銀を出だせしかば、其貨として猿樂の大夫の班をばなれ、大久保十兵衛と稱し次第に進みて石見守になされたり。後には佐渡、石見に礪山を開き金銀銅の三種の發掘年々歳々に夥多しく、内外の需要に充せしかば、石見守の富は陶朱猗頓の昔は知ず全國に肩を並ぶる者もなかりき。されど小人の常として奢侈に流れざるを得ず、さなきだに羨む者の多き世なれば小人を賤る小人は至る所に夥多しかりしが、未だ執政は之れを知らず、石見守は職に居ると十三年病にて死去したり。死去の時には、既に石見守の棺は金にて造れりなど、風説あり、生地甲斐に歸葬することは許されざりき。後に嫡子藤十郎と長安の妾との間に財産の論を發し、藤十郎を初とし長安の子七人は流罪に處せられしが、其家産を籍没するに當り種々の罪過を發見せり、曰く

- 一 耶蘇教徒と結託して將軍を殺し政府を覆へさむと計りたり
- 一 外國と交易して貨物を濫出したり
- 一 多額の贓罪あり
- 一 信玄の孫顯了和尚より武田の家系を請ひ受け、武田の紋つけたる旗幕を製し又庫中に毒酒を造り蓄へたり

かゝる罪狀ありて、流罪に處せられたる七子も盡く誅せられたり。この石見守長安は大久保忠隣が

推薦せし者なれば忠隣も亦た罪ありと爲されしなり。熱々考ふるに財利に長し者の末路は石見守の如き者多し、貨殖の道は欲火を導き易きものなれば、萩原近江守も終に罰せられたり、男女の欲は船に由りて限りありと雖も、利欲は棺中に在りて手を伸せしと云ふ慳貪婆の寓言もあり、恐る可きは財利なりけり。然れども亦た他をかへりみれば加賀の錢屋五平の如きあり、盡く皆非なりと云ふ可からず、かゝる種類の人は皆敏才にして膽勇を備へし者多し、冤罪もなしと云ふ可からず。

第十二 保科

●保科彈正忠正俊男

○源正直 保科彈正忠
信州高遠城主

正光 肥後守

正之 肥後守、徳川秀忠三男
正四位下左中將

正經 筑前守
正容 肥後守
正四位左中將

容敬 肥後守
容保 若狹守
正四位下中將 正四位侍從

子爵松平容大(會津藩)

●保科彈正忠正直男

○源正直 彈正忠

正賢 兵部少輔

正益 彈正忠
子爵保科盛之助(飯野藩)

正景 越前守
彈正忠

甲陽軍鑑信玄惣人数の條に信州先方衆保科彈正百二十騎とあり、又武田の二彈正の一人にて保科彈正、鎗彈正、高坂彈正にげ彈正と字せられたり。鎗彈正と云はるゝごとく武邊功者の人なりき、之を保科彈正忠正俊と稱す。戰場の高名三十七度、眞田の外には信州に於て肩を並ぶる者なき武田の被官なり。信濃源氏の井上掃部助顯季が末孫なり、この顯季は鎮守府將軍頼信の第三子なれば、家系よりは新羅の末の武田に劣らぬ者なりき。

文祿二年八十三歳の高齡にて卒しぬ。其子越前守正直(後に彈正忠)も武名あさく、甲信に轟きし者なりしが、天正十年織田勢亂入の時は仁科五郎信盛と、もに信州伊那郡高遠城に籠り、落城の後、東國に落ち行きぬ。後に酒井忠次によりて徳川に降り本領高遠を安堵せり。爾來二た心なく家康に仕へ或は小笠原貞慶を打ち或は木曾、或は眞田と戦ひしが、皆甲信の間の戦のみなりき。家康關東に移りてより下總國多古一万石を領し六十歳にて卒しぬ、嫡子正光家を嗣ぎ、徳川家康の異父同母の妹を娶り男子二人、女子四人をまうく。從五位下、肥後守に叙任し、遠州濱松、越前北庄等に領知を移せしが、後また高遠に戻りて三万石を領したり、當時二代將軍秀忠、神尾氏の女を寵し一子を孕めり、嫡室の嫉忌を恐れ、城中を出で己が家にて生めり、之を幸松丸と稱す、家康の妾たりし、おつまの方(穴山氏武田の一門なり法號見性院)、武田の舊臣保科氏を悉らみて幸松丸をひそかに養育せしめたり。正光

卒して後幸松丸其家を嗣ぎぬ、元服して肥後守正之と名乗れり、實に三代將軍家光の舍弟なりき。寛永十一年侍從に任じ、正保二年には從四位下の左少將になされ、兄家光の遺命により四代の將軍家綱を輔佐し、天下の後見となりぬ、承應二年十月正四位下右中將に進み、寛文九年に仕を致し、同十二年十二月六十四歳にて卒す、謚して土津靈公と云ふ。二男筑前守正經家を嗣ぎ從四位下の侍從となりぬ。かく保科家は正之の爲に徳川家の一門とはなれり、されども保科氏の正統にはあらず、故に彈正忠正直が三男彈正忠貞保科の姓を名乗りて其家系を嗣ぎ保科家傳來の重器は、盡く正之より譲られたりとぞ。この正貞は其初兄正光の勘當を受け浪々の身なりしが、大坂夏陣に手痛く戦ひ後に家人に召し出され大番頭となり、所領二万石を興へられしなり、寛文元年十一月七十四歳にて卒す。この家を上總國の飯野藩主保科氏となす。

正之も其初養父正光の所領僅に三万石の城主なりしが、寛永十三年に出羽の國山形、二十万石の城主となり、正保元年正月奥州會津廿三万石に封ぜられしなり。以後東北の雄藩と稱せられたるなり。正之は水戸の義公、岡山の芳烈公と其名を齊ふし土津靈公と稱すれば寛永正保の代の賢相なり名君たることは誰も知る所なり、山崎闇齋、吉川惟足等を師とし義公に劣らず勤王の志厚く儒教と神道を以て其藩内を治めしなり、されば天下の輔弼となり、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋等と譲り幼主宗

綱を奉じて天下を助搖せしめず、愈々徳川氏の威望を重くせしは會津中將正之の力に由れり。公の言行を詳細に知らむと爲さむには千歳の松と云ふ書を見る可し。慶長元和の後に徳川氏の門葉にて賢君と稱す可きは徳川光圀、松平正之、徳川頼宣、の三公と、近世に至りて徳川齊昭と松平定信あり、特に天下の政を預りて能く周公の任を致せしは土津公中將正之と、樂翁公少將定信なりき。夫國家的觀念を養ふに適したる神道と、實踐道德を旨とする儒教を以て一藩を治めたるは水戸と會津なりき、儒教を旨とし經濟の道に力を盡したるは白河侯定信なり、神道と儒教は恰も車の兩輪のごとし、徳川の代の風教をたすけしが二教の結果は水戸の勤王論となりて徳川の政府を助かし、二教の結果は會津の佐幕論となり若松城の炮烟となりて消えたり。紀州より大統を嗣ぎし家茂將軍を奉ずるには、徳川柱石の家より井伊直弼あり、薩長二藩に飽までも抗せしは會桑二藩なり、終に大政を奉還せしは水戸烈公の七男前將軍慶喜公なりき、水戸は薩長の導火となり、徳川譜代の士氣を代表せし井伊は其水藩の手に倒れ、會桑は恰も補佐の地位に立ちて破れ、然して家康、秀忠、家光等の勤王の精神を以て萬國史上に類例まれなる辭職を爲して今日も徳川氏を公爵の榮位に置くを得たるは其水戸公の七男なり。嗚呼、戊辰の事は夢となりぬ、偕に王化に浴するは、一大吉夢と云ふ可きのみ。然りと雖も夢中また慘々然と涙を漑ぐの時なきにあらず。後人詩あり曰く。

觀會津白虎隊自刃之圖有感
 維時慶應戊辰年。八月念三風雨晨。
 鶴城東北竟難禦。若戰不利石廷開。
 風沙曝骨幾千士。就中最憐白虎群。
 決然直辭阿爺膝。恩愛兼謝慈母前。
 齡未弱冠能奮戰。大厦一柱欲支難。
 童帥集童傳一言。彈丸硝藥警然殫。
 正氣應變策亦極。於是即欲扞吾君。
 敵軍早已絕前路。裂皆無由到轅門。
 炮聲轟天萬雷震。猛火焰々漲黑雲。
 縱與君父不共死。馬草蕩尸在此辰。
 十有九人無異辭。遙拜鶴城淚漣々。
 感懃鹽嗽齋稽首。從容就死瀧澤山。

(下略)

我が邦は尙武の國なりと雖も、忠勇節烈の士に富むと雖も、史上會津の白虎隊に似たる事なし。鎌倉の北條氏の滅するや太平記には東勝寺に於て自害せし者、一門他家の人々二百八十三人とあり、老武者の入道となりし者か、或は血氣の剛き勇士なり、妙齡の少年が雪の如くの膚を押しぬぎ押しぬぎ腹切りしとは同日の論に非ず。

發爲三万朵櫻。凝爲百練鐵。

松平肥後守正之

目黒の寺の事

肥後守正之は未だ三万石の領主なれば、何事も心の自由ならず、されど母君に孝心の厚ければ、常に祈禱の事など願まるゝ寺には布施などにも心を用ひられたり、さばれ小藩のことなれば寺の爲にはゆたかなる檀那にもあらず、或日將軍家光は目黒あたりを小鷹狩に成せられ、供奉をはなれて小姓四五人を具し成就院となむよべる野寺に入りて憩ひたり、をりしも老僧は垣結ひてありしが、將軍とも知らず、出で來り、方々には何處へゆかるゝにや、見らるゝ如き瘦寺なれば參する物もなし、されど

日向と泉は清に候ぞ、緩りと休みてゆき給へど云ふ。將軍は微笑しつゝ我々は將軍家の御供に候、貴僧の御慈悲にて勞れし足も休まり忝けなく候と答へられつゝ、客殿の壁を見れば菊を麗はしく畫がきたり、將軍は亦も、御坊、貴寺には如何なる檀那やまします御衣なども壁なども美々しく候と宣給へば。老僧はうち笑ひ、菊の畫などの御眼にとまり候か、菊のみは麗はしく候へども見らるゝ如き處々の大破、檀那と申すはと云ひさして、聲をひそめ、高くは申し上がたく候へど保科様にて候、保科の殿様は當公方様の正しき御弟とうかい候へど、さて貴人は人情の薄きもの、僅かの御領地この寺なども斯ゝる仕合、いや／＼是も因縁の候ふ可しと云ふ。知らぬが實に佛なりけり將軍は己が前にて願ふなり。家光も少し感情にや觸れけむ、小姓にキツト目をもて知らせ、御邪魔をいたせしなり、將軍家にも還御に候ふ可しと云ひつゝ、寺を出でさせ給ひけり。まばしありて多くの供人、門よりこみ入り亦もや垣を結ひつゝありし老僧に上様には何方へ成せられしやと問ふ、老僧は驚きて何に、公方様とな、今少し前に御供の衆の來ませしなり、其こそ上様なれ、何に公方様とな老僧は腰ぬかす程驚きて、人々の顔見まもるのみ、其後は官より如何なる咎めあらむと日夜に安き心もあらざりしとぞ。然れど將軍家光は計ずも老僧の言によりて意注きけむ、正之には山形の地二十万石を與へ、成就院にも其どなく寄附のありしと云ふ。面白き話と云ふ可し。

四士の罪をゆるせし事

中將正之は安西八左衛門、佐瀬平右衛門、吉川市之丞、安藤六郎左衛門の四人をば呼び出だせり。この四人は兼てより聞えし荒武者にて、臂力人に越え武技また儔輩に越へたれば、市街村落を問はず日として暴行せざることをなし。故に役所へ訴へ出づる者の足跡をたし、終には四人の事にかゝりたる訴狀は机に堆くなりぬ。かゝる人々ゆゑ本人はまばらしく置き他は皆今日こそ切腹か或は追放か小氣味よしと思ふ者のなきにも非ず。四人は、やがて君前に出で仰いかにと俯伏したり。心中には何ぞか考へけむ、四人も亦た己が罪は知る者なれば、覺えず額に汗して畏み居たらむ。正之は微笑して、コリヤ、市之丞、六郎左衛門、平右衛門、汝等が暴行すると役人どもが度々申し出づるが、如何に若年なればとて、餘り兇行を爲してはならぬぞ、覺えがあるか。四人は如何なる嚴命あり、如何なる阿責もあらむかと思ひしに、恰も慈母の其手に接する如く案の外にて、夢現とも辨別なく、早や君恩の身にしみて四肢は震ひにふるひぬ。正之は亦もや靜に、汝等の所業は血氣より發りしことにて、余に對しては不忠を致す所存はあるまじ、ドゥツヤ不忠の所存はあるまひナ、今日より慎め、慎むと申すか、四人は俯しに伏ししのみ、只トハ、ハツト應へたり。正之は聲を改め八左衛門、平右衛門、兩人は只

今より番頭を命ず、市之丞其方は旗奉行を命ず、又、六郎左衛門は使番を命ず、以後出精いたせ。と寛大なる命を蒙り四人は茫然として其答さへ爲し難かりしが、重役の注意あり、退れよと云ふに、四人は覺えず涙を流し聲ふるはして君恩を拜謝して其座を退きけるとかや。後に四人は書を讀み行を勵し、全く昔日の四人に非ず、謹厚の士となりしとぞ。正之の國を治むるは刑法によらず、ひたすら教化を旨と爲せしなり、されば蘆名、蒲生、上杉等の武斷政治にはり文教を以て邊土の士を撫育せしなり、前の四人の如き豹變せし士は多くありしとかや、近世會津士の勇名ありしは決して偶然の事に非ず。

保科甚四郎正貞

忠朝を迎へし事

昨日も今日も關東の大軍は、引も切らず上りたり、さすがの瀬田の長橋も馬軍の爲に動搖かど覺ゆるなり。五月といへど今年は常より暑し、物の具もつけず多くは皆素肌武者夕日を軍扇にうけて歩み來りぬ。本多出雲守忠朝は今度の先陣を蒙むりたれば、丸に立葵の紋つけたる旗翻と湖水の風に吹かせ、

静に馬を歩ませたり、をりしも橋の端より六尺有餘の大男編笠深く引きかぶりしが、若黨一人二人連れて佇立み居りしが、本多忠朝を見るや、ザカ／＼と馬の傍に來り笠ぬぎ捨て、拙者は保科彈正の弟同苗甚四郎にて候、兄の勘氣を蒙むりし故、手勢とても無之、あはれ貴殿の御軍勢に加へられ、大坂へ向ひ度候と云ふ、忠朝は大に喜び、いざさせ給へ足輕十人をつけ參せむと卒少々を分かち諸共に大坂へ下りたり。大坂夏陣には忠朝も討ち死せし程の血戦なりしかば、正貞も亦た劣らず眞先に進みて戦ひ重手三ヶ所負ひ馬より落ちて既に首を敵にわたす可かりしが、辛うじて郎黨に助けられ、絶入りし息吹きかへしたりとぞ。後には父祖の家嗣きて彈正忠正貞と名乗りしが、一ト度は斯る浪々の身となり手痛き戦にもあひしなり。

詠史

(太田道灌をこふ圖)

殘

花

一
 かた岡に蹄の響、貴人の御狩りとおぼし、
 守にや司にやあらめ、獵犬の吠ゆる聲なり。
 常關の戦の世とは、我も云ひ人もかたれど、
 武藏野は千草の末も朝夕にそよぐ姿なし。

二

玉水の音静かなる、柴の戸に誰ぞや來りし、
 こゝろなや誰ぞかしましき、音訪は誰人ぞ。
 音訪は我が君なりき、貴人は我が君なりき、
 簀をもて疾く我が妹子よ、我が君はたゞせ給ふぞ。

三

我が夫には簀としいへど、さかにせむ賤が家は、
 ふる雨も月の光りも、はづかしやもるまゝなるに。
 我が君は猛くまします、我が君は賢くましぬ、
 山吹の花によそへて、みのなきを申し別なん。

四

風によれ雨にぬれたる、青柳か垂枝櫻か、
 赧顔に御前にいで、七重八重ぬかつきふしぬ。
 ますらをも詮方のなし、守なれど力もあらず。
 梓弓押して春雨、ふるまゝにいでゆき給ふ。

三百諸侯卷九終

對清先覺 荒尾精君新著

對清意見

全一冊 洋裝
大判 英本
正價 二拾錢
郵稅 四錢

危嶽維林ノ野ニ轟クヨリ東洋ノ天地ハ腥風血雨ノ中ニ籠メラレ其慘憺タル光景ハ我國カ與亞ノ大業ナル就スルノ前途ニシテ東方時運ノ一大變局ナリ今ヤ海陸領リニ捷報ヲ傳ヘ大局將ニ定ラントス此時ニ當ツテ如何シテ能ク此戰局ヲ收ムヘキカ清國ノ現勢及其將來ハ如何我國ハ東方ノ未來ニ向ツテ果シテ如何スヘキカ等ノ疑問ハ我同胞カ今日切リニ知ラント欲シテ未ダ豁然タラサル所ナリ
清國ノ勢ノ先覺者トシテ東方問題ノ先覺者トシテ多年朝野ノ間ニ知ラレタル荒尾精君ハ茲ニ對清意見一書ヲ著シテ世ニ公ニセラレ此書ハ實ニ今日能ク其世人ノ切望ヲ充タシテ疑問ヲ釋クモノナリ而シテ所謂一篇ノ本領ハ實ニ國家百年ノ長計ヲ建テ亞細ヤノ大經綸ヲ行ハントスルニ在リ議論簡明ニシテ切實其清國ノ實勢ヲ既クカキハ編ヲ提ケ幹ヲ剖キ眞ニ快刀ヲ解亂斷ツモノ是著者カ從來我邦人ノ彼ニ疎ナルヲ概キ深ク内地ニ入り百戰百勝ニ嘗メテ十數年一日ノ如ク已ニ其日清ノ爲ノ業ヲ與シ人ヲ養ヒ國家ノ不虞ニ備フルモノ多キハ共ニ世人ノ知ル所今此危機一髪ノ時ニ際シ多年蓄蓄セル所ヲ惜マヌ我同胞ニ泄ラセルモノナリ一タヒ此書ヲ讀カハ清國ノ形勢ヲ掌上ニ載セテ其實相ヲ知リ得ルノルナラヌ從來ノ疑問一時ニ氷解シテ胸中大ニ豁然タルモノアラハ實ニ今日吾人カ熱讀セサルヘカラサル珍書ナリ

米峰小山正武先生序並評
川崎紫山君著 (亞細亞全圖編輯石版刷入)

朝鮮革新案

全一冊 洋裝
二頁六十頁
正價 拾二錢
郵稅 四錢

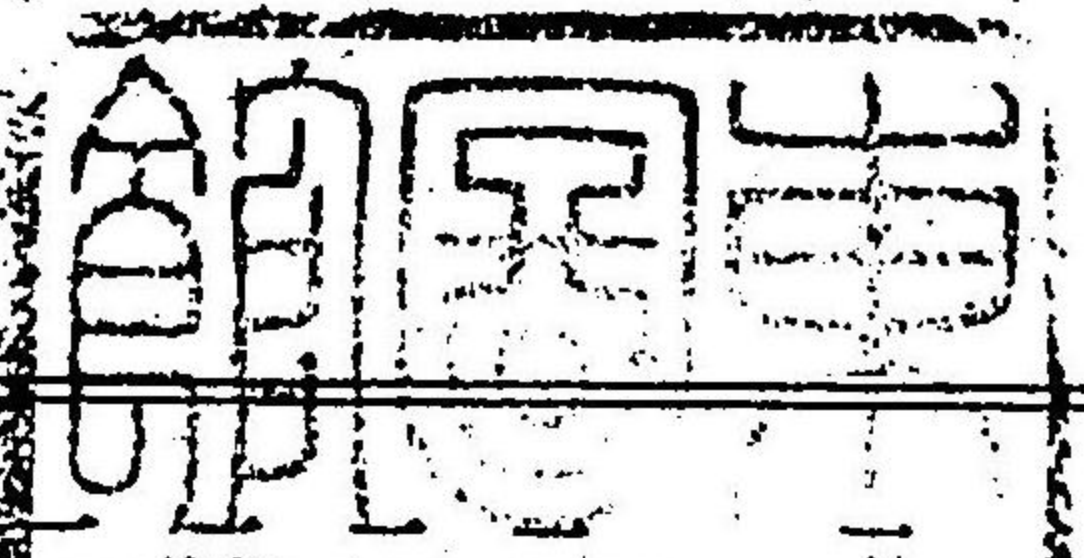
一名 日清開戰論
韓山の風マ電雷擊チ東洋の萬波激聲鳴る正に是大動亂健政の時本邦之を論するに日清韓及び露英の關係、政策、兵力、朝鮮公國建設の大經綸大革新案を以てす眼は炬、筆は劍、簡載にして剴切、沈痛にして雄大、論々事實に基き策々根據あり、語法の想、縱横の策、東洋の大勢活潑讀者の眼に映して火の如し。

高等捕獲審檢所評定官大審院判事
法學士 藤田隆三郎君新著

海上萬國公法

全一冊 洋裝
正價 拾五錢
郵稅 四錢

日清既に戦を交ヘ捕獲審檢令亦既に發布せられ海上萬國公法の智識を要する今日より切なるはなし、本書は藤田隆三郎先生が海軍大學校に於て講述せられたるものにして意簡明摘要其宜しきを得たり請ふ御覽あれ



例言

一 三百諸侯とは大數をあげて書名と爲ししものなり、白石の藩翰譜には三百三十七家なり、嘉永以後の武鑑に由れば本末二百五十三家あり、若し同姓末家等を除く時は全くは百二十二家なり、(明治以後は採らず)

系譜は藩祖と今日の華族の爵位氏名をわぐ、偶次其間に四五の名を掲ぐるは讀者の辨をはかるに
あるのみ。

遠祖は(公孫王、藤原鎌足)の如く疑がはしきものありと雖も、まばらく武鑑、華族名鑑等に從がふ。發行は諸書によりて異同あり、この書はたゞ其精神のある所に着眼して小話中に酒飾せり。

釋家でも中重なる諸侯を選みて挿入せり、()を以て區別す。
藩祖は譜祖のみに限りしに非ずと雖も、昇平二百年間は、事跡の觀る可きもの少きが故なり、且精確の事を知り難きが爲なり(樂翁公等の如きは例外なりと雖も)。

一 この書全部十二卷なりと雖も、一卷は凡百二十頁餘の小冊子なり、百二十二家に配分つ時は一家十二頁にだにすらず藩祖が偉業の一斑をも窺ふ能はず配實の少きは看官これを恕せよ。

例言



一 實名には同音異字なるもの多し、また其人によりては讀み慣れしものと雖も、其實誤認れるものあり、(石田三成は三成なるが如し)此篇にはなる可く正確なるものを選り。
 一 齋藩地は諸侯によりて、屢次所替を爲せし者あり、故にこの書は嘉永前後の武鑑に従がふ、明治以後の如きは取らず。

明治廿七年十二月

著者識

三百諸侯卷十目次

第一 稻葉

稻葉伊豫入道一鐵

犬山陣の事

一頁

下人の罪を赦せし事

稻葉美濃守正則

狙撃されて驚かざりし事

稻葉淡路守紀通

獅の爲に家を亡せし事

第二 京極

京極宰相高次

大津合戦の事

一四頁

京極丹後守高國

澤圖書の事

第三 西尾

二四頁

第四	内田	二八頁
第五	溝口	三一頁
第六	分部	三三頁
第七	(松倉)	三六頁
	松倉長門守重政	堀丹後守直寄と
	戦功を争ひし事	
第八	土屋	四二頁
	土屋惣藏昌恒	天目山にて討死の事
第九	(最上)	四九頁
	最上權少將義光	強盜を斬りし事

	伏見大地震の時の事	
	最上修理大夫義康	鐵砲にて撃たれし事
	最上源五郎義俊	家親死後の事
第十	上杉	六六頁
	上杉輝虎入道謙信	猛威大雨大雷にひとしき事
	さまぶくの事	
	上杉中納言景勝	會津表手配りの事
	鳴野口戦の事	
	上杉鷹山公	補儲訓の事
第十一	松平	九九頁
	並本莊	

第十二加納

附紀

武田信玄野田にて笛聲を聞く

三百諸侯卷十目次終

三百諸侯卷十

第一 稻葉

●澁川清水城主

林七郎右衛門越智通兼之末孫

◎越智正成 稻葉佐渡守

正勝 丹後守
從四位侍從

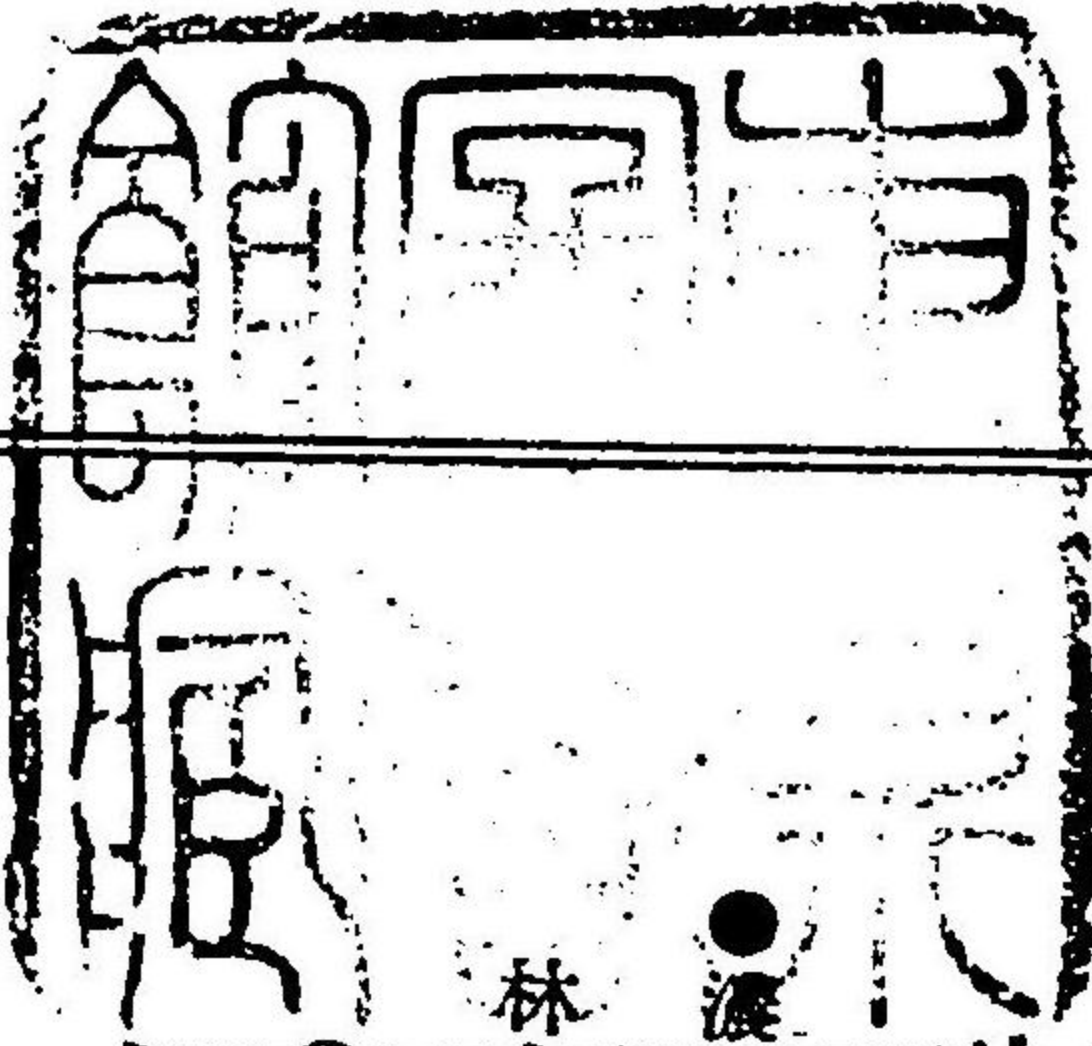
正則 美濃守
從四位侍從

正誼 丹後守

正通 丹後守
從四位侍從

子爵 稻葉正邦 (淀藩)

戸川 殘花 著



●稻葉正則三男

○越智正員 稻葉備前守

┌ 正方 修理

└ 正福 藤原

┌ 正己 兵部少輔

└ 子爵稻葉正善(館山藩)

●伊豫國住人河野四郎通信十一代

彈正少弼通直之末孫

○越智通高 稻葉刑部少輔

┌ 通則 備前守

└ 通朝 伊豫守
三位法印一總

┌ 貞通 右京亮

└ 典通 彦六
從四位侍從

┌ 觀通 宮太郎

└ 子爵稻葉順通(白杵藩)

濃州の林氏は稻葉の庶流なりと云ふ説あれども定なることは知ず。されど稻葉正成は林駿河守が孫同苗總兵衛尉正三の男なり。稻葉一餓の女を娶りてより稻葉姓と稱せりと云ふ説あり。正成が家を起せしは金吾中納言秀秋に仕へて、其の家の老となり、佐渡守に任じ關ヶ原の戦に功ありしよりなり。金吾秀秋の家亡びてより、正成は徳川家に仕へ二万石を領し、内匠頭にあらため、後に越前家に付られ四万石を領し越後國糸魚川城に住せしと云ふ。正成は中納言秀秋の家に在りし頃より、徳川家康に心を傾けしが故に、關ヶ原の役に裏切なせしも正成の功なりと云ひ、また大坂の合戦にも、聊の軍功もありたりと雖も、稻葉家の大に興りしは正成の嫡子丹後守正勝の代よりなりき。この正勝の母と云ふは明智光秀が妹の子にして、股肱と頼れたる齋藤利三の女なり。則正成の先妻にして正勝の實母なりしが、如何なる故ありけむ離別せられたり、後に將軍秀忠に仕へて家光の乳母とはなりぬ。實母の縁に由りてか正勝は僅に入歳の時より、家光に召し仕はれたりとぞ。この正勝の實母は春日局と稱し一世に重むせられしのみならず、其齡六十五寛永二十年に卒せし後、三代の將軍家光は一寺を建立し寺領三百石を寄せて、厚く吊らひ、在世の日にはをりく自ら香火を供へられたりとぞ。

東京本郷區湯島の麟祥院(俗に枳殼寺)これなり。されども正勝は母の縁に由りて將軍に寵せられたるのみには非ず、母春日局、父正成、祖父内藏助利三の血統なればにや、才智等倫に非ず、累進して

宿老の職に入り天下の政務に預り、かの鄭成功が援兵を我が朝に乞ひし時、諫めて止めしは正勝なりと云ふ、權勢も比類なく齡未だ四拾に至らざるに八万五千石を領し、相州小田原城に住し、城廓を増築し關東の武威を天下に示せしとかや。寛永十一年三十八歳にて卒す。
其子正則も亦た父に劣らぬ才智あり、宿老の職に入り、大老酒井忠清と共に政權を掌どり、文武は云ふも更なり、神道、禪理にも通ぜし人なりしとぞ、この人の代に二万五千石の加増あり。孫の丹後守正知の時より山城國紀伊郡淀に移り拾方二千石を領したり、淀稻葉と稱すれば、かの淀の川瀬の水車とにも世に知らざる者なき大名なりき。支藩あり安房國館山一萬石を領せり。

豊後國海部郡臼杵五方六千石餘を領したる稻葉家は濃州稻葉の正統なり。織田信長の頃より武名の聞高き伊豫守通朝入道一鐵が祖父刑部少輔通高は攝州安國寺に入りて僧となりしことありしが、思ふ所ありて還俗し再び河野の家名を起さむと心にちかひ、所々に縁を求めしが、終に美濃の國に來り守護土岐の家に仕へたり。當時姓を改めて稻葉と稱せり。嫡子通則に六人の男子ありけるが或役に父と共に其五人は戦死し、唯一人のみ寺の喝食となりてありしをば、其母呼び返して家を嗣せたり、これを

通朝と稱す、武勇父祖に超え西美濃の三人衆と呼ばれたり。土岐亡びて齋藤道三入道に従ひしが、龍興の代に至り織田信長に従ひたり。信長が近江の淺井、越前の朝倉等を亡すにあたり通朝の功勞一方ならず、特に姉川の合戦には武名を轟ろかせしと云ふ、後に入道となり一鐵と號せり。織田信長の事ありし後は、羽柴秀吉に従ひ、長久手の戦に功あり、年老て後三位法印となり四万石を領せり。天正十六年七十三にて卒す。其子右京亮貞通は徳川家康に心を傾けし人なりしかば、關ヶ原には大坂方の催促に従ひ犬山の城に籠りしと雖も、使者を立て、家康に款を通じたり。然るに徳川方の遠藤但馬守、金森出雲守等は其情を知らず、稻葉の居城郡上に政寄せしかば、貞通は先づ嫡子典通とにも鞭をあげて居城に馳せ歸り、寄手をは散々に驅破りぬ。破りて後に寄手の陣へ使者をおくり、徳川の味方なる由を云ひ人質を交して戦を止めむ、さりながら猶も戦を好まれむには貞通敢て一步も退き申すまじとぞ云はせける。家康も關ヶ原の戦をはりて後に此舉動を賛稱し神妙の至りなりと云ひしとかや。されど郡上の城は遠藤家の累代の城なればとて、此時より稻葉氏は豊後臼杵に移り五万石の加増ありて五万石を領せしなり。貞通は一鐵の子たるに耻ぢざる者と云ふ可し。嫡子典通愈爵して従四位下侍従となる、寛永三年十一月に六十一歳にて卒す。

六
稻葉一鐵入道の二男に同兵庫頭重道と云ふ者あり、この重道も父と同じく秀吉に仕へたり。子二人あり長を藏人道通、次を甲斐守某と云ふ。藏人道通は勢州多氣、度會兩郡の地を領し岩手城に住せり。年來九鬼大隅守嘉隆と不和なりしが、關ヶ原の戦に稻葉は徳川方なりしにぞ、機失なふ可からずや思ひけむ、大坂方に組せし九鬼と戦ひ散々に破りて首二十三を切りしとぞ。功に由りて同國同郡田丸に移り四万五千七百石を領したり。道通卒して後、嫡子記通家を嗣ぎ年長て愈々濠洲守となり寛永元年丹波國福知山に移り本領にも變易なく、この稻葉の庶流も目出度榮えしが慶安元年の秋に至り如何なる事の過失より生じけむ、稻葉は謀叛の企あり、既に旅人も殺せしとの風説高くなり、幕府の老職も心を痛め安藤對馬守重次上洛するに及びぬ。紀通驚ひて陳辨する所ありしが、何思ひけむ安藤にも逢ず割腹して死せり。全く謀叛の心はなかりしとぞ。爲に家斷絶せり。

稻葉伊豫入道一鐵は、勇猛剛直の人なれば、後世に至りて剛直の人を一鐵と稱するなりと云ふ説あり庶流の稻葉に、一鐵心の遺傳ありて其弊や短氣となり家を亡すには至りしにやあらむ。

稻葉伊豫入道一鐵

犬山陣の事

天正十二年三月、長久手の戦敗れて池田父子、森武藏守も討死と聞ゆるや、犬山の陣は上を下へと混雜し、恰も鼎の沸くに似たり。斯かるをりには如何なる勇將猛士も詮方のなきものなれば、誰一人軍勢を率ひて、敗軍の恥辱をすゝがむと云ふものもなし。機會あらば手勢を具して犬山を引き揚むと思ふ者のみ、あはや此處へ徳川勢の押し寄せ來らむには羽柴方は一ト崩に破れむとこそ見をにけれ。

時に稻葉一鐵入道は諸將を制して曰く、「一鐵こそ美濃、尾張の間に人と爲り、遠三の武士等が弓矢の程は心得て候、たとひ徳川勢が池田殿に打ち勝しとて何程の事や候ふ可き、この老武者が眞先に進み打ち破りて若殿原の見參に入れ、御眼をさませ申す可し」と云ひさまに、鎧一トふり二タふり打ちふりく石突かへして水車のごとくに廻し、カラく打ち笑ひつゝ、「いで徳川勢を突き崩し、池田殿、森殿の仇を復し骨の山、血の川を溢へ申さむ」と足踏みならして勇威を示せり。誰あらふ稻葉一鐵と呼ぶる、老將が、寸餘に延びし白髪法師頭に白鉢巻し、黒皮の鎧着て舞ふが如き身の舉動。若武者等は覺えずドット笑ひ出し、恐怖の念も消え失て、青みし顔の色もなほり、一場の喜劇は果して憂鬱悲愴の念を晴らし、勇氣發し來れば徳川勢も怖るゝに足らず、攻め寄せ來らば戦へやと、先刻の臆病風のおともなく一陣肅然として整列せり。徳川家康も元より思慮ある長將なり、勝に乗じて我を忘るゝ人ならず、長久手の戦場サット引き揚げ、犬山の方に向ひ凱歌三度つくりて小幡へ入りぬ。若武

者は追ひ付きて戦へど逸るもありしが入道一鐵靜に制して陣を動かさず、やゝありて羽柴秀吉大軍を引率し樂田より龍泉寺へ寄せ來り家康の後を追むと爲し、入道亦も諫めて戦はしめず、終に戦争は明日と定まり爲に羽柴方にて無益に人を損ずるともなかりしとかや。一鐵は勇猛不敵の人と聞えたりども、味方屈すれば士氣を鼓舞し、味方逸れば客氣を制す。寛猛よく其術を得たる者と云ふ可し。

下人の罪を赦せし事

一鐵は例の一徹心に怒氣火の燃ゆるが如し。其れ引けと命ずるや、一人の仲間らしき者をば高小手手に縛めて庭へ牽き出せり。細取は主人の前なれば片手に細こそ堅く手に持たれど、片手は地上に着けて俯伏あり、一鐵は白鞘をばらひて振りかざしたる氷の刃、四尺にあまる大藥物腕に覺の主人の手料理、あはや庭前の霜と消へむと見へしに、罪人は聲をあげて泣き出だせり、泣きも涕きたり慟笑したり。一鐵可笑くや思ひけむ、苦笑ひして「生命が左程惜くあるや」と問へば、罪人は少し振むきて「舌く、命ををしまて泣くには候はず、命あらば一と太刀御恨申す可きに、斯く縛り首になり果るが残念にて候」と答ふるに、左右に伺候し近臣輩は、勃然として顔色を變じ、「悪くき奴哉、早く斬り棄て給へ」と、舞くに、一鐵は近臣輩の怒るに關せず手を撰きてながめ居りしが「助けつかはずぞ、

如何にもして我を一と太刀怨む可し、其細を解け」と命じて、細解く追ひ放ちたり。其後數年を経て、一鐵老病に罹りし時、何處より聞きけむ、かの罪人は戻り來り何くれ彼くれと心身を勞し、日夜に己が力のあらむ限を盡せしが、命數は繋ぎ止む可き道もなし、一鐵終に死せしかば、七七の追善供養もすみ、或寺の松風高き邊に一基の新なる墳墓を築かれたり。時に垂の罪赦されし者は墓の前に坐を占め、泣く在りし人に物云ふごとく、「某が今日まで存命候は、御意に従ひ殿をば一と太刀恨奉つらむと存じ候故なり、然るに殿は黄泉の人と爲らせ給ひ、此後も某が生て居り候はむには、殿の切せられむと爲すをり、泣き候は全く生命の惜き故なりしと人の申さむが恥かしく候故、只今御墓の前にて切腹仕り候」と云ひをばり、諸肌押しぬき惜氣もなく白刃がサト刺しキリ、と十文字に刺き切りて夕への露とぞなりにける。今日より見れば、主も家來も一風變りし者なり。主の一鐵も一徹心は情に觸れて折れやすく、家來の一徹心も情に任せて生命を塵芥よりも輕ふせり。されど此間に面白き節なきに非ず。以て一鐵の一徹を窺ひ得べし。

稻葉美濃守正則

狙撃されて驚かざりし事

一徹心は稲葉家の特色か？正則も亦た猛烈の言行多かりき。若年の時、何か情に激せしことありて近臣を手討に爲せしことあり。其近臣の子なる者主人の處置を憤懣り、俱不戴天の仇、何時か報ひむと心を碎きて窺ひたり。時未だ熟せず空しく月日の移るのみなりしが、或時美濃守正則は狩獵せむと野外に出で、東西に奔走せり。小鳥も追ひ、兎も網し、深山より猪をも狩り出し、衆皆四方に散亂せり。正則は馬に白泡はませ少し勞れしか松むら／＼と四五本たてる下に手網かひ操り眺望め居たり。かの者は時よしと大に悦喜び種々島の砲さし向けて忘るゝばかりに覗ひすまじ、眞正中と視て撞と放らしが、砲丸は正則が鹿の皮の行際をどほし左の股を少し創つけ鞍の前輪を貫きたり。筒音に驚きて老臣には正則の立つ岡に上り來りしに、正則は少しも驚く氣色なく、誰が狙撃しかと四邊をあさる事をも命ぜず、遙かに野邊を見下して馳驅する若侍の舉動を笑盡に入りてながめ居たり。されども老臣には心を痛め此うへ如何なる珍事の發らむと計り難し、御獵は之にて終らせられ、御歸館あり度候と云ふに、正則は打ち笑ふのみ「心配いたすな、棄ておけ、何事を爲し得むや」と、自若として更に恐怖る氣色なし、他の侍は斯る事のありと知らざれば、馬を馳する者、弓を引く者、銃を手にする者、大身

の鎗閃かす者、襟々にふるまひて鹿を射とめ、兎を撃ちとめ、猪を刺すなど、右大將家の牧符は知らず、今日の狩獵ほどに樂き事は曾てなかりきと、揚げ貝どもに隊伍を組て一團に聚り、夕月の影ふみて人皆城内へ歸りたりとぞ。正則は手刃に爲せし者の子と知るや知らずや、己を狙撃せし者を縦して問はず、探らず、亦是伊豫入道一鐵の血統をひきし者と云ふ可し。

稻葉淡路守紀通

鯽の爲に家を亡せし事

淡路守は顔色かへて近臣に「京極より送り來りし鯽を見よ、一疋も首はあらざるなり」と云ふに、家來もよく／＼視れば珍らしや、可笑や一疋も首を刎ざる鯽はなし。淡路守は唇震し、京極の領地の魚は好と聞きて乞ひにやりした、丹波守奴の云ひ々さには、この淡路守が奉行頭人へ苞首を贈む爲の料に乞ふならむ、かくして送れと首を刎しと聞く奇怪なり無禮なり躍り上りて罵りたり。其後は城下を京極の家來の通行することもあらば、我に知せよと命じつゝ此報なしてくれむと待ち構へぬ。或日只

今京極家の者御城下を通行いたし候と告ぐ、得たりと淡路守は飛ぶが如くに櫓に登り自ら鐵砲をもて通行の飛脚をば無慘や一發の下に倒したり。

聲ちとめたる飛脚は京極の下人に非ず、他家の者なりければ城内城下の周章一ト方ならず、上を下へと混雜したり。尋常の家政ならむには一時の怒にて假令旅人を殺すことなどありとても斯までには騒動はせざるに、兼て淡路守が手荒き政治に家來も城下の町人百姓も安堵の思なき時なれば、實に其混雜は近國近郷に傳はりて云ひ罵ること夥敷、遂に京都所司代職の耳に入り、近方の大名には丹波の稻葉は謀反せりなど取沙汰せり。

* * * * *

さなきだに一徹短慮の淡路守は、内外の者皆斯の如くなり。一時は所司代に情をも陳しが、兎ても角ても我が家断絶の時と心に思ひ決めたり。城中に火薬をまき散し、我自殺せし後に城に火をかけよと命じ、腹切て失しが幸に火災は發ざりしが、この稻葉の家は此人にて絶えたりとぞ。幕府にては狂暴なれど上に對して犯せし罪もあらず、遺子に父が遺財を興へられしが、不幸にして其幼兒は瘡瘡の爲に死したりとかや。

寛永の前後未だ殺伐の餘弊ありたれば諸大名にも荒々敷所業あり、この淡路守の如きもありしが、星霜二百終に大名とは柔弱を意味する如き新字義を生し來りしなり。富貴は志氣を消磨する最悪の器具とこそ云ふ可けれ。

第二 京極

●宇多天皇九代佐々木源三秀義之末
近江守氏信十七代孫

○源高吉 京極長門守

高次若狹守
從三位宰相

忠高若狹守
從四位少將

高和刑部少輔
讃岐國丸龜城主

高豐備中守

朝徹佐渡守

子爵京極高德(丸龜藩)

●高極備中守高豐二男

○源高道 壹岐守

高度出羽守

高文壹岐守
圓香頭

高琢壹岐守

子爵京極高典(多度津藩)

●京極長門守高吉三男

○源高知 京極丹後守
從四位侍從

高廣丹後守
從四位侍從

高三修理大夫

高行 甲斐守

子爵京極高厚(豐岡藩)

●京極宰相高次舍弟

○源高知 京極丹後守
從四位侍從

高道 主膳正

高供 主膳正

高富 備中守

子爵京極高致(峯山藩)

京極は近江の名家なりしが、中葉よりは六角の爲に壓せられ、空しく右族の名のみを存じたりけり。近江守氏信より十二代の末京極長門守高吉の時に及びて羽柴秀吉に知られたり嫡子高次の姉は松之丸殿と稱して、其妾となりぬ。高次の母は小谷の淺井下野守久政の女なれば、かの淀殿にも從弟にあたり、豊臣家にも徳川家にも一ト方ならぬ間とはなれり、高次叙爵して近江守となり大津城に住し、

若州に於て六万石の地を領したり。後に淀殿の妹を以て又高次の妾となしぬ。この淀殿の妹は二代將軍秀忠の夫人の姉にあたり、高次卒せし後常高院と稱せし人なり。京極家は武勳も多しと雖も、血縁が家を興せし縁となりしと云ふも全く適當せざる事には非ず。

太閤秀吉薨じて後、高次は徳川にも由縁厚く、淀殿とも血縁の間なれば、其去就に苦しみたれど、終に心を決して徳川を助け、奉行等が家康を討たむと爲す時にも、關ヶ原の戦の發りし時にも、力を盡して家康の味方となりぬ。特に大津籠城の如きは有名なる苦戦なりしかば、賞として、若州一圓に越前の致賀をそへて與へられ九万二千石を領し、若狹守となり、慶長十五年には從三位參議に昇りしが四十七歳にて世を逝れり。嫡子忠高に至りては、益々淺井の縁故により徳川家との間諍かになりぬ。十三歳にて元服し將軍秀忠の諱字を與へられ忠高とは名乗れり。寛永三年從四位少將に進み、出雲、隱岐の兩國二十四万石を領し、夫人は將軍秀忠の二女なれば家運いよ／＼目出度ありしが、四十歳にて早世し、嫡妻に子なかりしかば家絶えたり。妾腹の男子はありたれど憚かりて世に出ださざりしかや。

二十四万石餘の京極家は子なくして斷絶たりと雖も、元より徳川家とは深き間柄のことなれば、忠高の舍弟同苗主馬高政の子を以て、家を嗣しめ播州龍野六万石を與へられたり。これを刑部少輔忠知と

稱す。或は云ふ忠高の男なりとぞ。萬治元年より讃岐國丸龜城に移れり。家の紋は佐々木の四ッ目と豊臣家の五三の桐なり、以て名家の末たることを見る可し。

參議高次の舍弟に丹後守高知あり。秀吉に仕へ修理大夫になされ、江州蒲生にて五千石を與へられしを初とし累進して四位の侍從となりぬ。兄ととも徳川家康無二の味方となり、奥の會津を征する時も追討の爲に下りしが、上方亂れぬと聞き先づ岐阜の秀信を攻め落し、兄高次の大津の城に至りしに既に落城の後なりけり。されど其功により丹後國にて十二万七千石を賞せられ、丹後守となりぬ。丹後宮津の城を築きしは高知なりとぞ。大坂冬の陣にも功あり家門彌榮へしが元和六年十二月五十一歳にて没す。其子二人に所領を分つ。但州城崎郡豐岡一万五千石の京極家と、丹後國中郡峯山一万千四百四十四石餘の京極家なり。

かく高次、高知の後は封地を減ぜられ、或は家を分ちて小藩となりしと雖も、京極家は小藩中の上席を占め、家門の光榮二百年間輝きしが、高次が五男高廣の末のみは不幸にして家全く斷絶せり。高廣も高知ととも徳川の覺目出度、元和二年には從五位下侍從に叙せられ、家康の外孫池田輝政の女を

娶り男子三人をまうけたり。承應三年入道となり安知齋と號し、家を嫡子高國に譲れり。然るに父子の間に風波を生じ、丹後守高國は父入道高廣の政治をさみし、父高廣は高國の言行を好まず遂に父子の行狀を訴へしにぞ其所領を沒收せられたるなり、全くは高廣が二男信濃守高勝を愛する所より、己より嫡子の罪を訴へなば、所領は高勝に與へらる可しと思ひしに由るとも云ふ。以上の本支の外に九龜の分家あり同國多度郡多度津一萬石を領したり。

京極宰相高次

大津合戦の事

家康は長篠城の有様をかたり、奥平九八郎は能く防ぎたり、戸障子は鐵砲の玉の痕にて鹿の子を結ひたる如く、土も落ち板も貫きたるを廷疊などにてさへたり、と激戦の様をかたりて、山岡道阿彌が京極宰相は此城よく持ちこたへ候と云ひしに答へ。又井伊、本多等が、破れ行燈の如き城なれど、數日持ちこたへ候は高次なればこそ、仕り候なれと云ひし時、家康は亦も臆言なれと道理なりと云ひたりとぞ。此等の事を集め來りて考がふれば、關ヶ原の役の前後に城攻も多くありしが、大津の籠城

は特に難儀の戦と覺えたり。慶長四年九月二日の夜に宰相高次は、大坂方を全く離れ、大津の城に立て籠り關寺の門を閉ぢ兵糧を取り入れ、東西の咽喉にあたる要地に旗を飄へしたり。石田等は憤然り京極殿の汚穢き舉動哉、三成とは堅く秀頼公の御味方いたさむと約せられ、朽木河内守も御使となり、江戸大納言との縁もあれば人の疑を散せむ爲め、人質をと申せば、熊若丸を出し、北國までも兵を出せし者が、岐阜の城落しと聞きての籠城沙汰、さらば攻め落せと、立花宗茂、築紫廣門は勢多に陣取り、中納言輝元の陣代毛利元康は三井寺に陣し、其他久留米秀包、南條中務等と共に三万七千餘の大軍稻麻竹葦の如くに押し寄せたり。別て立花の勢は足輕に細だすき懸けさせ、其細目に玉藥の早合を挿み、手練れが箭をつがふよりも早く鐵砲を撃ちかけさせたり。城は淺間なり敵は大軍なり、關東勢は未だ勝取何方とも決せず、なか／＼に防戦す可き城にあらざれど、宰相高次は少しも驚ろかず、山田大炊、赤尾伊豆、井口左京、大橋肥後、安養守門齋、山田三右衛門、横山久内、田中茂兵衛等の勇士を持場／＼に遣り、肅然として敵進しと待ちかけたり。

京口は防ぎ兼ねて旗を繰りければ、附け入りて多賀出雲守の手勢亂入し、三の丸へと責め寄せたり。高

次は櫓の様を見てありしが、味方危うしと見るより、左右をかへりみ二の丸へ仕寄を附けられては防
ぎ難し、はや／＼敵を追ひ出し候へと命ずるや、令の下より山田大炊十文字の鎗ちつ取り、胃の上に
て三四邊ふり廻し、大聲に参る／＼と叫びつゝ、聲の下に敵二人をば突き伏せたり。赤尾伊豆も亦
たなどか大炊に劣らむやと、猩々緋の陣羽織を着下し、長身の鎗をヒツシゴキて狂ひ出でたりもどよ
り三の丸より味方を静に引き揚むと殿に戦ふことなれば、敵逃ぐれば追はず、來れば突き拂ひ、赤
尾と山田は六度まで返し合せ／＼戦ひけるが、遂に山田三右衛門は討死し、今や赤尾伊豆は二の丸に
入らむと爲す時、唯少齋は城門ハマト閉め切り關貫して赤尾を入れず。伊豆は何とか思ひけむ、ドツ
カと門の前に坐し足踏み出して、武者草鞋の紐を結び直し、血に染みし鎗は傍に投げ出したり。近々
と寄せ來りし敵の軍勢も赤尾伊豆の傍若無人の振舞に驚き少し脚踏ふ色の見えければ少齋は門を開き
て、イザ入り給へと赤尾を城中へ入れたり、赤尾は門内に入るや否や大の眼を給と見開き、「我を棄て
殺さむと爲し、よな」と罵りつゝ、握みかゝらむ様なりしが、少齋は少も騒がず、「敵追ひすがり候故、
門は閉して候、各方を助むとて當城の危きを忘れ申す可きや」と答へしにぞ、伊豆も實に黙頭きて再
び云ふこともなかりしとかや。かく京極の諸將士は死を決して戦ふにぞ、いつ落城とも見えわかず、
大坂方も攻めあぐみ、高野の木食上人を以て和平のことを云ひ送りぬ。高次も初はなかく／＼に應ずる

氣色なく、城を枕に倒るゝか、江戸大納言の上洛を待つか、この城一步も動かじと思ひしが、老臣黒
田伊豫が大坂方に心を通じ城中二つに分れむと見ゆる色ありしかば、心ならずも上人の言に従ひ、例
の赤尾伊豆、山田大炊を與の左右に従へ、大坂方の寄手の中をば悠々と通行し、京都大佛の養源院へ
立ち寄り、心靜に高野へ赴きたりとぞ。
關ヶ原の後、家康は高次を山より呼び下し、籠城の功を賞し、近江國にて四十万石を與へむと云ひし
に、高次は曰く、孤城に喫りて數日籠城せしを貸するに四十万石を以てせられむには、關ヶ原にて功
ありしものには百万石を與へ給ふやと云ひて辭したりとかや。清廉の人と云ふ可し。名家の末には、
かゝる雅量ある人を見ること多し。
當時城中に籠りし勇士は、前に掲げし者の外に、安養寺門齋、銚子五郎兵衛等ありき、安養寺は壯
年の頃三郎左衛門と稱し、小谷の淺井長政に仕へて無双の弓取なり。銚子は關白秀次に仕へたる者な
るが、飽まで酒を好みたり、或時秀次の坐右にある白熊の毛の丈長きを見て、あはれ奇麗きものなる
哉、この長き毛を胃の上にふり亂し軍の先驅を仕つり度ものなりと云ひしかば、秀次は其白熊の毛を
與へ是を着に酒呑めと與へられたり、秀次は亡びしが、銚子は其熊毛をふり亂し、栗毛のしぼ革に金
の筋つけたる羽折を着し十文字の鎗を持って一ト足もひかず討死したりとかや。又この他にも鬼柴田に

仕へたる、尾關某、内田某等あり、爲に比類稀なる合戦をなせしなり、武將の爲に專一なるは勇士を
羨なふの一事なりけり。

京極丹後守高國

澤圖書の事

丹後守高國の行跡は前に掲載し如し。居城丹後國宮津をば、召し上げられむと、青山大膳亮幸利は城
地受取りの爲に宮津に下りぬ。丹後守の家臣には會議の席を開き、甲論乙駁し或者は殿の御下知な
きに臣の身として、預りの城を何人にも渡す可きに非ず、或者は又た所詮籠城して潔よく死なむには
志かず、或者は否、今日泰平の代に兵亂を起すは反逆なり、様々の議論にはてしなかりしが、澤圖書
は元老の身なればにや、最初より兎角の説は云はざりしが、衆議紛々として決定せざるを見て、徐々
に口を開きて意見を述べ、城中の意見を決定し、やがて青山大膳亮の旅館へ使者を送りたり。其趣意
は主人の墨附なくして城を他へ渡し候事は武家の定法に無之候、さればとて日本六十四州の國郡の輿
奪はもとより將軍家の尊命の儘なる可き理なり、下として上を犯す可からず況んや陪臣の身の某等

が背き奉る可き儀に非ず。尊命に従がばは武士道を棄て、尊命に従がばされば天下に對し奉りて無禮
不義死しても餘罪をまぬかれ難し。此上は丹後守の城中へさし置き候家老職兩三人切腹任り可申候間、
死後に本城を御請取被下候様奉願候と云ふ。大膳亮幸利は當時幕府にて其人ありと聞こえたる者なれ
ば、ヤヨ待たれよと命じ置き、急使を立て、江戸に伺ひたりしかば、將軍家にも澤圖書等を感じ思召
され、既に和州奈良に流罪となりし高國の許へ仰せ下され、其城幕府へ返し奉るやう自筆の書を送ら
しめたりしにぞ、青山大膳亮は家老を呼び出して、其墨附を示されたり。澤圖書は一見して大膳亮に
一禮を述べ、城中の塵を拂ひ、靜に家臣等の族類を出し、箒目清らにたて水打ちて、青山の同勢をば
恭々しく迎へ入れたり。大膳亮は圖書の舉動を見て一國の元老は斯くある可し、智と勇と忠とを兼ね
たる者なりと云ひて、賞賛せしどかや。

元和偃武の後、少數の士のみ諸侯となり、大名となり其子孫は賢愚を論ぜず、小封の地を領しても
南面して殿と仰がれ御前と敬はれたれど、陪臣となりしは力ありとても殆んど日陰の者の如く、其智
勇一世にあらはれず僅に數万石の藩内に其驥足を伸ばすあるのみ。澤圖書の如きは其一例として見る
可き者なり。

第三 西尾

○源吉次 西尾隠岐守
三河國住人

忠永 丹後守
實酒井河内守重忠二男

忠照 丹後守
忠成 隠岐守

忠受 隠岐守
子爵西尾忠篤(横須賀藩)

徳川譜代の大名にも、其功績の世に顯るゝあり、現れざるあり、共に皆な家康の馬前に生命を塵芥より輕るく爲せし者なれども、二三の功臣にのみ其勞を譲りぬ。世皆な徳川氏の覇業は井伊、酒井、本多、榊原、大久保等の諸家の功に歸すれども、覇業の基礎となりしは他の功臣の世にあらはれざる人の手に成りしことの多きを忘るゝ可からず。西尾氏の如きは實に斯かる功臣の未なりき。其祖先は遠く源氏の流なりと聞けど、中世は三河國に住し、西尾小左衛門吉次に至りて徳川家に仕へ、家康が明智の亂に泉州堺より辛ふじて三州に歸りし時も吉次は其一行に在りしと云ふ。

徳川家康封を關東に移すに及び、西尾吉次は武州原市に於て五千石の地を興へられたりとぞ。こゝを以て考ふる時は吉次は當時重要な地には非ず、恐らくは近臣扈從の役にありしものならむ。養子主水忠永は父の家を嗣ぎ、慶長八年に叙任し丹後守となり、大坂落城の後に常陸國土浦城二万石を領したりと云ふ。其孫隠岐守忠成の代より、三州城東郡横須賀三方五千石を領して慶應の代に至れり。西尾姓も三州の地名なれば、家祖吉次は純粹の三河武士なり、さればにや當家は徳川の代に老若或は奏者衆の役に任じ、安藤、阿部、板倉、青山、石川、植村等の譜代の人々と共に天下の樞機に參與せし人多かりき。西尾氏の如き譜代大名の城中の詰席は帝鑑間なり。抑も、幕府の城中には障壁の番圖或は其位置によりて諸大名の詰席を區劃せり其間の名稱は

大 廊 下
大 廣 間
溜 間
帝 鑑 間
柳 間
雁 間

菊の間

この他に紅葉間、芙蓉間、虎間、山吹間、桔梗間、躑躅間、焼火間、竹間等あり。大廊下は前田、越前、津山、明石、大廣間は島津、毛利、伊達等の國主。溜間は會津、彦根及老中の詰席。帝鑑間は譜代大名の上席。雁間、菊間は譜代の下席。柳間は大廣間に列し難き外様大名なり、即外臣なりき。享保年間の本城の間席の繪番は左の如くにありしよし。

御立關遠侍

獅子牡丹

狩野右近筆

殿上之間(上段)

四老七賢

同人筆

同三之間

雪柳鷺

狩野右京筆

大式臺

竹・虎

狩永眞筆

御使者之間

蘇・鐵

同弟子

御廣間

松・鶴

狩野探幽筆

柳間

雪・柳

狩野采女筆

大廊下

濱松之圖

狩野外記筆

御黒書院四間

山水西湖

狩野探幽筆

御座之間

聖賢之圖

狩野探幽筆

西尾氏は所領は僅に三万石餘の小藩にして、帝鑑間詰なるは、家の面目なりしなり、當時帝鑑間には尾、紀、水の分家あり、酒井、榊原、本多等の徳川譜代の餘々たる家のみ列せし所なればなり。以て西尾氏が武臣としての代の功勞よりも、元和前後の頃より文治に尤も功ありしことを見る可きなり。

第四 内田

○藤原正世内田平左衛門
或稱正則

正信 信濃守

正衆 山羽守

正徳 主殿頭 子爵内田正學(小見川藩)

内田氏は徳川家光の代より、家を興せしなり。平左衛門正世は遠州内田の住人にして、祖先は工藤祐經より出し者なり、内田の庄を領せしが故に木工頭の藤原氏が内田の地名を以て姓と爲すには至りしなりとかや。家の紋に庵に木瓜を用ふ。工藤の流れをまめして床し。平左衛門の子正信は童の時より三代の將軍家光に寵愛せられ、終に御近習出頭人衆に登用せられ信濃守にたされ一万五千石を領するに至りぬ。其功勞は世にあらはるゝこと少し、恐らくは君側に在りて朝暮に忠誠を以て仕へたることなる可し。慶安四年四月左大臣家光薨じ、其日正信も腹切て殉死せり。嫡子七十郎家を嗣ぎ叙爵して出羽守正衆と稱せり。寛永年間より下總國香取郡小見川にて一万石を領せり。

熟々殉死を案ずるに、上古にも此事あり土偶人を製し、馬を造り陋習を改ためむと欲せし人ありき。然れども世武人の手にて治めらるゝに及び、弊風再び燃えおこり、いやしくも身一國一城の主たる者は、殉死する臣のあらざる時は恰も死後の耻辱これより大なるはなしと云ふの感あり。かの宇喜多の老臣戸川肥後守達安は、直家が病篤き日に當り、侍臣皆な名を署して殉死せむと云ひ、直家も喜びて酒を與ふる席に入り、獨り肯むせずして曰く、

臣は千軍万馬の間にて君を萬死の中より脱れさせ參らせむことは能す可し。然れども徒らに冥途に從ひ奉らむは臣が能する所に非ず。若君必ず殉死する者を欲し給はむには、宜しく法華宗の僧を從はせ給ふ可し、僧は柳子を振ひてさへも死者を引導して極樂へ遣る者なり、この僧にして君と共に死し御手をとりてゆかば三途も迷ひ給ふことなく、極樂御往生疑ひなかる可し。日頃法華宗の僧は矢玉の難を犯すことなくして、君の寵遇を蒙むることは臣等に十倍せり。御恩の厚薄より論ずるも、殉死す可き者なり

と、直家も言下に悟りて、侍臣の殉死をとりめたりと云ふ。かゝる美談は織豊二氏の世になきとにあ

らずと雖も、未だ殉死の弊を断つこと能はず。家光の代までは幕府よりも之を全く制禁せず、故に堀田、阿部、森川の諸大名も前將軍の跡を慕ひ奉りて死出の旅路に出で立ちしなり。内田正信も亦た家光の寵臣なれば如何むぞ他の愛臣におくる可けむや、即夜腹掻きさばきて殉死せしなり。嗚呼、殉死のこと陋習たりと雖も、武人の養ひたる激烈の感情より視れば、多年寵遇を蒙りし、その君は今日より世を逝り給ふて再びまみゆること能はず、秋雨燈前誰か我が断腸の情を慰むる者あらむや。况むや世は殉死を美なりとし、義なりとし、忠なりとす、一點の汚穢も我が名に染めじと欲する武人の理想上より考ふれば、殉死の弊も亦た恕す可き所多し、これも亦た忠義てふ字に心身を献じたる犠牲的精神なればなり。もし君の爲に仇を復すると云ふ、かの俱不戴天の花が元祿の淺野氏の遺臣によりて盡く開きしなりしならむには、君の爲に殉死するてふ武士的觀念の月は慶安の幕府の老職等によりて皆な滿るに至りしなり。寛永、元祿の代は徳川氏の盛時にして、日本武士の理想の頂點に達しをばりし世と云ふ可きなり。文化、文政は日本武士も半は町人化せし者なりき。

第五 溝口

●甲斐源氏逸見又太郎義重末孫

○源政勝 溝口左衛門尉

秀勝 伯耆守

宣勝 伯耆守

宣直 山縣守

直薄 主膳正

子爵溝口直正(新發田藩)

溝口氏は濃州に住して、名家逸見の末なりしとは雖も、中世全く家運衰へたり。子孫尾張國溝口に住し、溝口金左衛門政勝に至りて、織田の老臣丹羽五郎左衛門尉長秀に仕へたり。後に織田殿の直參となり、若州にて五千石を興へられたりと云ふ。織田に召し出されしは天正九年と安土日記にあり、翌十年に本能寺亂はありしなり、されば溝口政勝が信長に仕へしと云ふも僅に二年間のことなりき。

信長の事ありし後、嫡子秀勝は羽柴秀吉に従ひ、柴田の城北の庄を攻めて功あり、叙爵して伯耆守となり加州大聖寺にて四万四千石を領したり。溝口氏は茲に至りて世にあらはれしものと云ふ可し。秀吉の身を興すと共に秀勝家をおこし、天正十四年には従四位下に叙し豊臣姓を名乗り、越後國新發田に移り六万石に加増せられたり。秀吉薨じて後は、溝口伯耆守も徳川家康に心を傾け慶長五年の上杉征伐には所領近ければとて、新發田を堅く守り土寇を討ちて國中を鎮靜め、遙に徳川勢に聲援を與へたり。

秀勝は六十三歳にて没し、嫡子宣勝家を嗣ぎ、亦た伯耆守に任じたり。秀勝は舍弟伊豆守に一万石を分ち、以後近世に至るまで五万石を領しぬ。舍弟伊豆守政一の家は、其子土佐守政勝、其子伊豆守政康、其子帶刀政有（實は加藤明友の二男）に至りて家斷絶たり。されど嫡家は變易なく、宣勝は大坂陣にも功ありて、寛永の初に四十七歳にて世を逝りぬ。嫡子宣直家を嗣ぎたり。

第六 分部

● 分部左京亮光高長子

○ 藤原光嘉 分部左京亮
號花林

光信 左京亮

嘉治 伊賀守

光貞 若狹守

子爵分部光謙（大漣藩）

分部氏は本國伊勢なり。勢州に長野と云ひし大名ありき。祖先是工藤左衛門祐經の二男祐長にして、其子孫元弘の頃より伊勢國安濃郡の地頭職となれり。足利の代に至り、長野は安濃、奄蘇兩郡を領し、國司北畠家と地を争ひて戦争やむ時なし。後に長野左衛門尉祐則の世に及び、國司北畠具教卿の二男に家國を譲りぬ。これを長野二郎具祐と稱せり。分部氏はこの長野家の被官なりと云ふ、されど幕府の頃には本國伊勢工藤と武鑑にも見へたれば、長野家と血縁のありしや否やは知らず。家臣には長野幸左衛門、長野主税など云へる名あれば、深き由緒のあるなる可し。織田信長が伊勢に攻め入りし時、分部等の被官は信長の陣所へゆき、長野家は既に北畠の血統なれば、

工藤の血統に非ず、故に長野の家名を断絶せらむには、織田家に従ひ奉つらむと申す。信長大に悦び舎弟上野介信包を以て長野の姓を冒し、更に長野家を興復せり。分部左京亮光嘉は信包に従がひて功あり。長野二郎具祐は父北畠具教と共に信長の爲に亡されたり。

上野介信包は後に本姓織田に改め、四位侍従に進みしが、秀吉の爲に領知を剝れ僅に二万石餘の地を領することとなりぬ。當時より分部左京亮は關白秀吉に仕へ、伊賀國上野にて一万石を領せり。慶長の關ヶ原亂には富田信濃守知信と共に宇都宮より引き返し伊勢に下り、居城上野は要害の地にあらざ、安濃津の富田の城を共に守りて上方勢を防がむと、信濃守と共に其城を守りぬ。

關ヶ原の戦の前には丹後田邊の細川、江州大津の京極、勢州安濃津の富田等は尤も手痛き合戦なりき。さるゆゑに分部左京亮も城の東を守りて散々に戦ひ、手続あまたを負ひ今は討死と覺悟し、胡床に腰うちかけて、敵の來るを待ち、好き敵御座むなれ、組むで死なむと思ひしに、郎従の諫により城中に引き入りしとがや。光嘉が一世の快戦と云ふ可きなり。

安濃津の城も高野の木食上人の和解により、富田信濃守も城を開きて出しかば、分部左京亮も萬死に一生を得て城を去りたり。關ヶ原の戦終りて後、左京亮は安濃津の功により、所領を倍して二万石を與へられたり。義子光信家を嗣ぎぬ。この光信と云へるは長野某の男なりと云ふ、されど工藤の末の

長野家の血統にはあらず。左京亮光信は大坂陣に功あり、江州大湊の地に移されたり。其子嘉治家を嗣ぎぬ。其後は所領に變易しことなし。

第七 (松倉)

織豊二氏の代より、徳川の初にあたり、諸侯の家人に其主と名を齊しふなすものあり。上杉景勝の臣直江兼續が如きは、其中の鋒々たる者なり。大和の筒井家にも名臣二人ありき、島左近と云ひ、松倉右近と稱せり。筒井順慶没して後に、島は石田治部少輔三成に招かれ、松倉は徳川家に仕へしなりと云ふ。

松倉氏の祖先は越中國住人なり。子孫和州添上郡に來り住み、筒井順慶に仕へたり。松倉彌七郎秀政と稱す、この彌七郎のことか或は他に別人ありしか、松倉右近と稱する人の名高し、されど正確なるは彌七郎秀政の方なる可きか、同人が受領して右近大夫になされしやは知ず。

彌七郎秀政の子に重政あり、豊後守と稱せり、慶長五年東西の戦には、徳川家康に従ひ、澁州竹ヶ鼻の城を守りぬ。されど徒らに城守らむは心苦しくやありけむ、關ヶ原に來りて自ら敵を討しとも云ふ戦終りて後、大和國宇多郡にて一万石を興へられたり。

松倉氏のことば仔細に知ること能はず、關ヶ原の戦の前には、既に徳川家に仕へしか、或は筒井の家を離れて浪々の姿にてありしか、藩翰譜には島左近は朋友なれば、左近によりて石田に何地に向はむ

と、其方面を問ひしに、數日の後まで返答もなかりしかば、腹打立て大坂方與力の心を變じ、關東へ下りしなりと云ふ。かゝる事も當時にはありしならむ。とにもかくにも島は石田に知れし爲か、十八万石を領して武名を天下に轟かし、松倉彌七郎は既に世を逝し、其子の重政の代となりし故に、未だ家名はあらはれざりしならむ。

大阪陣には水野日向守勝成の手に屬して、功あり。肥前國島原の地にて四万三千石を興へられたり。松倉の家は茲に至りて父祖の名を揚しものと云ふ可し。重政は寛永七年に没し、其嫡子長門守重次家を嗣げり、この人の代に、かの島原一揆は起りしなり、重次が施政も當を得ざることの多かりしならむが、實は不幸なる地を領せしものと云ふ可し。天主教徒は大村に追はれ、大坂にて破れ、大友は亡び、松浦、有馬も力なし。勢孤島の形勝をえらみ萬死を期して、叛旗を翻へせしなり。

松倉も關東より馳せ下り、追討に力を盡せしが、亂平きて後、所領を剝れ、父長門守重治は作州に流罪となり、子の右近大夫重利は讃岐國に配流せられたり。後に重治は誅せられ、重利は會津に移されて自殺せりとぞ。

旗下に松倉家ありき。いかなる血統なりや恐らくは此の家筋ならむ。

松倉長門守重政

堀丹後守直寄と戦功を争ひし事

重政は小田小手かけし腕に力をこめ、堀直寄をハツタと白眼へ、大御所の御前なれば、太刀には未だ手をかけねど、憤怒は蒼然たる顔色にあらはれたり。只今も申し上げ候とく、丹後守は長門守が後陣の亂れ候ゆゑ、加勢いたし候と申し候へども、其證據として上覽に入れ候、長門守が旗幟こそ、反つて加勢を受けざる證據とあひなり候。すべて旗幟は後陣に備へ候ものなれば、丹後守が後陣より來り候ゆゑにこそ、長門守が棄て置きし旗幟を拾ひ候なり。五月六日の道明寺の合戦は敵崩れ候ゆゑ、長門守が手勢の追討候時、弓手の山より敵の援兵馳せ來り味方頗る難儀にあひなり、天野半之丞と申す者一人引き返して踏み止まり敵を切り崩し候なり。其節堀丹後守は銀の冑を戴き精毛の馬にまたがり、敵の背後へかゝり候と見申し候、かくの次第に候間重政は少しも丹後守が援兵を受け候はずと云ひたり。

家康は堀丹後守の方を打ち見やるに、黙し答へず。やゝありて家康は「重政は去年藤堂高虎と争論に

及びし時も、申し分に理ありき。今日の申立も、長門守の方に理あり」と大に賞賛せられしとかや。高虎の争論と云ふは、冬陣十一月四日の戦ひに重政は藤堂高虎の手に屬せしが、加賀、越前の勢が先を争ふより、軍令をまたぎして藤堂勢も城へ攻め寄せしに、本陣より使番あり抜け駆けを制せられしにぞ、高虎は我が手の勢を呼び戻せり。時に重政は冷笑ひて軍令を守らずして攻め寄せし者が、軍令に従ひて返ることやあると耳にも入れず戦ひたり。其時も重政の舉動理ありとて、抜け駆けの罪は問はれざりしとぞ。斯る事を考ふるに重政は松倉秀政の子として恥かしからぬ者と覺ゆるなり。

筒井の松倉、島の事より考ふるに、昇平二百餘年の間に、諸侯の家老臣にて名ありしは次の如し。

- | | |
|-----|-------|
| 福井藩 | 本多内藏助 |
| 金澤藩 | 長大隅守 |
| 仙臺藩 | 片倉小十郎 |
| 岡山藩 | 伊木若狭 |
| 彦根藩 | 木俣土佐 |

津	藩	藤堂仁右衛門
德島	藩	稻田九郎兵衛
熊本	藩	松井典禮
郡山	藩	柳澤權太夫

以上の諸氏は或は大祿により、或は名聲により、他に家祿の多きもあり、家系の正しきもあれど、尤も世に聞えし人々なり。この他に尾、紀、水の附家老と稱する成瀬、竹腰、水野、安藤、中山諸家は素より徳川の宗家より傅として屬せしめられし者ゆゑ、明治維新の後には皆な男爵となされたり、斯かる家ならずして、世に知れし家は、

渡邊半藏	山野邊兵庫	鈴木石見守
朝比奈彌太郎	雜賀孫市	三浦正之助
久野丹波守	永見小刑部	狛帶刀
西郷頼母	奥村丹波守	横山遠江守
調所賀左衛門	樺山伊織	川上東馬
有吉頼母	長岡佐渡	完戸孫四郎

益田越中	福原近江	諫早兵庫
荒尾内匠介	日置猪左衛門	土倉左膳
宇津木對馬	十時三彌助	

皆是れ諸侯の祖先が、千軍万馬の間に馳驅せし時には、多くは肩を並べて、一方面的の將たりしなり、此等の諸氏も亦た今日は社會の表面に立ちて周旋する人少なし。筒井家の松倉より感情は端なくも三百諸侯の家臣中知名の家を書しぬ。

第八 土屋

●金丸筑前守源虎義長男

○源昌恒 金丸總藏

忠直 土屋民部少輔

利直 民部少輔

數直 從四位侍從

寅直 采女正

子爵土屋正直(土浦藩)

土屋總藏昌恒或は宗藏昌惟と書す。昌恒は武田家の忠臣なりき。遠く其祖先を尋ねるに、八幡太郎義家五代の孫足利右馬頭泰氏の六男、一色宮内卿公深七代の孫金丸伊賀守藤次の二男筑前守虎義の長男なり。

土屋は斯る名家の未なれど、法印公深の後は家業もあがらず、藤次の頃に終に甲斐の國に來り武田家の被官とはなるに至りぬ。當時一色を改めて秋山と名乗り後にまた金丸と更に改めしなりと云ふ。

筑前守虎義は無雙の猛士なりければ、武田が家の十二人の勇士の隨一に仰がれたり。この虎義の子に平八郎昌次あり、川中島の戦に功あり、信玄は賞として武田譜代の名家土屋の名を嗣がしめたり、後は土屋右衛門尉昌次と云はれて侍大將となり、かの山縣、馬場、真田等の諸將と肩を並べて、甲斐の土屋と云へば世に知らざる者はなかりしなり。三方ヶ原の戦争に徳川家の勇將鳥居四郎左衛門尉の首取りてより家の旗幟に鳥居の紋をつけしと云ふ、近世は鳥居の紋を用ひず、恐らくは徳川家をも鳥居氏をも憚りしに由りてなる可し。

天正三年六月、長篠の敗軍に、山縣昌景、馬場信房等と同じく戦死し、織田、徳川方の三重の柵の下に倒れたり。大將勝頼辛じく國に歸るにあたり、昌次の弟物藏昌恒一騎にて主に供して、追ひ來る敵を拂ひ、馳せ加はしりし初鹿野傳右衛門と主從僅に三騎にて甲斐へ入りしとぞ。

天正十年壬午年三月十一日、田野の奥天目山にて勝頼の自害せし時、昌恒は心を變ぜず、敵と戦ひて討死し主の最期の供にたちぬ。兄弟三人同じ枕に伏したりとぞ。舍弟は金丸助太郎昌義秋山源藏景氏の二人なり。

物藏昌恒に一子あり、寡婦は岡田某に再嫁し、遺子は郎黨清水、神戸の二人甲斐しく育養して駿州に落ち清見寺の住僧に托せり。後に徳川家康、鷹野の歸るさ、清見寺に立ち寄りて茶を所望せし時、

昌恒の遺子は茶をさしげて参らせたり。家康一見して凡種にあらざることを知り、其種姓を任僧に問ひ、武田の忠臣土屋物藏の嫡子たることを知り、さる者の子なり家康に與へよと望みしかば、清見寺の上人も大ひに悦びぬ。其日家康は己の駕籠にのせ城に歸れり。歸城して駕より出づる時、家康は物藏の子の手をとりて席につき、竹千代(秀忠)に向ひ、かねてより懐刀を参せむと思ひしが、今日こそ清見寺にて得たれ、この少年を参らせむと云ひしとかや。是れ即ち土屋民部少輔忠直なり。其時より一位阿茶の局に養なはれ(家康の第六子上總介忠輝の生母)幼より二代將軍秀忠に仕へたり。清見寺にて初て見参せしは天正十七年なり。十九年に至りて相摸國禰宜内村三千石を領し、慶長五年關ヶ原の戦には秀忠に従がひて、山道より京へ上り。同七年に上總國久留里の城主となりて二万石を領したり。同十七年齡三十五にて卒す。男子三人あり、長を平八郎利道と稱す、父と同じく秀忠に愛せられ、其傍に成長し、年長けて後、民部少輔に任じ詰衆になされしが、資質多病にて生涯籠りがちなりしとぞ、六十九歳にて没す。

嫡男伊豫守頼直不肖にして所領を没收せられ、更に其子主税道直に三千石を與へて家名を相續せしめられたり。故に今の土屋家は嫡流に非ず、忠直の二男但馬守數直の跡にして庶流なり。數直は三代將軍家光に仕へ小姓組番衆より累進し、寛文二年には少老職に任じ加判執政の地に至り、常陸國土浦城

にて四万五千石を領したり。數直は十五年間執政の職に在りて、剛直忠正の譽高かりしとぞ。昌次、昌恒の以後土屋の家聲を世にあらはし、人なり。爾來土浦を領し、近時は九万五千石の高なりき。

土屋惣藏昌恒

天目山にて討死の事

土屋兄弟は武田家の忠臣なりき。兄右衛門佐は長篠にて討死し、今又舍弟物藏昌恒は武田の家亡びむと爲すにあたり、田野の奥天目山まで従ひゆくこそ勇しけれ。甲陽軍鑑品第五十七によるに三月九日の夜、小山田八左衛門と勝頼公御從弟武田左衛門佐殿とくみて、小山田兵衛人質を奪ひ取り、郡内へのく人面獸心とは小山田等が事なり。累代の主勝頼を己が領知郡内へ請じ奉つり主從僅の人数にて府中を落ち來りしに、こゝに及びて己が人質を奪ひ、志かのみならず鐵炮を出して郡内へ武田主從の入るを拒みしとぞ。

是を見て盡く散り、御供衆四十三人ならではなし。鶴瀬の向ふ田野と云ふ在家七ツ八ツある所へ、

勝頼公十日の朝御つぼみ有に、御馬の鞍置く人なくて侍大將の土屋惣藏と秋山紀伊守をきて引出す。龜の甲の御持槍など、阿部加賀守と、勝頼公御守温井常陸守とし、かつく。十一日巳の刻に田野の奥、天目山の郷人ども、六千餘人別心して、勝頼公へ矢鏢炮を打ち懸け奉る。信長よりの討手は川尻與兵衛、瀧川伊豫、都合五千にて攻めかゝる、郷人案内を仕り、裏へまはる三度突き散し給へども、かなはずして遂に亡び失せ給ふ。

甲、信、駿、の三國と上野にも遠州にも地を領したる、武田家も悲哉今は大將の馬に鞍置く人もなく、侍大將が手をあろして馬丁の事を執れり。

十一日には御前の御供申す可きと申し切たる女房衆、廿三人其外皆な御暇下され候。新館御料人をば石黒八兵衛、御同朋何阿彌に仰せ付られ、天目山奥のこやへ落し給ふ、勝頼公仰せらるゝ、信勝は御旗楯なしを持ちて、山通り武藏國へ出で、奥州までも、のがれ候へどあり、信勝聞召し、勝頼公は北條氏政の妹舞にて御座候間、氏政馳走申さる可く候程に、勝頼公御退候へ、我等は當年十六歳にて、十年以前信玄公御遺言の如く、御家督を申上げ是にて腹を任り申可きと仰せられ、のき給はん氣色少しも無御座候、かくて敵の旗先みゆるとある時、御女房達介錯には小原丹波守、弟下總、金丸助六郎三人なり、この助六は元來より金丸名字にて土屋惣藏兄なり。殘て四十三人は勝頼公信

勝公合奉つて如件。左に土屋殿弓を以て射給ふに、敵多勢ゆゑか、無の矢一つもなし。中に勝頼公白き御手のごひにて鉢巻をなされ、前後御太刀うちなり、御右は信勝公、十文字の槍をすて、御太刀うちなり。土屋殿矢盡て刀をぬかんとせらるゝ時、敵槍六本にてつきかくる、勝頼公土屋を不便に思召し候や走寄り給ひ、左の御手にて鎗をかなくり、六人ながらきりふせ給ふ。勝頼公へ鎗三本つきかけ、まかも御のどへ一本、脇の下へ二本つきこみおしふせまいらせて、御頸を取り候。

勝頼は土屋惣藏が六本の槍にて、突き伏せられしを見て、走り寄りて六人の敵を切り倒し、六本の槍を引き抜きたりと、他の書にはあり。噫、いかなる悲惨の有様なりしぞ、まかも大將勝頼も亦た三本の槍にて突き伏せられたりとあり。

天正十壬午年三月十一日に、勝頼公三十七歳、御曹司信勝公十六歳、土屋惣藏廿七歳にて生害なされ、御供の侍四十四人は土屋惣藏、秋山紀伊守、小山田平左衛門、同掃部、子息彌介、同も兒十六歳、土屋源藏、金丸助六、秋山民部、同むすこ、坊主圓首座、阿部加賀守、温井常陸、小宮山内膳、小原丹後、小原下總、岩下惣六郎、小原下野、多田久藏、大龍寺藤岳和尙、御鷹師齋藏作藏、山居源藏、御歩行衆山下空之介、みない小介、ぬきな新藏、歩の廿人衆迄、かやうに御供ありといへども、たゞ四十四人なり、仍如件

四十四人の中にて、兄弟三人もろどもに主の最後の供せしは土屋右衛門佐昌次の子供のみなりと。昌恒の遺子忠直の家康に愛せられしも、職として祖父、父、叔父等の忠烈の餘薫によれるなる可し。

第九 (最上)

●鎮守府將軍陸奥守義家三男

足利式部大夫義國後胤出羽按察使兼頼末孫

○源義守 最上出羽守

義光 左近衛權少將 從四位下

家親 駿河守

義俊 源五郎

義智 刑部

(屋形號)

出羽百方石を領したりと聞えたる、最上家も家運つたなくして、僅に五千石の地を江州蒲生郡大森にて領したり。されど幕府の頃は交代寄合にて柳の間席に詰め、屋形號を以て、優に三百の諸侯と肩を並べしなり。邸宅を江戸本所川端に構へ朱門を墨江の流に映せしめぬ。

其祖先は家系にも載せし如く、堂々たる源家の正統にして足利の末なりしが、延文年間出羽の按察使

に補せられ、羽州最上郡に下りしにぞ、其後最上を以て家の姓とは爲しなり。他の奥羽の諸大名と同じく、關白秀吉の東征までは隣國と干戈を交へ、國界を争さふのみなれば、家聲も未だ天下に響きわたれることなし。最上家も亦た義光に至るまでは世にあらはれしこともなかりき。然れど義光の父、義守の頃は既に威を近隣に震はし、羽州の按察使の由緒とも土豪を壓伏し、出羽に最上ありとは世に知れわたりしことなりき。

義光は幼より侷大志にして、經綸の術に富み、父の跡を嗣ぎてより、同國の各地、寒河江、天童、上山、鮭延、大寶寺の諸豪を改め滅ぼし、庄内の三郎をも併せ、上杉の背を擧ちて關南の羽翼を伸べむと欲するの心ありき。當時奥羽北越には群雄割據し、南部、津輕、伊達、は背後にあり、不識庵謙信は未だ死せず、さすが驍勇の最上義光も越後界に兵を出すこと能はず、反つて庄内三郡を上杉の被官本條越前守の爲に改め取られたりと云ふ。腹背皆な強敵なれば義光も施す可き策なかりしならむ。

時は天正も十八年となり、關白秀吉が北條征伐あり、東北の山野震ひ動き、誰かこの大勢力に抵抗して己が家國を傾くるものあらむや。伊達政宗も津輕爲信も、遠く陣門に馳せゆきて關白の駕を迎へり。義光も亦た既に天下の趨勢を觀破し、織田、徳川には款を通じてありければ、斯くと聞くより小田原

に上り、酒匂にて徳川家康の使者の迎ふるに逢ひ、やがて關白殿下の陣營に伺候し本領を安堵せしとかや。

最上義光と徳川家康との間は、他の諸侯等が太閤薨去の後に家康に心を傾けしが如くならず、夙より家康を仰ぐ志あり、天正十九年奥州九の戸に土豪の亂あり、當時義光は二男太郎四郎を具して家康の陣へゆき、幼子を徳川の家人と爲したり、時に齡九歳なりき。文祿元年の春に至り太郎四郎も十二歳となりしかば、家康親ら元服させ一字を與へて家親と名乗せたり。後に家康の推擧により從五位下駿河守に叙任せり。義光はまた九の戸の亂に三好中納言秀次の下向ありて最上に在る時、其徒然を慰めむが爲に、愛女を以て笑帯の勞をとらしめたり。中納言大に悦び、京都へ伴ひ寵愛一ト方ならざりしとぞ。

最上義光は二男を以て、己と同列の諸侯の家に臣たらしめ、源家の流なるに三好秀次の圍の伽に愛女を送る。秀次の方へ送りしは、己が意より發りしとにあらざ、勢止を得ざるに出でしならば恕す可き所ありと雖も、若も己より好むで爲しならむには、陋と云ふ可きのみ。東海道の名將と聞えたる徳川には二男を以て歡心を迎へ、後に關白に任じたる秀次には女を以て其心を繋ぐ、最上の家は斯る苦肉の計に非ざれば安堵なし難かりしにや、義光も亦た大人にはあらざりき。秀次自殺する時、義光

の女も亦た害せられたり。たゞに其女の誅せられしのみならず義光も亦た反逆の企ありとて、國を没收せられむと爲せり。家康の爲に秀吉の怒も和らぎ所領を安堵したりとかや。茲に及びて義光はますます家康に心を傾け、今は太閤の事は更に念頭に非ず、ひたすら家康にのみ心を傾けたり。家康が諸侯の爲に周旋し私恩を施し、は今更の事に非ず、渠は實に相畧權謀に長しものなりけり。關ヶ原の戦未だ發らず、先づ上杉景勝は領地會津に引き籠りぬ。もとより石田治部少等と心を合せしことゆゑ、景勝はやがて最上義光の許へ使者を送り、徳川家康を討むことをば計りたり。義光表に領承し、景勝より軍備にとて送りし金貳万兩をば家の子郎黨に與へ、家康へは急使をばせて景勝謀反と注進せり。されば徳川勢の上杉退討の爲に下向するや、最上義光は南部、秋田の勢を先とし、自らは山北の軍勢を引率し上杉の領地へ攻め入りたり。時に上方にては毛利、宇喜多等を上將として石田三成が兵を擧げしかば、家康は小山より取て返しにぞ、景勝は義光の不義を惡みて、軍勢をば山北へ亂入せしめたり。最上の城を攻め落され、戦頗る難儀なりし時、幸ひに上方勢破れしかば、上杉勢引きかへせしにぞ、今は最上方の勝利となり、景勝が兵千五百人餘の首切て庄内の城を攻め落したりとぞ。この時の功により庄内三郡と山北の地を盡く所領となし、封地五十二万石となりぬ。官は左近衛權少將に進み位從四位下になされ、男子四人あり、最上の家は全盛と見へにけり。

かゝる家にも風雲の障りはありけり。義光の四人の子は嫡子を修理大夫義康、次男を駿河守家親、三男清水大藏大輔義成、四男山野邊右衛門大夫義忠と稱せしが、如何なる禍津見の神の祟りにや、義光と義康との間、快よからず、終に義康は高野へ上らむが爲に最上を去る時、道にて鐵砲に撃れて死したり。父子の間の不快より様々の事の世に發るは珍らしからざれど、身五十万石餘の大封に君となり、世には最上百万石とも稱せらるゝ家なるに、父の手して子を擧ち、終に家督の爭論より其家亡ぶるに至りしは人世とは云ひながら淺間しきことなりき。

義光は類齋となり、死の近きをや知りにつむ、慶長十八年九月病をもちして駿府へゆき江戸へもゆき、大御所家康、將軍秀忠にも謁し、今生の暇を告げ頗る優待を受けて國に歸り、翌十九年正月六十九歳にて卒しぬ。二男駿河守家親家を嗣げり、大坂亂には關東を守りたり。元和二年三十六歳にて世を早ふせり。家親の死せし最上の家の亂の初とはなりける。一藩中互ひに闘ぎ、相ひ疑ひ、家親の嫡子源五郎義俊十二歳にて家は嗣ぎたれども、もとより幼稚なれば藩政も治まらず、家人の爭論は鎮靜する時なし。元和八年幕府より諭され、出羽國は收められ、三河、近江にて一万石の地を與へられたり不幸の來れば、亦も不幸の入る者なり、義俊もし尋常の人ならむには、封地をも増れしならむに、多病にて恒に家居するのみなれば、寛永八年二十六歳にて卒し、幼子刑部義智僅に二歳にして家を嗣ぎ、

亦もや所領の半を減ぜられ、五千石の交代寄合とはなりしなり。
家の紋は五七の桐、十六葉表菊、丸に兩引、先づ紋章にて家祖の昔も忍ばれたり。用人の名に楯岡姓あり、昔は大藩の家人なりしにと思はれて、中々に床し。

最上權少將義光

強盜を斬りし事

「東南に風立つて西北に雲靜ならず、夕闇の夜風烈しき山陰に、楢木の間やさわぐらん。有明頃かいつしかに、月は出でも臙夜なるべし。切り入れ攻めよと前後を下知し、弓手や馬手に心を配つて、人の實を奪ひし惡逆。娑婆の執心、これ御覽せよあさましや。」
と、かの熊坂の長範ならねど、従がふ者は淺生の松若か、三國の九郎か、壬生の小猿か、三條の衛門かバラくと、最上の旅宿へ亂入したり。
戰國の世なれば、温泉に浴みする時も、晝夜油断を爲すことなし。父義守は傍に臥して義光をやと叫びて起しけり。義光は強盜入りぬと聞くや否や、枕刀をおツ取つて、帶堅くめめ間の襖をサツト開

けば、家人等は早や賊を對手に戦ひ居たり。義光は振り返りて、父君は大切の御身なり、こゝに居まして御覽せよ義光は小腕なれども、賊を斬るには苦しみ申すまじ。と云ひすて、群がる強盜輩の中へ、オツト叫びて切り入りたり。

十七歳の小腕なれども、太刀筋するどく眼光炯々として人を射る如く、瞬間くうちに二人に手負はせ、一人の大男と引つ組むで揉む倒ふし、二太刀程刺し透し、弱るところを首切つて落し、太刀の切先に貫き、義光こそ賊魁を斬り伏せたれと呼ばはるに、家人等は顔色を失なひ、若殿に先驅せられて何面目のある可きぞ、思ひ切たる太刀風烈敷、さしもの強盜をば散々に切り倒し、追ひ散したり。

父義守は眼前に義光の勇武の様を見たりしにぞ、涙を流して打ち喜び、義光を前によび、こは祖父君義定の朝臣より父に賜たる寶刀なり、あまりに今夜の振舞の嬉しければ、汝に與ふるなりと、貞宗が鍛治たる笹丸と云ふ名劔を與へたりとぞ。義光既に強盜を切り、他日近國を征服する、先づ勇武をば示せしなり。

伏見大地震の時の事

慶長六年閏七月十二日の夜の大地震は、伏見城にて清正が太閤の勘氣を赦され、また大佛は破損して

あへなくも秀吉の矢先にかゝり、又参内せむとする、暗夜の途中秀吉は佩刀を脱して、家康に托し、徳川の臣等はひそかに其主の袖をひき、一刀の下に秀吉を弑せよと勸めたり。震災は元より天なり。されど山河の震動し、殿舎の塵粉に碎け折るゝ間に、英雄の胸裏に往來する、一髪の危きにかゝる、天下治亂の機を考ふれば、非情の山岳の崩るゝよりも、無情の湖海の溢るよりも、有情の人寰には更に驚く可く悲む可く、懼る可き事のみなりき。宜なる哉、蜀道の難なるよりも人心の險阻なる。かゝるをりなれば、伏見に住せし諸大名は、動搖く大道に馬を馳せ、崩れ落たる豊の山を跳りこえ、烈けて土砂すさまじく吹き出すを危く避け、諸家の家人等は松火振り照して、主の先を照し、或は長刀の鞘をはらひて雑人の混雑を開き、我さきにと伏見の城門へ馳せ集りぬ。

最上義光は未だ地震の靜まらざるに、裸馬率き出し、袴つくるや否や、重代の寶刀を腰に帯び、家の子郎黨少し引きつれ、鞭を打ちて馬を走らせ、徳川の邸にゆきたり。家康の前に出でかゝる時節には人心も計り難く候、輕々しく館を出で給ふ可からずと云ふ。家康は義光が未だ營中へも参らぬに、我が方を訪問れしを打ち悦び、仰するごとく戒心いたし申さむと答へつゝ、地震はもはや鎮靜りしや否やと伺ふをりしも、伏見の城より召しあり、さなくとも家康は出仕せむと思ひつゝ、玄關へ出でしをりなれば、馬にユラリと降り手綱搔ひ繰り出でゆきたり。義光は少し遅れて家康を守らむと、登營せ

り。聚樂とはかはり伏見は城のことなれば、常には門々威嚴しく守衛に怠りあらざれど、今夜は、この天災に城門も倒れしまゝ、堀土手も崩れ落ちたれど、加藤主計頭は例の片鎌の槍小脇にかひこみ、手勢に門をかためさせ、權貴を問はず親疎の容赦なく、出入を一々誰何せり。家康は會釋して内に入ケ義光も亦た後方につきて入り營中の様を見るに、混雑は元よりなれど疑ふ眼には陰々として殺氣の満ちたる光景なり。義光は物陰に家康を招き、先刻にも申せし如く今夜は何事にも御心をゆるし給ふ可からず、義光罷在り候間、御大事のある可きやうも無之候へども、殿下との御對面をはり候ば、疾く御歸館ある可く候。かく義光は心を勞せしが何事もなく其夜は明たりとぞ。この時、秀吉は家康とにも参内したれば最上義光は京までも従ひしや否やは、詳細ならざれども、兎に角に家康の爲に義光と誠意を盡せしは一ト方ならざることなりき。

當時家康が秀吉を弑さむことは、爲し能ふことに非ず、老雄家康の如き深沈の度量ある者が決して爲すに非ず、暗夜に佩刀を解きて家康にわたせしは、豊公が一時の戯に近し。家康は刃を以て己を害するが如き、屑々の小人にはあらざることを觀破せし秀吉なれば、豈家康を疑はむや。然れど秀吉にして若し家康を誅せむと欲する心あらば、全く爲し難き事にも非ず、事後の人望は頗る困難にして群雄の矛を倒まに爲す憂はなきに非ずと雖も、家康が匹夫の計を用ひて、殿下秀吉を誅し大道の名を

取るよりは容易なる事と云ふ可し。されば最上義光が杞憂も其理なきに非ず。既に豊臣の政府には石田と交情の密なる、直江兼續あり、上杉、宇喜多、毛利の諸公あり、秀吉たとひ手を下し或は命を命ぜずとも家康を親ぶ者はあまたありしなり、義光は徳川の忠臣と云ひつ可きなり。

最上修理大夫義康

鐵砲にて撃たれし事

昨日までは、出羽の屋形の若殿と仰がれしも、今日は父の不興を蒙り、あはれ身は未だ墨染の衣と爲されど、心は疾くに高野の奥に入り世をふりすてし、修理大夫義康、僅の供人を従へ領地を界する山路にかゝりぬ。父義光は兼てより、戸井半左衛門某に命じ、足輕引き連れ、義康來らば他領に入らざる中に打ッて棄てよとの命なれば、戸井は足輕どもに、一ト村茂る木蔭を楯とし義康遲しと待ちかけたり。主命なればとて、憂てや己が主人の嫡子たるに、今朝までも若殿と仰ぎしに。無慘、砲丸は戦とふりかゝり、畑の中に修理大夫は馬よりドゥと落ちたりけり。郎黨は走り寄り、御手創はと尋ねれば、残念なりき、砲丸は臍下を通したり、まかも一ツならざ二ツなり。父に劣らぬ豪

氣の義康なれど身を起す可き力なし。噛みしはる口より流るゝ血汐に咽びつゝ、口惜く、我に仇する奴輩一人も世にあらせじと云ひもあへず、弱る腕に力をこめ腹十文字に掻き切りたり。郎黨はかくと見るより、打ち出す砲丸にもひるまざ煙をくぐりて、戸井某のかくるゝ方へ斬り入り、死に狂ひには馳せ寄りたれど、あはれむ可し筒先に一人も残らず、撃ち殺されぬ。野徑風蕭々と吹き來り義康主従の悲鳴を聞くの感ありしなる可し。

何故に斯く義光は其子を害せしか、最上記によれば、義光、義康の父子の側に仕ふる近臣等は、互に權を争そひしが、こゝに父子の間を割く可き原因となりし大勢力は、近臣等の争に上こそす義康と弟家親の間柄なり。當時家親は駿河守と稱し、夙より徳川家康父子に親く伺候せしことなれば、天下の權の關東に歸するや家親は他よりして家嫡の如き對遇をうけしなり。義光の愛も亦た兄弟の序を亂ししことありしならむか。この事の義康にも其從臣等にも不愉快を興へたれば、杞憂は廢嫡の事に及びしならめ、事茲に及べば父とても怨めしく、君とても憎きは人の情なり。かゝる思の裏に在れば事物に觸れてあらはれざることなし、是即ち父子の近臣等が權威を争ふこととなりしなり。義光はますゝ義康を愛するの情は薄すく、廢嫡の念を發すに至りぬ。時に又風説は義光の耳に入れり、若殿には光明寺にて御遊のをり、大殿のつれなき御心をかたり出させ給ひ、御自害あらむと爲せしを、近

臣等うちあつまりて止めまひらせしが、御殿に御刀の創をのこし給へり、此後如何なる變事や發らむなどと、義光に告ぐる者あり。其實は酒興の上にて近習の者と戯れ、鞘はしりて怪我せしなりと云ふ。疑惑の浮雲わきいづれば千態萬狀の奇怪の姿はあらはるゝなり。夜刃、大入道、三ッ目小僧、天狗、外道と算へ盡す可きに非ず。父義光は遂に義康に對面をゆるさず、一族老臣等の諫も父子の間の悪感情を和ぐることをあたはず。義光は關東にゆき、家康に此事を告げたり、家康も身に覺なきことに非ず、子にして父に對するに云はるゝ如き事ありては道に非ず、さりながら世には斯かる事よりして家國の亂れとなること多し。なほ能く考へられたし。去りながら廢嫡の後は何人に御身の家は嗣がせらるゝや、何に家親とな、駿河守は適當なる可しと、家康をもほゞ同意なさしめしかば、後は知らず眼前は、次男家親に國讓ることの嬉しくて、いそぎ最上に歸りたり。

歸へる否や、温言を以て義康を呼び、來れば無慘！對面をゆるさず、高野へおもむきて、赦す可き日を待つ可しと命じ、悄然として立ち去る者をは飽き足らざりけむ、預め計りて鐵砲にて撃つるは、義光は無情殘忍の人と云ふ可し。この聞恐らくは家親の近臣義康の近臣、義光の近臣と最上の家は三分して虚實錯亂し終にこの大破裂を發し來りしものならめ。

義康の近臣に里見民部と云ふ者あり。義光はこの民部をも誅せむと、父權兵衛尉に腹切せよと命じた

り。民部の祖父越後守怒りて、君命を奉せず、民部と權兵衛尉とを伴ひて最上の家を行たり。里見越後守は武名の高き者なれば加賀中納言或は上總介忠輝より二万石、三万石の大祿を以て招きたれど、義光より故障を云ひ送りしかば、終に越後も高野へ入りしに欺きて呼び歸し、己が死後家親を誅せしめしと云ふ。最上家は此時より父子君臣の間全く分れ、終に家親の死後其家斷絶するに至りしなり。

最上源五郎義俊

家親死後の事

禍津見の神は、いつまで最上の家の屋の上をはなれぬにや、亦もや荒にあればなり。義光老病を以て死し、家親家督を相續し、一族老臣等も家の長久を賀きたり。義康の事も今は昨日の夢とすき、頃日未だ里見越後の事のみは落着せず、或る家人の中にて預り居れど、是は父子の争ひの如き事にも非ず、何万石を領せしめて陪臣の身なれば心易し。先づ最上家は長久を祝せしに、僅に三年を経て家親も亦た卒したり。これも亦た兄義康と同じく變死なりと云ふ。老かき毒殺なりと云ふ。そは又如何にと云

ふに、元和二年三月の下旬、家親鷹狩の歸るに、家人楯岡甲斐守の家に酒宴あり。其庭前にて俄に病ちこりて死したり。こは正しく老臣鮠延越前守が家の主人甲斐守と心を合せて、鳩殺せしなり、何故に害せしかと云へば、家親の舍弟山野邊右衛門大夫を主と爲し、己權勢をふるはむとの計畫なりと。他も云へば我も語り、耳より耳へと傳はりたり。老臣松根備前守は如何なる考かありけむ關東に赴きて訴へたり。諸家の騒動多くは皆なかくの如し、遠くは越後家騒動、近くは仙石家の騒動の如き、情海の波瀾の音すさまじくして、安全の港灣に舟を入れ難く、空しく坐礁して碎くるに至るなり。義光は義康を疑がひて弑するのみならず、老臣里見越後をも誅せり。家親の黨派は家親の死を疑ひて、舍弟山野邊と老臣鮠延越前守を罪せむと計れり。松根備前守は家親に入れられし者なる可し。幕府は島田彈正、米澤勘兵衛、の二人を遣して出羽國に下し、老臣等九人心をわはせて、幼子源五郎義俊を守り育て最上の家安全を計る可しとの命あり。幕府にては未だ最上の家中五分四裂の憂ありとも思はざれば斯く恩命はありしなり。然れども其表面には現れ出されども、裏は大殿義光黨、若殿義康黨の遺臣間の感情は未だ和がず、新殿家親の近臣には義光の近臣等とは一致すれども、義康黨に加擔せし者は滿腔の不平勃々たり。平生睚眦して新殿の近臣等とは陸しからず。事あれば彼我互に疑ひ目して逆臣と呼ぶなり。さるゆゑに家親の事あるや疑心は忽ちに山野邊右衛門大夫、老臣鮠延越前等

の上にかゝりしなり。恐らくは義康に仕へし者が、山野邊を推して主君と爲さむが爲に、家親を害せしならむと臆測するに至りしならむ。かゝる濳情なれば、山野邊右衛門大夫も鮠延越前守も、恩命は忝けなく候へども、兩人かくてあり候はむには再度讒者の舌刀にかゝり、兩人の身はともかくも最上の家の爲に候はず、願くは兩人の身の暇をたまはり國を退き申す可しと云ふ。老臣にして既に斯くの如し、他の濳士には施す可き策なし。將軍家にも不愜とは思はれたれど、名にし負ふ出羽の最上なれば、領知陸奥、出羽、越後にまたがり、最上城は天下に名だる城なれば、濳政亂れ、其主幼稚なるに守らせ得べき所ならずと、義俊の成長まで、領地は奉還す可しと命じ、近江國に移されたるなりとぞ。以上義康の横死、家親の急死、老臣の分裂を醸し來りし源因は素より許多なる可しと雖も、義光が二男家親を徳川家に仕へしめ、嫡庶の間の權衡を失なひたるより發せしなり。

最上家の事は前に掲載しごとし。祖先の事は暫く置き、最上家は中興の祖とも云ひつ可き、義光が建